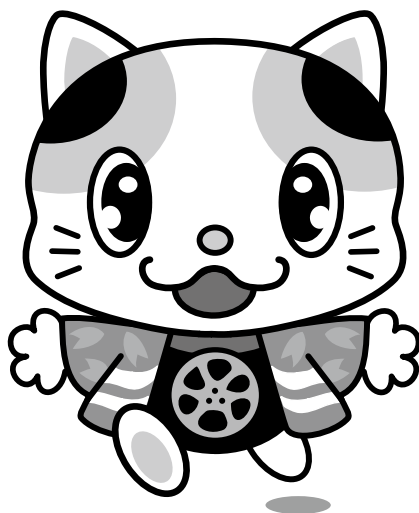


門真市

第5期障がい福祉計画・ 第1期障がい児福祉計画

平成30(2018)年度～平成32(2020)年度



平成30(2018)年3月

門 真 市

はじめに

本市では、平成27（2015）年に策定した「門真市第3次障がい者計画」の基本理念である、「一人ひとりの自立を支え合い、共に生きるまち門真」の実現をめざし、障がいのある方お一人おひとりが年齢や障がいの種別等にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域社会づくりに取り組んでまいりました。



一方、国においては、平成26（2014）年に「障害者の権利に関する条約」が批准され、平成28（2016）年4月に、いわゆる「障害者差別解消法」が施行、平成30（2018）年4月に「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行予定となっており、障がい者施策に係る一連の法整備が進められました。

また、平成29（2017）年の「社会福祉法」の改正により、高齢者、障がい者、子ども等全ての地域住民と行政等が協働し、地域や個人が抱える生活課題を解決していく「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進していくことが市町村の努力義務とされています。

これら国における動きの中、「門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」につきましては、市内障がい児者等団体やサービス提供事業所に対するアンケート調査を実施するとともに、門真市障がい者地域協議会での貴重なご意見も踏まえながら、今後3年間の本市における障がい福祉施策をより一層充実するための計画として、策定したところであります。

今後につきましても、障がいのある方々が生きがいを持って暮らせるまちづくりに努めるとともに、自立を支援する施策を推進し、『わがまち・門真』に誇りと愛着が持てるまちになるよう市政運営に取り組んでまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました門真市障がい者地域協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました各種団体、各種サービス提供事業所の関係者並びに市民の皆様に心より厚くお礼申し上げます。

平成30（2018）年3月

門真市長 宮本 一孝

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と目的	1
2	主要な障がい者関連法律の制定・改正の動き	2
3	計画の位置づけ	5
4	計画の対象	6
5	計画の期間	6
6	計画の策定体制	7
7	障がいのある人を取り巻く状況	8
(1)	障がい者手帳所持者の推移	8
(2)	身体障がいのある人の状況	9
(3)	知的障がいのある人の状況	11
(4)	重度心身障がいのある人の状況	13
(5)	精神障がいのある人の状況	14
(6)	難病等の疾患のある人の状況	16
(7)	障がい児者等団体アンケート調査から	17
(8)	サービス提供事業所アンケート調査から	21

第2章 計画の基本的な考え方

1	計画の理念と基本的な視点	29
2	第5期障がい福祉計画における成果目標	30
(1)	施設入所者の地域生活への移行	30
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	31
(3)	地域生活支援拠点等の整備	32
(4)	福祉施設から一般就労への移行	32
(5)	就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	35
3	第1期障がい児福祉計画における成果目標	36
(1)	児童発達支援センターの整備	36
(2)	保育所等訪問支援	36
(3)	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	37
(4)	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	37

第3章 事業計画

1	障害者総合支援法に基づくサービス事業体系	38
2	第5期障がい福祉計画／障がい福祉サービスの見込量	39
(1)	訪問系サービス	39
(2)	日中活動系サービス	46

(3) 居住系サービス	58
(4) 計画相談支援・地域相談支援	61
3 第5期障がい福祉計画／地域生活支援事業の見込量	66
(1) 必須事業	66
(2) 任意事業	77
(3) 市独自事業	78
4 第1期障がい児福祉計画／障がいのある子どもの支援の見込量	79
(1) 障がい児通所支援	80
(2) 障がい児訪問支援	82
(3) 障がい児相談支援	82
(4) 医療的ケアが必要な子どもの支援のためのコーディネーターの配置	83
(5) 子ども・子育て支援事業計画との連携	84
5 サービスの確保と人材の確保	89
(1) サービスの確保	89
(2) 人材確保と資質の向上	89
6 相談支援・ケアマネジメント体制の充実	91
(1) 地域支援体制の充実	91
(2) 相談支援体制の充実	92
(3) ケアマネジメント体制の充実	96
7 人権の尊重と権利擁護の推進	97
(1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進	97
(2) 障がいのある人の虐待防止の推進	97
(3) 権利擁護の充実	98
8 障がいのある人の雇用・就労の促進	99
(1) 障がいのある人の雇用の促進	99
(2) 市における取組の推進	99
9 計画の推進	101
(1) 計画及び制度の広報・周知	101
(2) 関係各課・関係機関との連携	101
(3) 国、府、近隣市との連携	101
(4) 専門的人材の育成・確保	102
(5) 計画の点検及び評価（PDCAサイクル）	102

資料編

1 計画の策定経過	103
2 諮問書	106
3 答申書	107

4	門真市附属機関に関する条例（抜粋）	108
5	門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）	109
6	門真市障がい者地域協議会委員名簿	111
7	門真市障害福祉計画・障害児福祉計画作成委員会設置要綱	112
8	門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会委員名簿	114
9	用語の説明	115

※便宜上元号表記を「平成」とし、平成31（2019）年5月以降、新元号に読み替えます。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

平成18（2006）年3月に「門真市第1期障害福祉計画」を策定以降、計画策定の根拠法である「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が平成25（2013）年4月に施行されました。この法律の「障害者自立支援法」からの主な改正点は、

- ①制度の谷間を埋めるため、障がいのある人の範囲に「難病等」を加えたこと
- ②従来の「障害程度区分」を改め、障がいの程度の判断に心身の状態を配慮することができる「障害支援区分」を創設したこと
- ③障がいのある人に対する支援として、重度肢体不自由等で常時介護を要する重度訪問介護の対象を拡大したことや、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化したこと。また、障がいのある人の地域での生活に関する支援、啓発活動を拡大したこと
- ④障がい福祉サービス等の提供体制を確保するサービス基盤の計画的な整備を行うこと以上の4点でした。

「門真市第4期障がい福祉計画【平成27（2015）年度～平成29（2017）年度】」（以下「第4期計画」という。）は、「障害者総合支援法」に基づく計画として平成27（2015）年3月に策定されましたが、平成29（2017）年度をもって計画期間が終了することから、計画の見直しを行うことになりました。

この間、平成28（2016）年6月には、計画策定に関して根拠法となる「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布及び一部施行され、計画策定のための「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）も改正されました。また、障がいのある子どものサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において「障がい児福祉計画」を策定することが義務づけられました。

この度策定する計画は、第4期計画に係る成果目標及び年度ごとのサービス見込量についての達成状況の点検・評価を行い、その結果を踏まえるとともに、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」及び基本指針に基づき、「門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画【平成30（2018）年度～平成32（2020）年度】」として策定します。

また、この計画は、障がいのある人及び障がいのある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に関する、平成32（2020）年度末の数値目標（成果目標）を設定するとともに、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障がい児通所支援、障がい児相談支援を提供するための体制の確保を計画的に進めることを目的としています。

※門真市障害福祉計画は、本市が平成20（2008）年12月から障害の「害」をひらがな表記に改める以前に策定されたものであることから、漢字表記としています。

2 主要な障がい者関連法律の制定・改正の動き

第4期計画策定以降の主要な障がい者関連法律の制定・改正は、以下のとおりです。

(1) 「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」（平成28（2016）年4月施行）

障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が規定されています。

- ① 「差別の解消の推進に関する基本方針」平成27（2015）年2月24日閣議決定
- ② 関係府省庁における対応要領、事業分野別の対応指針の策定
・・・市町村の対応要領の策定済みは平成29（2017）年4月時点で61.6%

(2) 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（平成28（2016）年4月施行）

雇用の分野における障がいのある人に対する差別の禁止及び障がいのある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障がいのある人の雇用に関する状況を踏まえ、精神障がいのある人を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置を講ずることが規定されています。

合理的配慮の提供義務については、事業主に、障がいのある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付けています。（ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。）

(3) 「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」（平成28（2016）年5月施行）

認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある人の財産の管理や日常生活等を支える重要な手段である成年後見制度について、利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため定められました。

(4) 「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」（一部の規定を除き、平成30（2018）年4月施行）

障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、障がいのある高齢者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、改正されました。その概要は、次のとおりです。

① 障がいのある人の望む地域生活の支援

- 施設入所支援や共同生活援助利用者などを対象に、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行う「自立生活援助」サービスを新設する。
- 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、「就労定着支援」サービスを新設する。
- 重度訪問介護利用の最重度の障がいのある人に対し、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする。

- 長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた低所得の障がいのある人が、65歳になり介護保険サービスを利用する場合に、所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける。

② 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- 重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」サービスを新設する。
- 保育所等の障がい児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障がい児に対象を拡大する。
- 医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めることとする。
- 障がい児のサービスに係る提供体制を計画的に確保するため、自治体において障がい児福祉計画を策定する。

③ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障がい児の場合等に貸与も可能とする。
- 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、必要な規定を整備する。

(5) 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」(平成28(2016)年8月施行)

改正のポイントとしては、次の6点です。

- 目的に、障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の実現に資することとしている。
- 発達障がい者の定義を、発達障がい及び「社会的障壁」により日常生活または社会生活に制限を受ける者と規定し、「社会的障壁」とは、発達障がいがある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものと規定する。
- 基本理念に、発達障がいの支援は「社会参加の機会の確保、地域社会における他の人々との共生が妨げられないこと」や「社会的障壁の除去に資すること」「個々の発達障がい者の性別、年齢、障がいの状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行うこと」を規定する。
- 国及び地方公共団体の責務として、総合的な相談体制を整備する。
- 国民の責務の改正として、個々の発達障がいの特性等に関する理解を深め、発達障がい者の自立及び社会参加に協力するよう努めることとしている。
- 発達障がい児者の支援のための施策として、発達障がいの疑いのある場合の支援、普通級に通う発達障がい児に対する支援計画や指導計画の作成、就労支援及び就労定着支援、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援、権利利益の擁護、司法手続きにおける意思疎通の手段の確保等の配慮、家族等への情報提供や相互の支え合い活動の支援等を規定する。

(6) 「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

平成29（2017）年5月26日の「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立後、「社会福祉法」が改正され、地域住民と行政等が協働し、公的な体制による支援と相まって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされています。

介護保険との関係では、高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけるなどがあげられています。

また、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして、次のことがあげられています。

～我が事・丸ごとの地域共生社会の実現～

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

	「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」		市町村域等
根拠	① 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能 社会福祉法 第106条の3第1項第1号	② 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場 社会福祉法 第106条の3第1項第2号	③ 市町村における包括的な相談支援体制 社会福祉法 第106条の3第1項第3号
趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ●地域づくりの3つの方向性 ⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成。 ●他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要。 ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌 ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加 ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識 	<ul style="list-style-type: none"> ●「住民に身近な圏域」の中で、住民が直面している、あるいは住民が気付いている課題に対して、「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」相談する先が分からない課題でも「とりあえず丸ごと」受け止める機能をつくる必要がある。このことにより、「安心して見つけて解決すること」ができる地域をめざす。 ●ソーシャルワークの5つの機能 <ul style="list-style-type: none"> ・制度横断的な知識 ・アセスメント力 ・支援計画の策定・評価 ・関係者の連携・調整 ・資源開発 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な、複合的な課題については、福祉関係だけではなく、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生など多岐にわたる分野で、市町村単位、ときには都道府県単位の専門機関も含めた多機関が協働する体制の中で、解決方法が考えられるべき。 ●制度の狭間の問題の解決には、関係機関同士が連携するだけではなく、地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出したり、必要に応じて制度等をつくり出すことが必要。 ●協働の中核を担う機能が必要。 ●協議の場やコーディネート機能を担う人は、市町村で調整。

資料:「地域力強化検討会最終とりまとめ」(平成29(2017)年9月12日)等より抜粋

3 計画の位置づけ

「門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画【平成30（2018）年度～平成32（2020）年度】」（以下「第5期計画等」という。）は、次の2つの法定計画として位置づけられます。

- ① 「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく、市町村障がい福祉計画（第5期）
- ② 「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく、市町村障がい児福祉計画（第1期）

障がい福祉計画は、障がい福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業が計画的に提供されるよう、数値目標やサービス見込量と確保策などを定め、達成に向けて円滑な実施を目的に策定するものです。

障がい児福祉計画は、これまで障がい福祉計画に含まれていた障がい児支援について、改正児童福祉法に基づき、サービス提供体制の構築を図ることを目的に新たに策定するものです。

両計画は、国の基本指針、大阪府の基本的な考え方を踏まえるとともに、門真市の実情を加味した内容としています。

第5期計画等は、「門真市第5次総合計画（改定版）」の分野別計画として位置づけ、福祉分野の上位計画である「門真市第3期地域福祉計画」をはじめとして、「門真市第3次障がい者計画」「門真市第7期高齢者保健福祉計画」「門真市子ども・子育て支援事業計画」等関連計画との整合を図りながら策定しています。

■ 計画に定める事項

障がい福祉計画に関する事項 (障害者総合支援法第88条第2・3項)		障がい児福祉計画に関する事項 (児童福祉法第33条の20第1項)	
必須事項	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ●各年度における障がい福祉サービス、相談支援または計画相談支援の種類ごとの必要な見込量 ●地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 	必須事項	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ●各年度における通所支援または障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量
任意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい福祉サービス等の見込量の確保のための方策 ○障がい福祉サービス、相談支援または計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関等との連携に関する事項 	任意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○通所支援または障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 ○通所支援または障がい児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

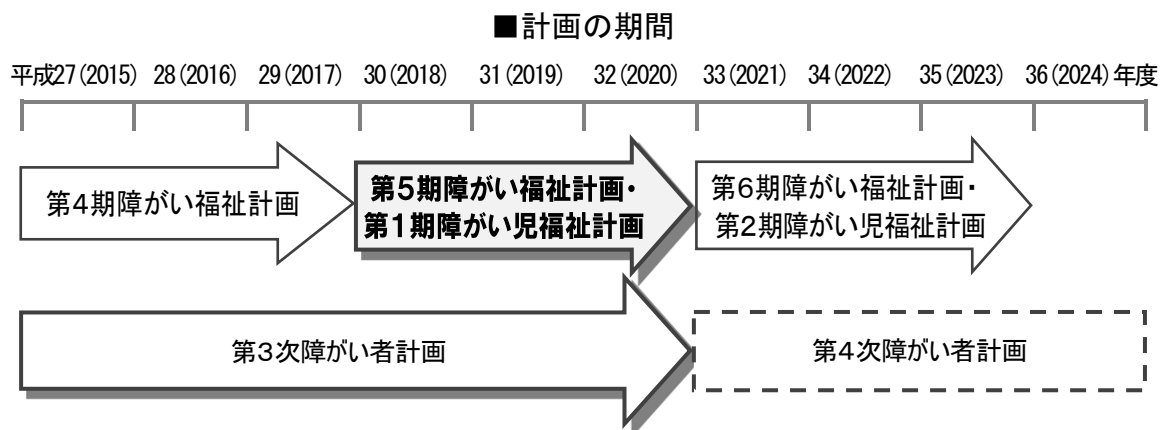
4 計画の対象

この計画で、「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、「高次脳機能障がいのある人」や「難病に起因する、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」等も含まれます。

5 計画の期間

この計画は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間を計画期間とします。

なお、関係法令の施行や制度改正等の社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。



6 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、市民の参画を得るとともに、市民のニーズを把握・反映させるために、次のような機会を設定しました。

① 門真市障がい者地域協議会

学識経験者、障がい児者団体、サービス提供事業者、医療・教育・就労等機関の代表者で構成される「門真市障がい者地域協議会」において審議を行いました。

② 門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会

庁内関係各課で構成する「門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会」において、審議を行いました。

③ 障がい児者等団体に対するアンケート調査

障がい福祉サービス等の利用やニーズ、日常生活上の困りごとなどを把握するため、本市の障がい児者等団体の7団体に対して、アンケート調査を行いました。回収率は100%となっています。

④ サービス提供事業所に対するアンケート調査

障がい福祉サービス等の提供状況や今後の増員・参入予定、新規事業への参入意向、事業所運営上の課題等を把握するため、108事業所に対して、メール及び郵送でアンケート調査を行いました。回収数は73件、回収率は67.6%となっています。

⑤ パブリックコメントの実施

計画（素案）に対する市民の意見を広く募集し、その意見を計画に反映するため、パブリックコメントを平成30（2018）年1月11日（木）から1月31日（水）まで実施しました。閲覧場所は、障がい福祉課、市情報コーナー（市役所別館1階）、市役所本館入口、保健福祉センター、南部市民センター、市民プラザ、ルミエールホール、市民交流会館・中塚荘、市立公民館、文化会館、図書館本館、老人福祉センター、高齢者ふれあいセンター、女性サポートステーション、こども発達支援センター、市ホームページとしたほか、門真市立小中学校長、守口支援学校長、寝屋川支援学校長へ文書にて周知協力依頼し、各保護者の方へも文書で周知しました。また、本市の障がい児者等団体や市内サービス提供事業所へは計画（素案）を送付し、周知しました。

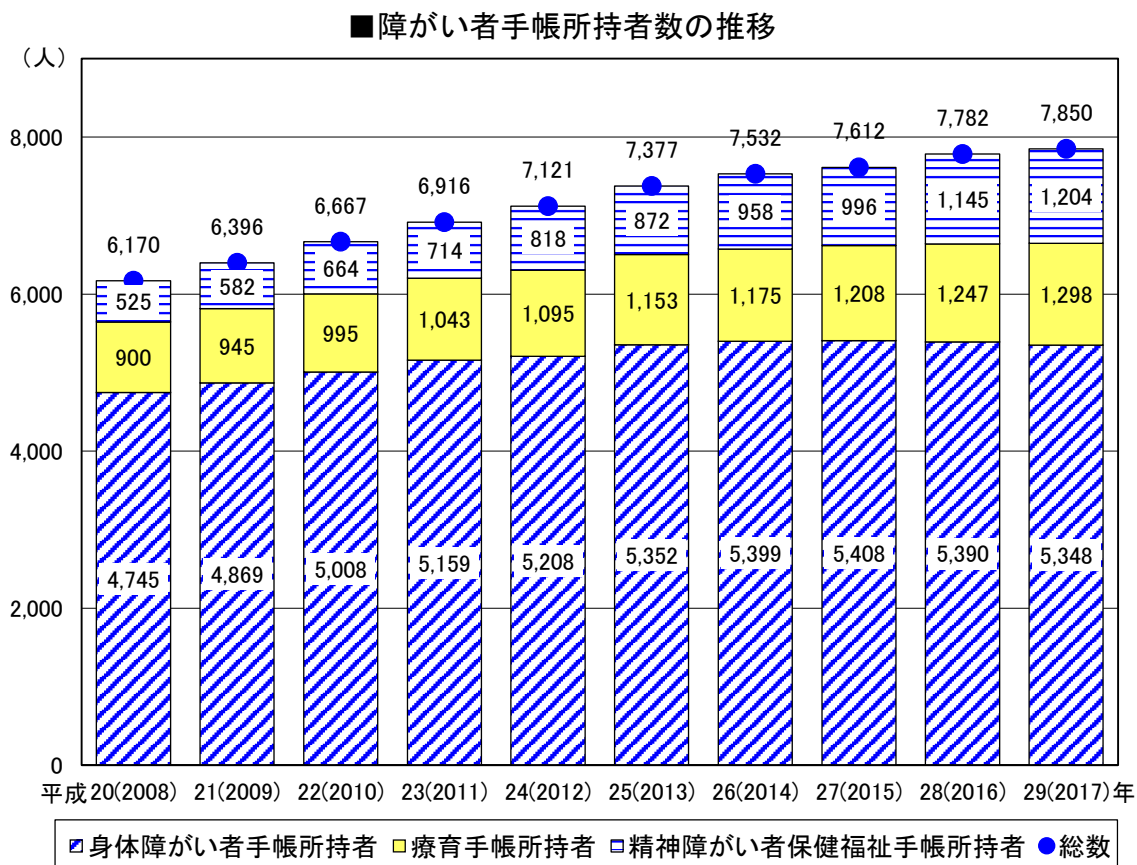
市民からの意見は、8人から寄せられました。

7 障がいのある人を取り巻く状況

(1) 障がい者手帳所持者の推移

本市の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者それぞれの合計は、平成29（2017）年4月1日現在では7,850人で増加を続け、平成20（2008）年のおよそ1.3倍となっています。ただし、手帳を重複して所持している人もいるため、延べ人数となります。また、難病等疾患のある人や発達障がいで、それぞれ障がい者手帳を所持していない人もあり、障がいのある人はこの数字よりも多いものと推計されます。

平成29（2017）年4月1日現在の人口に対する割合は6.3%で、障がい種別では、身体障がい者手帳所持者が68.1%で最も多く、療育手帳所持者が16.6%、精神障がい者保健福祉手帳所持者が15.3%となっています。



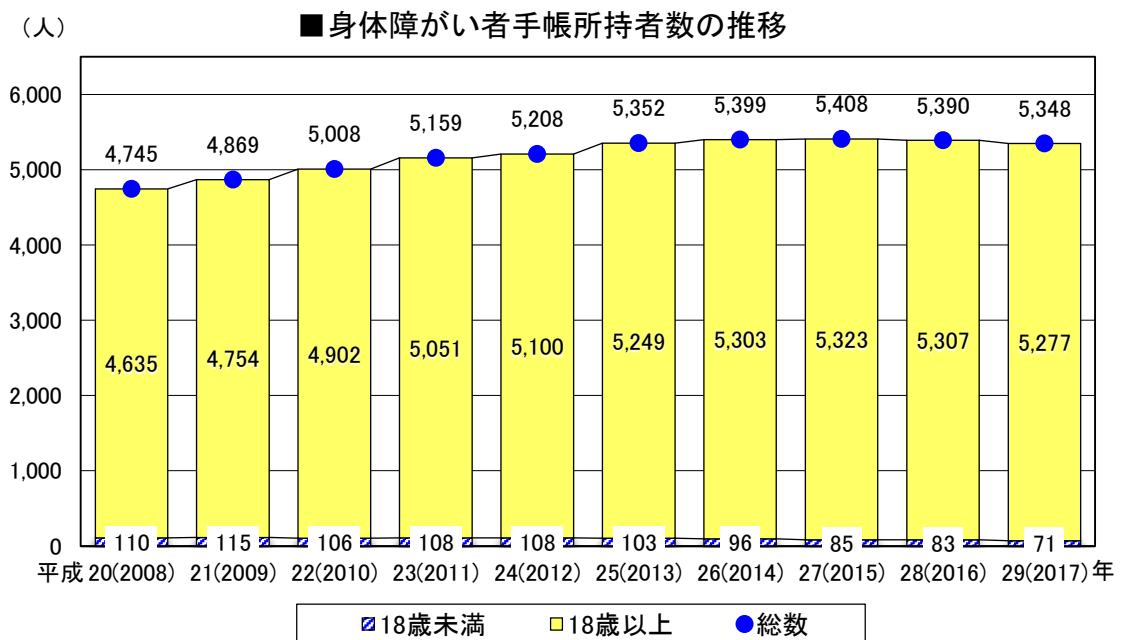
資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

(2) 身体障がいのある人の状況

① 身体障がい者手帳所持者数

身体障がい者手帳所持者数は、平成29（2017）年4月1日現在では5,348人で、うち18歳未満が71人、18歳以上が5,277人となっています。18歳以上のうち、65歳以上の高齢者が3,793人で、身体障がい者手帳所持者全体の約71%を占めています。

身体障がい者手帳所持者数の増加の伸びは、平成20（2008）年から23（2011）年までは毎年100人を超える増加を示していましたが、平成25（2013）年以降は鈍化し、27（2015）年をピークに、28年からは減少に転じています。うち18歳未満は、平成25（2013）年までは100人を超えて推移していましたが、26（2014）年には96人となり、以降、年々減少しています。18歳以上も平成27（2015）年の5,323人をピークに、28（2016）年には減少に転じています。



資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

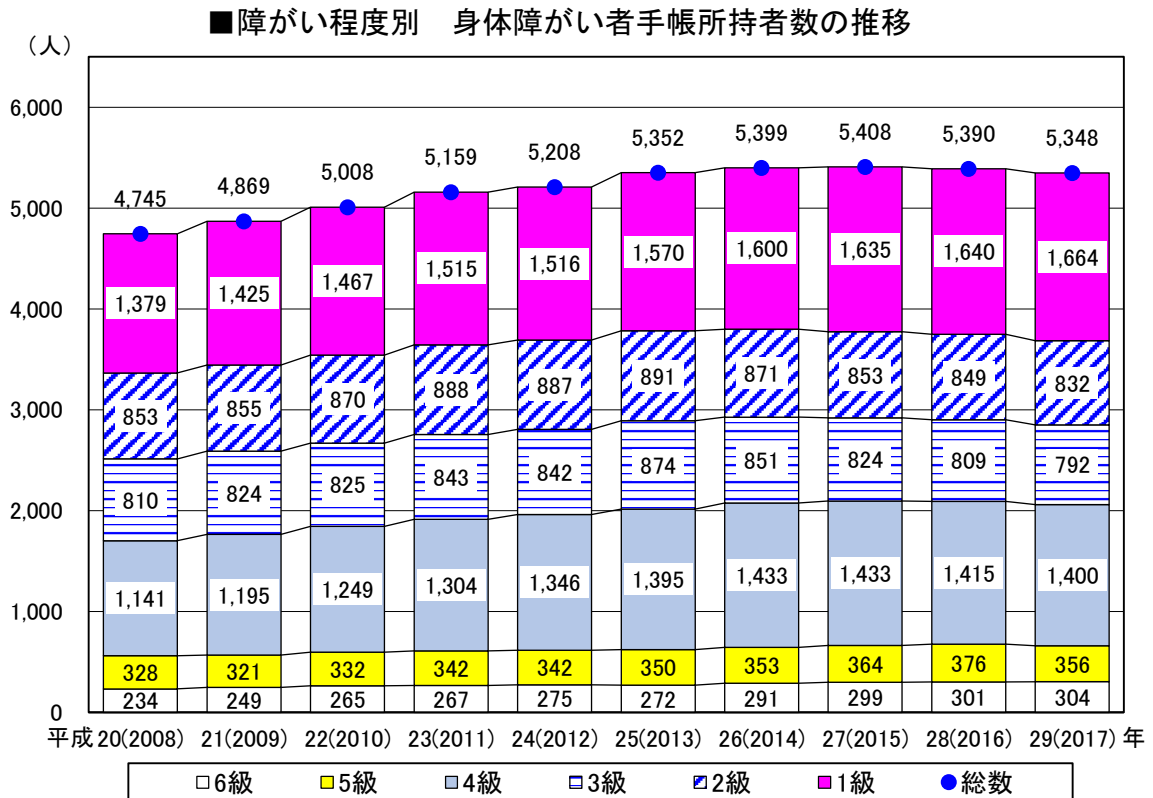
② 障がいの程度別身体障がい者手帳所持者数

1級及び2級の重度の人が、平成29（2017）年4月1日現在では2,496人で、増加傾向が続いています。身体障がい者手帳所持者総数に占める率は46.7%で、この重度率は平成20（2008）年以降、わずかながら低下傾向を示していましたが、27（2015）年以降は増加傾向で推移しています。

■ 重度率の推移

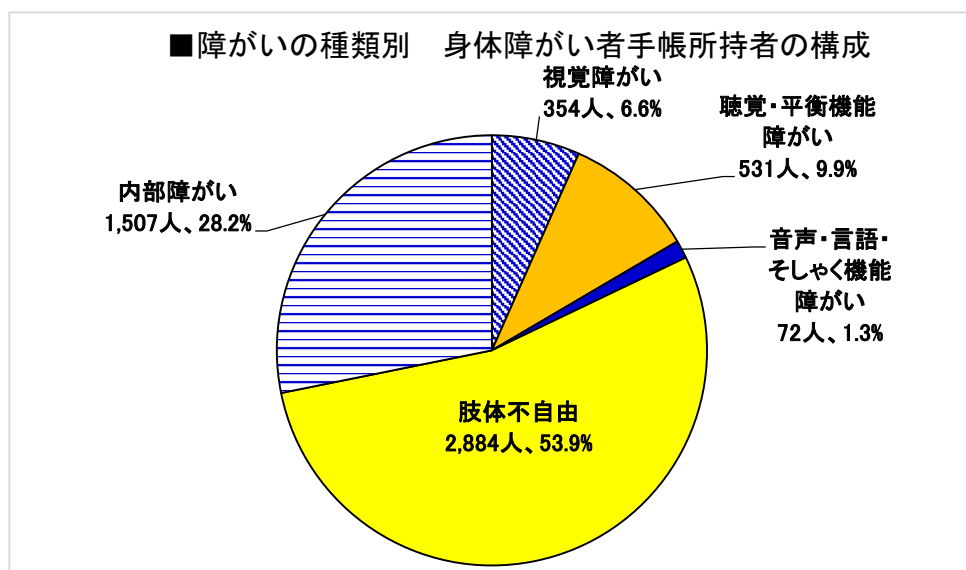
年次	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
項目	(2008)年	(2009)年	(2010)年	(2011)年	(2012)年	(2013)年	(2014)年	(2015)年	(2016)年	(2017)年
重度率(%)	47.0	46.8	46.7	46.6	46.1	46.0	45.8	46.0	46.2	46.7

資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）



③ 障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の構成

平成29(2017)年4月1日現在の障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の構成をみると、肢体不自由が53.9%で最も多く、半数を超えています。次いで「内部障がい」が28.2%、「聴覚・平衡機能障がい」が9.9%、「視覚障がい」が6.6%、「音声・言語・そしゃく機能障がい」が1.3%となっています。



④ 身体障がい者手帳所持者の対人口割合

身体障がい者手帳所持者の総人口に対する割合（以下「対人口割合」といいます。）は、おおむね上昇を続けてきましたが、平成27（2015）年には4.29%、28（2016）年は4.31%、29（2017）年が4.30%と横ばいになっています。

■身体障がい者手帳所持者の対人口割合の推移

年次 項目	平成20 (2008)年	平成21 (2009)年	平成22 (2010)年	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年
割合(%)	3.87	3.94	4.01	4.00	4.08	4.18	4.24	4.29	4.31	4.30

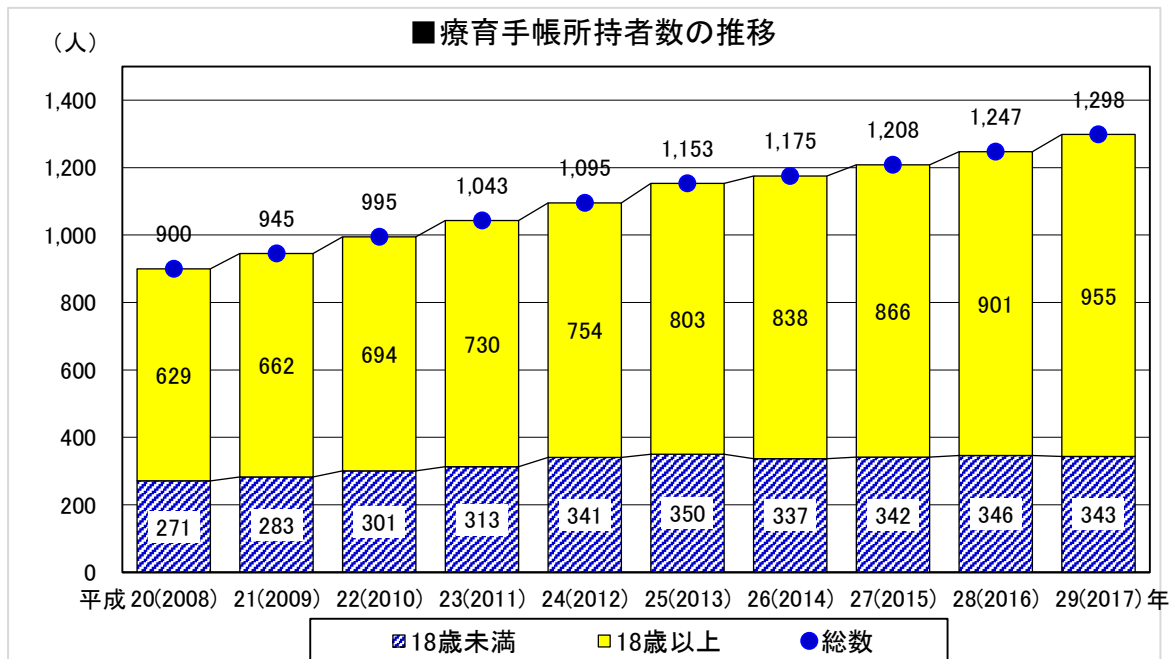
資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）
人口は住民基本台帳人口（各年4月1日現在）による

(3) 知的障がいのある人の状況

① 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は増加を続け、平成29（2017）年4月1日現在では1,298人で、うち18歳未満が343人、18歳以上が955人となっています。また、18歳以上のうち、65歳以上の高齢者は76人で、療育手帳所持者全体の約6%となっています。

療育手帳所持者数の増加の伸びは、平成20（2008）年以降では、25（2013）年から27（2015）年を除き、それぞれ前年に比べ50人程度増加しています。うち18歳未満は、平成25（2013）年の350人をピークに340人前後で推移しています。18歳以上は、年々、増加を続けています。



資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

② 障がいの程度別療育手帳所持者数

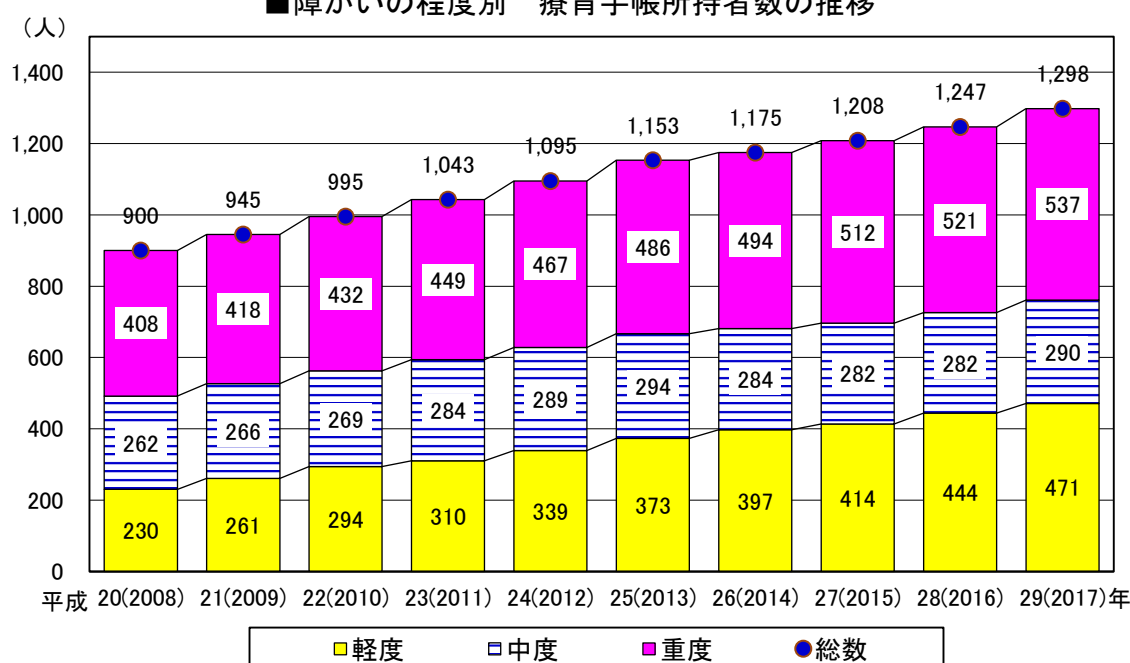
重度の人が、平成29（2017）年4月1日現在では537人で、療育手帳所持者総数の41.3%となっています。重度者数は平成20（2008）年に比べて129人増加していますが、療育手帳所持者総数の増加が大きいいため、重度率としては、低下傾向にあります。

■重度率の推移

年次 項目	平成20 (2008)年	平成21 (2009)年	平成22 (2010)年	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年
重度率(%)	45.3	44.2	43.4	43.0	43.5	42.2	42.1	42.4	41.8	41.3

資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

■障がいの程度別 療育手帳所持者数の推移



資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

③ 療育手帳所持者の対人口割合

療育手帳所持者の対人口割合は上昇を続け、平成28（2016）年には1.00%に、29（2017）年は1.04%となっています。

■療育手帳所持者の対人口割合の推移

年次 項目	平成20 (2008)年	平成21 (2009)年	平成22 (2010)年	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年
割合(%)	0.68	0.72	0.76	0.80	0.85	0.90	0.92	0.96	1.00	1.04

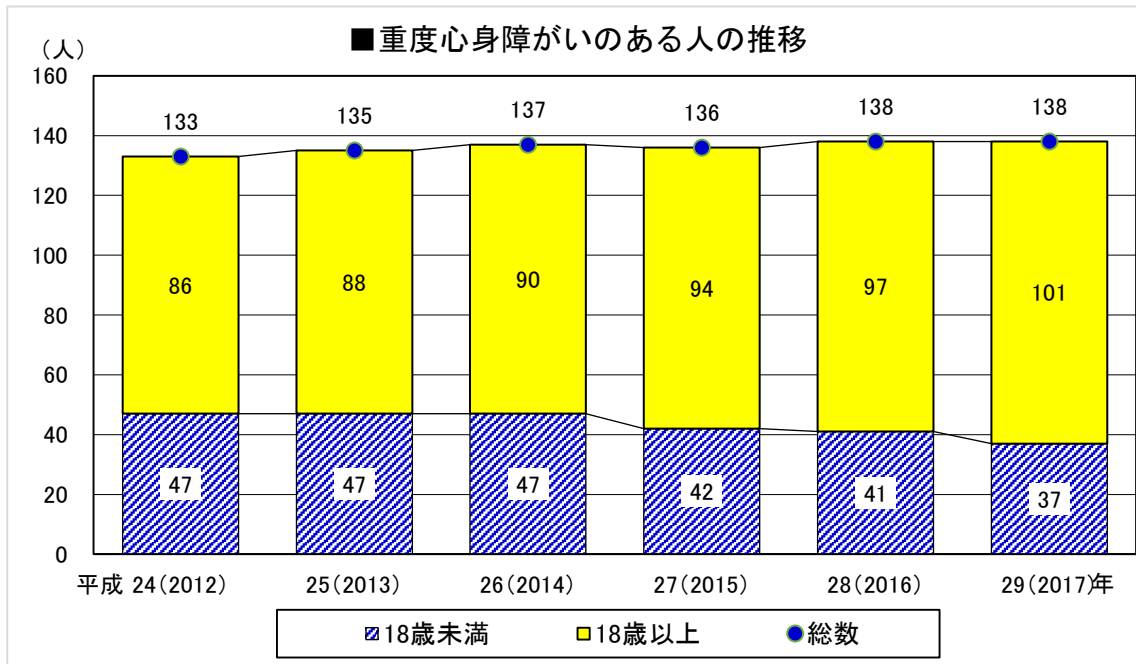
資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

人口は住民基本台帳人口（各年4月1日現在）による

(4) 重度心身障がいのある人の状況

身体障がい者手帳の1・2級及び療育手帳のAを所持している重度心身障がいのある人の状況では、18歳未満は、平成27(2015)年以降、減少傾向を示し、29(2017)年は37人となっています。

一方、18歳以上は、年々わずかながら増加傾向にあり、平成29(2017)年には101人となっています。



資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

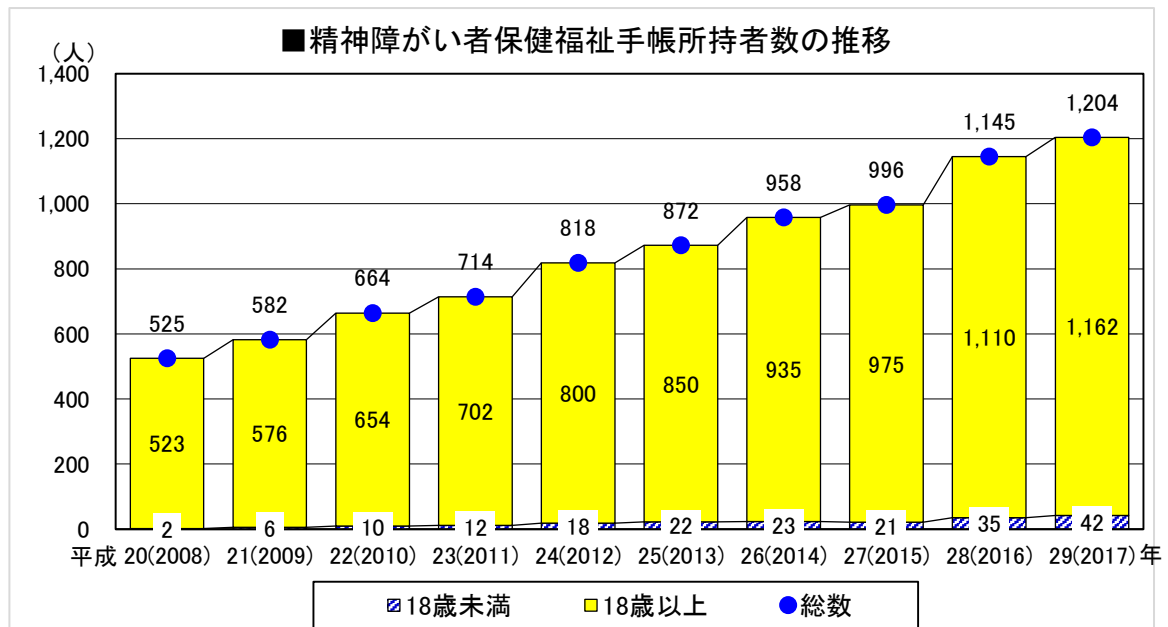
(5) 精神障がいのある人の状況

① 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加を続け、平成29（2017）年4月1日現在では1,204人で、うち18歳未満が42人、18歳以上が1,162人となっています。また、18歳以上のうち、65歳以上の高齢者は192人で、精神障がい者保健福祉手帳所持者全体の約16%となっています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の増加は、平成20（2008）年以降では年平均およそ75人となっています。

また、自立支援医療費（精神通院）の受給者数は、平成29（2017）年4月1日現在では2,439人で、精神障がい者保健福祉手帳所持者数の約2倍となっています。



資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

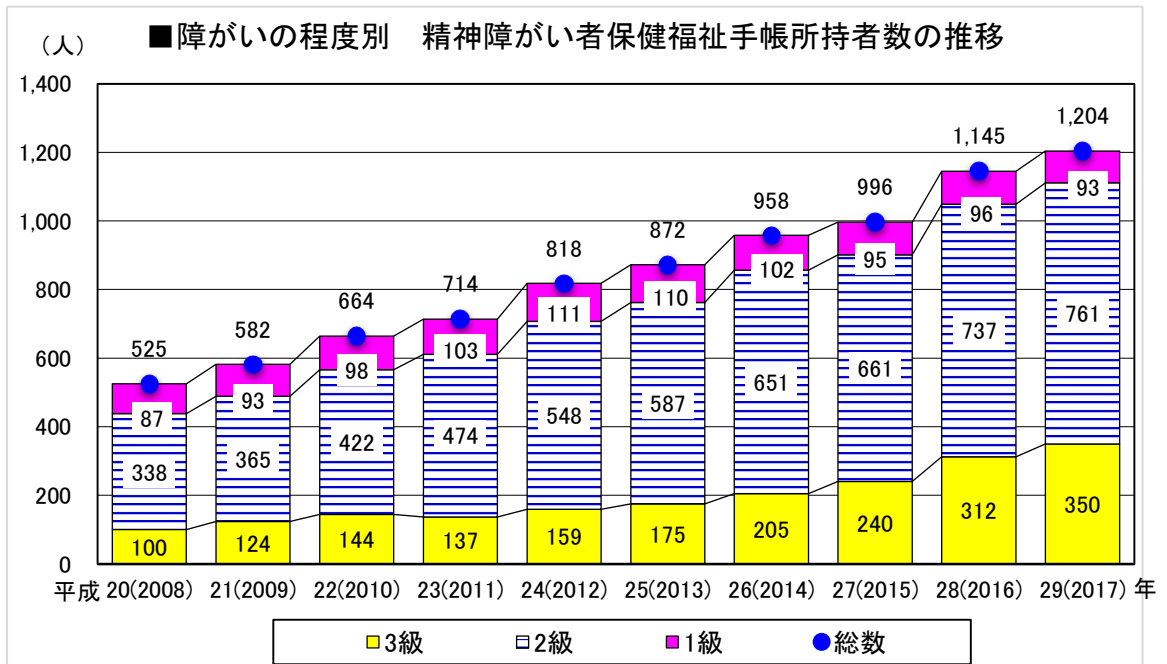
② 障がいの程度別精神障がい者保健福祉手帳所持者数

精神障がい者保健福祉手帳1級の重度の人が、平成29（2017）年4月1日現在で93人となっています。重度者数は平成24（2012）年以降、減少傾向を示しており、重度率についても、20（2008）年以降、低下し続けています。

■重度率の推移

年次	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
項目	(2008)年	(2009)年	(2010)年	(2011)年	(2012)年	(2013)年	(2014)年	(2015)年	(2016)年	(2017)年
重度率(%)	16.6	16.0	14.8	14.4	13.5	12.6	10.6	9.5	8.3	7.7

資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）



③ 精神障がい者保健福祉手帳所持者の対人口割合

精神障がい者保健福祉手帳所持者の対人口割合は、身体障がい者手帳所持者や療育手帳所持者以上に上昇を続け、平成29(2017)年には0.97%となっています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者の対人口割合の推移

年次	平成20 (2008)年	平成21 (2009)年	平成22 (2010)年	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年
割合(%)	0.40	0.44	0.51	0.55	0.63	0.68	0.75	0.79	0.91	0.97

資料:障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

人口は住民基本台帳人口(各年4月1日現在)による

(6) 難病等の疾患のある人の状況

保健所による医療費助成の対象者数は、平成24（2012）年4月1日現在の821人が、29（2017）年4月1日現在では1,108人、29（2017）年5月10日現在では1,115人と増加しています。これは「難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）」（平成26（2014）年法律第50号）に基づき指定される指定難病が順次、拡大されたことによるものが大きいといえます。

平成29（2017）年4月1日現在の対象者数1,108人のうち、身体障がい者手帳所持者数は264人、29（2017）年5月10日現在の対象者数1,115人のうち、身体障がい者手帳所持者数は260人となっています。

また、障がい者手帳を所持しておらず、難病等のみによる障がい福祉サービスの利用者数は、平成29（2017）年4月1日現在では、2人となっています。障害者総合支援法による障がい福祉サービスの対象疾患も、難病法に基づく医療費助成対象疾病と同様に対象が拡大されていることから、今後、障がい福祉サービスの利用者数は増加することが予測されます。

■保健所による医療費助成対象者数（難病等）の推移

年月日 項目	平成24 (2012)年 4月1日	平成25 (2013)年 4月1日	平成26 (2014)年 4月1日	平成29 (2017)年 4月1日	平成29 (2017)年 5月10日
対象者数(人)	821	852	907	1,108	1,115

■難病法に基づく医療費助成対象疾病（指定難病）

年月日 項目	平成26 (2014)年 12月まで	平成27 (2015)年 1月1日から	平成27 (2015)年 7月1日から	平成29 (2017)年 4月1日から
疾病数	56	110	306	330

注) 治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い、治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度

■障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス対象疾病（難病等）

年月日 項目	平成26 (2014)年 12月まで	平成27 (2015)年 1月1日から	平成27 (2015)年 7月1日から	平成29 (2017)年 4月1日から
疾病数	130	151	332	358

(7) 障がい児者等団体アンケート調査から

「門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の策定にあたり、基礎資料とするため、障がい児者等団体を対象にアンケート調査を実施しました。

■調査の実施概要

項目	内容
対象	本市の障がい児者等団体
実施方法	郵送により配付・回収
実施日	平成29（2017）年7月～8月
配付・回収状況	配付：7件 回収：7件 回収率：100.0%

いただいたご意見等の中から、計画に関連する課題を次のように整理しました。

項目	内容
① 団体が今後取り組む予定の活動	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい児者とその家族が安心して暮らせるような事業（グループホーム、日中活動、カフェ）など。 ● 親同士の援助、子育て支援や相談ができるペアレントメンター事業。 ● 重度の障がいのある人の社会的自立のための宿泊体験事業。 ● 泉州地区に重複聴覚障がい者就労施設を建設する運動への協力。 ● 精神障がいの理解促進活動の年齢層や地域への拡大。 ● メンバーが主体となった研修の計画及び実施。 ● 体育・文化・レクリエーション活動等、従来の活動の継続。
② 団体が今後取り組みたい活動	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 難病に関する専門家の話が聞ける機会づくり。 ● 障がいだけではなく、困りごとがあるどんな人でも相談できるワンストップ型地域活動支援事業。（相談事業） ● 「門真市手話言語条例（仮称）」の制定。 ● 高齢となっているメンバーが安心して通えるような場所づくり。 ● 外出が困難な障がいのある人が参加できるような企画イベント。
③ サービス等に関する情報提供で困っていること、不満に思っていること	
	<p><情報提供に関して></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人の新設事業所などの情報がもらえない。 ● 福祉計画や行政が作成する計画に、知的障がいや発達障がい当事者を参画させていないので、どのような協議をしているのかが情報不足。 ● 重度の障がいのある人の暮らしに選択肢がない。（家庭の状況に合った多様な暮らし方の情報が必要である） ● 市内の聴覚障がいのある高齢者及びその家族に、手話で相談できる事業所（大阪ろうあ会館、あすくの里）があることを障がい福祉課からも説明して欲しい。

項目	内容
③ サービス等に関する情報提供で困っていること、不満に思っていること(つづき)	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 新生児や乳幼児期の子どもに聴覚障がいのあることが判明した場合、選択肢の一つとして大阪府手話言語条例により公益社団法人大阪聴力障害者協会が主催している「乳幼児期手話獲得支援事業『こめっこ』」を紹介して欲しい。 ● 日常生活用具など、障がい福祉課からの積極的な情報提供がない。 <p>＜対応に関して＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援事業所の相談員が、障がい児者の将来まで考えて関わっていない。 ● 手続きが分かりにくい。 ● 福祉サービスの意味が分からないまま、利用している。 ● 障がいに応じたサービスが提供されていない（利用事業所が多様な事業をしていると、その利用者だけがサービス提供情報をもらい利用している）
④ サービス等に関する相談体制やケアマネジメントに関して困っていること、不満に思っていること	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援事業所職員が担当されている人数が多く、一人ひとりの生活支援に対応できていない。限られた人数の相談員に多くを担当していただくよりも、保護者の養育力不足などによりサービスを必要とする障がい児者にきちんと対応すべき。 ● モニタリングの対応は、本人の生活をきちんと把握もせず、利用計画を書かれている。 ● 事業所により、対応が異なっている。 ● 手話による対応。（聞こえる家族も交えての相談、ケアプラン作成時等）現在、大阪府内で手話言語によるケアマネジメント体制を構築している事業所は、大阪ろうあ会館とあすくの里しかなく、本人が門真市内の事業所を希望する場合、事業所職員で手話通訳士レベルの通訳ができる人材がいるところは皆無のため、十分な情報保障ができていない。 ● システムがよく分からない。 ● 信頼関係のない人に色々言われるのはしんどい。 ● モニタリングや計画が必要とは思えない。 ● たくさんの事を聞かれたり言われたりするので、とても疲れる。 ● 見直し時期が来るとサービスを減らされる、何か言われる、など不安になる。

項目	内容
⑤	<p>サービス提供（量・質・対応等）に関して困っていること、不満に思っていること</p> <p><サービス量に関して></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 軽度、重度の障がい特性に応じたサービス量が支給されていない。 ● ヘルパーの利用時間や利用内容が、不安定な症状に合わせ臨機応変に使えるとよい。 ● 求めている対応と違うことがある。相談に乗る時間が十分に取れていないので、当事者も思いを伝えきれていない。 ● 1か月の福祉サービス受給時間をもっと長くして欲しい。 ● 移動支援について、ヘルパーの時間制限に不満がある。 ● サービス量が的確である方もいるが、少なくて上手くできない方や、多すぎて力を削いでしまっている方もいる。 <p><サービス不足、人手不足></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 居宅支援、移動支援、ショートステイ、グループホームなど、障がい者の自立に重要なサービスを提供する事業所の不足。 ● 支援員が入れ替わり、人手不足ではないかと思う時がある。 ● 障がい特性を分かっていない方に支援されることがある。 <p><事業所の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重度の人に対し、コミュニケーションツールを使っでの支援がない。 ● 事業所により、質の差は大きいですが、良いと思う事業所は定員一杯で利用できない。 ● 同行援護に関して、日曜・祝日も利用できるようにして欲しい。介護保険優先をやめて欲しい。利用時間、金額を合算せず、1日1日の利用明細を出して欲しい。また、その際、字を大きく書いて欲しい。 <p><制度について></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 65歳になるとサービスが使えないことがある。
⑥	<p>サービス利用以外で困っていることや不安に思っていること</p> <p><障がいのある子どもへの支援に関して></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある子どもの成長や問題行動などについて、何時でも相談できるところがない。 ● 病院、療育、学校などの情報が欲しい。 ● 子どもの障がい特性に合った余暇活動や習い事が無い。 ● 親が知らないことが多いので、申請に必要なものは随時知らせて欲しい。 <p><障がいのある人への支援に関して></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会の活動場所まで来る交通機関（例えば、タクシー等）の利用サービス等があれば参加しやすくなると思う。 ● 高齢の保護者は、地域との関係の希薄化が進むので、親亡きあとの生活が不安。 ● 福祉サービスの不足を補う民間サービスを作って欲しい。 ● 視覚障がい者をもっと理解して欲しい。 ● 情報が漏れそうな気がして不安なのに、マイナンバーが必要と言われる。

項目	内容
⑥	サービス利用以外で困っていることや不安に思っていること（つづき）
	<ul style="list-style-type: none"> ● ハローワークに行く時、障がい者手帳の取得や障がいの受容を勧められるが、自分としては障がい枠で働きたくない。 ● 地域での近所づきあいができない。 ● 自治会の活動がしんどい。 ● 熱中症、頭痛の対処法や様々な手続きを家族が知らないことがある。 ● 居住のトラブルが多い。 ● 親子関係や友達関係がうまくいかない。 ● 精神障がいと知られると暮らしにくくなる。
⑦	市の障がい福祉施策に対する意見や要望
	<p><障がいに対する理解啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害者虐待防止法や障害者差別解消法など法律や条例は整いつつありますが、実効性のあるものにするためには、地域住民への理解啓発が大切。もっと障がいに対する理解に力を注いで欲しい。 ● 神奈川県「津久井やまゆり園」の事件の犯人のような障がい者の排除を求める人へ、偏見をなくすように広報などで理解啓発をして欲しい。 <p><計画作成に関して></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障がい福祉計画や市が作る計画は必ず、障がい児者に考慮したものを作成してください。その時は、アンケートや聞き取りだけではなく、障がい当事者団体に委員の参画を求め、意見を反映した計画を策定してください。 ● パブリックコメント募集の案内が、広報の紙面だけでは目立たない。また、設置場所での資料閲覧はしがたいので、貸し出しなどの方法が必要。HPにも載っているが、PCで発信できる人は限られているので、たくさんの意見を集める方法に改善してください。 <p><団体支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会の活動場所について引き続き利用させていただきたい。 <p><サービス利用に関して></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リ・ワークの支給決定をお願いします。 ● 柔軟な支給決定をお願いします。 ● 保護証明を提出するのが苦痛。 ● サービス利用希望時、窓口で受けた相談を通所希望の事業所に伝えて欲しい。 ● 新しい職員は、社会資源である地域の事業所を実際に見て理解して欲しい。 ● 自然災害が発生した場合、①障がい者や高齢者など災害弱者といわれる人達の避難場所、避難行動等、市として対象者が特定できているのか？ ②そんな災害が発生した場合、対象者に対する周知方法はどのようにするのか？

(8) サービス提供事業所アンケート調査から

「門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の策定にあたり、障がい福祉サービス等の提供状況や運営上の課題、新規サービスへの参入意向等を把握するため、サービス提供事業所に対するアンケート調査を実施しました。

■調査の実施概要

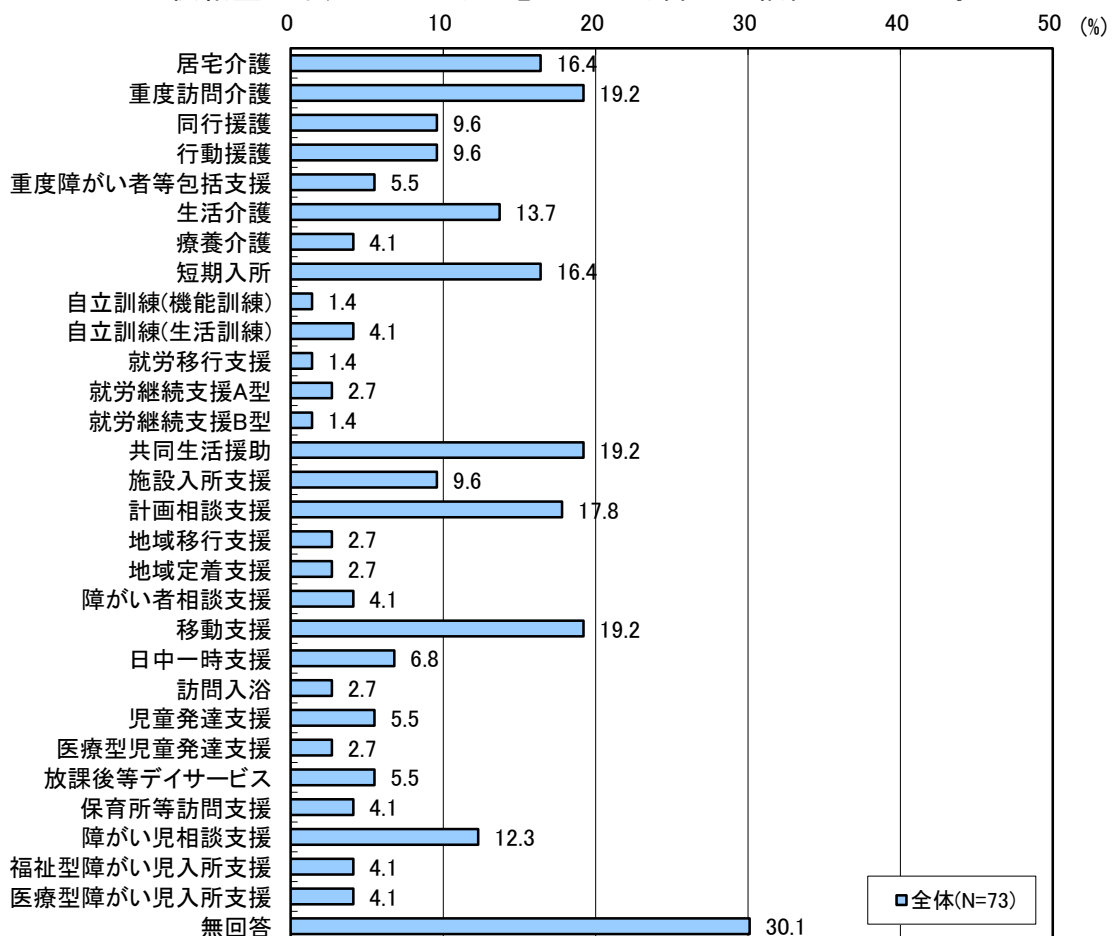
項目	内容
対象	本市及び近隣市の障がい福祉サービス提供事業所
実施方法	主としてメールにより配付・回収を行うとともに、一部郵送により配付・回収
実施日	平成29(2017)年7月～8月
配付・回収状況	配付：108件 回収：73件 回収率：67.6%

※事業所アンケート調査結果のグラフの数値は四捨五入しているため、単一回答の場合、合計が100%にならないことがあります。

① 供給量が不足していると感じている障がい福祉サービス等

供給量が不足していると感じているサービスは、「重度訪問介護」「共同生活援助」「移動支援」(各19.2%)、「計画相談支援」(17.8%)、「居宅介護」「短期入所」(各16.4%)などとなっています。

■供給量が不足していると感じている障がい福祉サービス等



注)地域活動支援センターⅠ型～Ⅲ型は該当がないため省略

供給量が不足していると感じている率が高いサービスについて、その要因を次に整理して記載します。

■供給量が不足していると感じている主なサービスの要因

サービス名	供給量が不足している要因
居宅介護	
	<ul style="list-style-type: none"> ●最低賃金が上昇し、雇用状況が改善されたため、低賃金で重労働なヘルパーが不足している。 ●精神障がいのある人を対象とできる事業所がまだ足りない。 ●事業所は多いが、朝・夕・休日など利用時間が集中する時間帯の人員が不足している。 ●サービス時間を指定されると、そこにヘルパーの空きがなかった場合、断ることが多い。 ●仕事が不規則なため収入も不安定になり、なり手が少ない。 ●高齢、障がいともに利用者数は増加しているが、なかなかスタッフが揃わない。 ●訪問介護員、支援員が不足している。
重度訪問介護	
	<ul style="list-style-type: none"> ●最低賃金が上昇し、雇用状況が改善されたため、低賃金で重労働なヘルパーが不足している。 ●事業者の数が少ない。ヘルパーが不足している。 ●対応できる支援員が少ない。 ●1回の利用時間が短時間利用者でも、要件が合えば重度訪問介護対象になるが、単位が安価なため、短時間ではヘルパーの配置が難しい。 ●介助量や管理などが複雑であるにもかかわらず、支援費が低いため給与に還元できない。 ●早朝や夜間など対応できるヘルパーの確保が困難である。 ●どこも人員、技術力不足の中、サービス内容が明確にならないところで長時間拘束は困難。 ●このサービスのために人員を確保できない状況が続いている。
短期入所	
	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所が少ない。スプリンクラー設備の問題で、区分4以上の人が断られている。 ●利用希望は多いが、安定した利用が難しい。 ●親の入院時等緊急時にすぐに入所できる施設がない。 ●事業所数がそもそも少なく、本当の緊急時に利用できる事業所が少ない。重度の多動の方などの利用が制限されることもある。平成30（2018）年に設置される門真市の施設では医療的ケアの対応は必須であると考える。 ●相談支援員によりアセスメントで必要性が出てきても、空きがない。 ●特養も受け入れすべき。 ●緊急、レスパイトを含め、短期利用できる施設が少ないように思う。 ●もっと使い勝手が良くなるといいと思う。ひとり暮らしの練習用として活用できないものか。

サービス名	供給量が不足している要因
共同生活援助	
	<ul style="list-style-type: none"> ●区分の高い人が入居するには、スプリンクラー設備が必要なため。 ●消防法の厳格化により、重度の障がいをもつ方の入所できるグループホームを運営できない。 ●消防法の基準、地域からの受け入れ拒否等があり、障がい特性に合った物件がない。マンパワーの確保が難しい。 ●住居・職員確保が困難なため。家族・利用者への生活負担の軽減を課題と考慮するため。 ●充実した職員配置が必要なのに報酬単価が低すぎる結果、事業維持が難しい。 ●職員の確保、民間の住居の確保が難しい。 ●利用者のニーズに事業者が追いついていない。 ●親御さんが高齢になり、独居で生活ができず、グループホームを利用されたい方が今後増えると思う。
計画相談支援	
	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関を含めたサービス調整会議ができていないので、中身の充実をするため。 ●相談員一人に対するケースの量が膨大、個々のアセスメントが的確にできていない様子。 ●時間と人がより必要となり、体制が厳しくなる。 ●報酬単価が低額なため、職員の配置が困難になっている。
移動支援	
	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス量に対して事業所が少ない。 ●ヘルパーの人数が少なく、移動支援を受けたくても受けられずに待機している。 ●最低賃金が上昇、雇用状況が改善されたため、低賃金で重労働なヘルパーが不足している。 ●精神障がいのある人を対象とできる事業所がまだ足りない。 ●休日に利用される機会が多く、利用時間が集中してしまう。その時は人員不足となる。 ●依頼が集中するため支援に入る人員に限界が生じている。 ●高齢、障がいともに利用者数は増加しているが、なかなかスタッフが揃わない。 ●人員不足及び単価が低い。

② 今後の増員・新規参入予定

今後の増員・新規参入予定について、最も人数が多いサービスは就労継続支援B型で1,041人、時期は平成32（2020）年度が395人、平成31（2019）年度が337人、平成30（2018）年度が278人、平成29（2017）年度が33人となっています。これ以外では、計画相談支援の818人や居宅介護の202人、共同生活援助の76人、放課後等デイサービスの54人などが多くなっています。

■今後の増員・新規参入予定

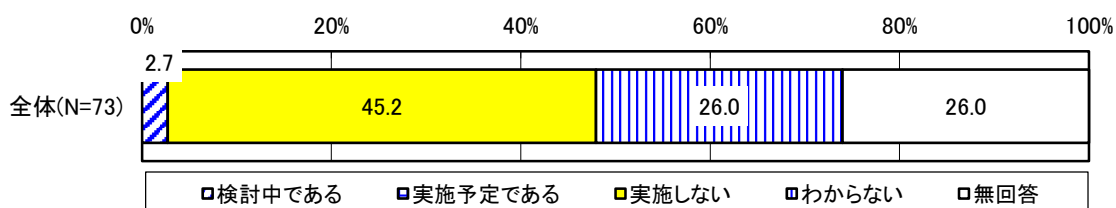
障がい福祉サービス等	回答数	合計	予定時期別人数			
			H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
居宅介護	7	202	53(7)	51(5)	49(5)	49(5)
重度訪問介護	2	24	7(2)	7(2)	5(2)	5(2)
生活介護	3	16	2(2)	10(3)	2(1)	2(1)
短期入所	2	11	2(2)	4(2)	1(1)	4(2)
就労移行支援	2	29	5(1)	10(2)	7(2)	7(2)
就労継続支援A型	2	22	12(2)	0	0	0
就労継続支援B型	5	1,041	33(3)	278(5)	337(5)	395(5)
共同生活援助	2	76	13(1)	33(2)	30(1)	0
計画相談支援	4	818	26(3)	264(2)	264(2)	264(2)
移動支援	2	12	3(2)	3(2)	3(2)	3(2)
児童発達支援	1	4	4	0	0	0
放課後等デイサービス	5	54	13(5)	15(5)	13(4)	13(4)
保育所等訪問支援	1	1	0	1	0	0
障がい児相談支援	1	1	0	1	0	0

注)障がい福祉サービス等の欄のサービスについて、回答がないサービスは省略
 予定時期別人数欄の()は回答事業所数

③ 今後施行予定の新規サービスについての実施意向

今後施行予定の新規サービスのうち、「自立生活援助」について、「検討中である」が2.7%、「実施予定である」は該当なしとなっています。「検討中である」と回答した事業所で、サービス利用該当者数についての回答はありませんでした。

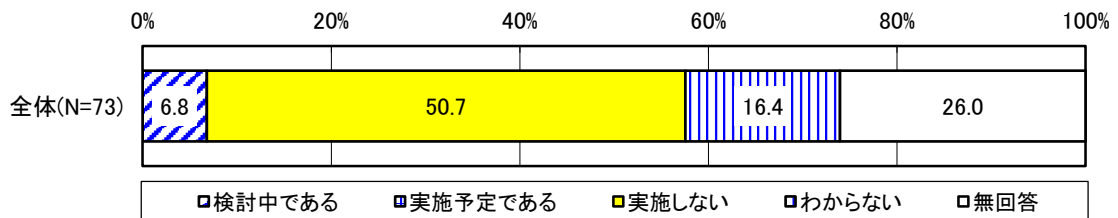
■「自立生活援助」についての実施意向



※自立生活援助とは、障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力や生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。

「就労定着支援」について、「検討中である」が6.8%、「実施予定である」は該当なしとなっています。「検討中である」と回答した事業所で、門真市のサービス利用該当者は3事業所で合計7人となっています。

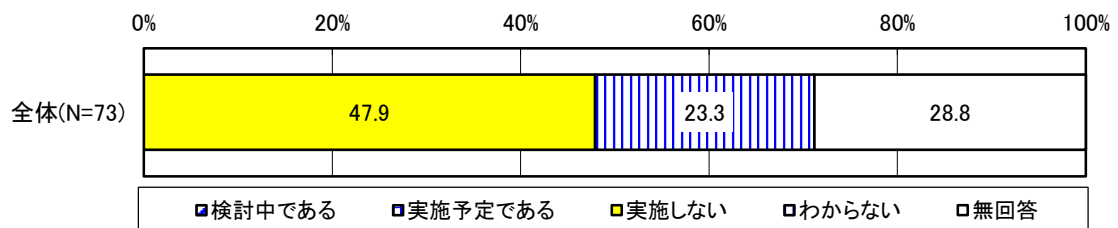
■ 「就労定着支援」についての実施意向



※就労定着支援とは、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスです。

「居宅訪問型児童発達支援」について、「検討中」及び「実施予定である」はそれぞれ該当なしとなっています。

■ 「居宅訪問型児童発達支援」についての実施意向



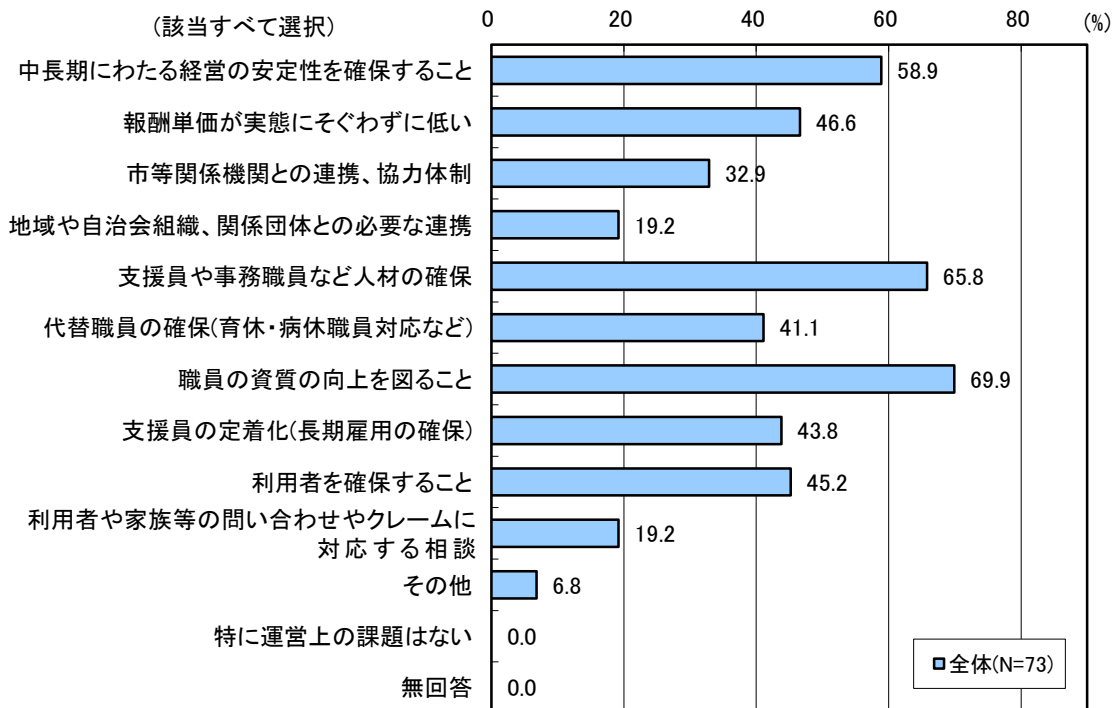
※居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障がい等により、外出が著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。

④ 主な運営上の課題及び事業運営に関して必要な行政等関係機関の支援

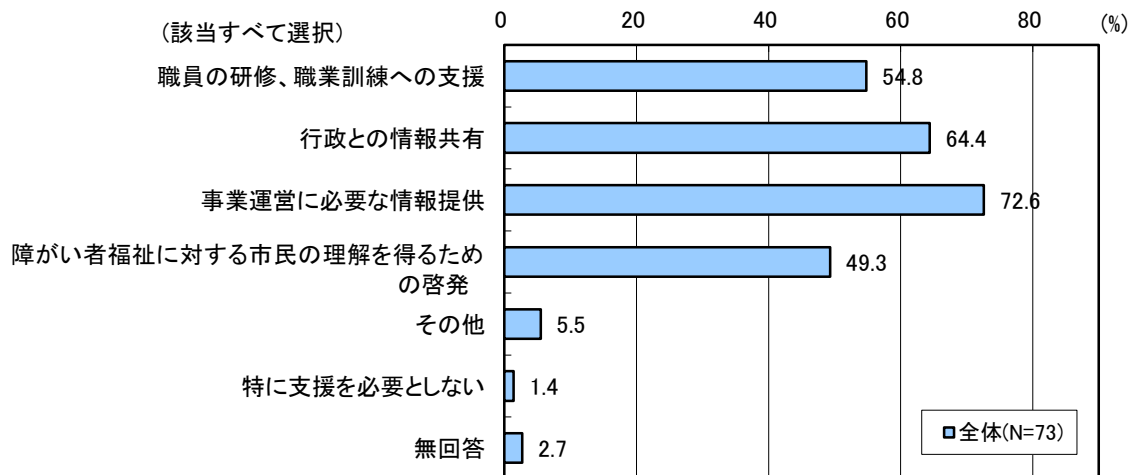
主な運営上の課題については、「職員の資質の向上を図ること」が69.9%で最も多く、次いで「支援員や事務職員など人材の確保」(65.8%)、「中長期にわたる経営の安定性を確保すること」(58.9%)、「報酬単価が実態にそぐわずに低い」(46.6%)、「利用者確保すること」(45.2%)、「支援員の定着化(長期雇用の確保)」(43.8%)、「代替職員の確保(育休・病休職員対応など)」(41.1%)などとなっています。

事業運営に関して必要な行政等関係機関の支援については、「事業運営に必要な情報提供」が72.6%で最も多く、次いで「行政との情報共有」(64.4%)、「職員の研修、職業訓練への支援」(54.8%)、「障がい者福祉に対する市民の理解を得るための啓発」(49.3%)などとなっています。

■主な運営上の課題



■事業運営に関して必要な行政等関係機関の支援



⑤ 門真市の障がい福祉計画、保健福祉施策に対する意見や提案、要望等

項目	内容
当事者や支援者の声を聞く機会の確保	
	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい福祉計画、障がい児福祉計画について、実生活に即した支援サービスの計画を策定して欲しい。障がい児者当事者に施策ができてからアンケート調査などで意見を求めるだけではなく、委員として話し合いの場に参加してもらい、当事者の暮らしに沿った福祉施策を進めて欲しい。 ●門真市は今から少し先に何が必要なのか。「あったらいいな」のニーズの一つでも多く答えられる施策づくり、計画づくりをしてもらえると心強い。そのためにも当事者の声や支援者の声をじっくり聞く場が年に一度でもあればありがたい。
サービスの充実	
	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後等デイサービス利用児童の療育が効果を発揮するためには、療育の開始時期が少しでも早いことや、最低でも週に3日以上療育実施日が必要。また、不登校児童に対して放課後等デイサービスの通所利用を認めて欲しい。市民が安心して相談でき、要支援者と福祉・行政と相談窓口と放課後等デイサービスが連携して、早期発見、早期療育開始の合意形成を図れるような枠組みをぜひつくって欲しい。 ●共同生活援助は、消防法の改正など、ハード面での設置が困難な状況になっている。また、福祉業界全体での問題でもあるが、「人材の確保」も困難な状況があり、それらに対する施策をご検討いただきたい。 ●ヘルパーが今後、より不足すると想定される状況。安定的な人材確保が緊急の課題である。 ●すべての障がいの方のニーズに応じた柔軟な対応が必要。特に医療的ケアの方が普通に通所（生活介護等）できるように、看護師等の医療従事者が配置しやすいように、市独自の加配を設けるなどして、事業所が受け入れる体制をつくりやすいようにして欲しい。 ●障がい分野の報酬が、全般に低い水準となっていると思われるので、高齢介護分野と同等になるよう改善して欲しい。障がい支援と訪問介護、医療等との連携利用が行いやすいようにして欲しい。 ●精神障がい者が地域で安心して暮らせる場（「住まう場」）のさらなる拡充を望む。 ●施設入所支援の利用者の移動支援の決定が少ない。 ●①共同生活援助（住まい）の需要が高く、希望者が重度化していると感じる。非常勤、非正規職員には荷が重い。常勤正職員を複数配置する（休暇時の備え）だけの報酬単価にしてもらおうよう、政府に働きかけていただきたい。②就職を希望する利用者の就職先は、電車で片道30分の圏内に広がっている。就職先への定着支援を考えたとき、職場の近辺の機関が担当するほうが、時間的に効率がいい。そこで、市町村が相互に定着支援を提供し合うシステムを検討していただきたい。

項目	内容
サービスの充実（つづき）	
	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある人の地域移行促進の観点から、今よりもっと行政主導の催し物・イベント等を企画していただきたい。 ●障がいのある人に室内ばかりでなく、近くで参加できるようなイベントをして欲しい。
情報提供の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> ●門真市暮らしの便利帳に、児童発達支援・放課後等デイサービスの一覧表が掲載されていないのは残念。行政は、門真市民に対してもっと児童発達支援・放課後等デイサービスの情報を積極的に発信して欲しい。 ●親御さんが高齢になり、将来の事を心配されているケースが多い。勉強会等相談窓口やどんな方法があるかなど聞くことができれば安心されると思う。
市行政、事業所、関係機関等との連携の強化	
	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所だからこそ、来所してくる子どもの生活実態を知っていることあるので、それを基に、よりよい支援をするにはどうしたらよいかなど、相談支援専門員・教職員などを交えて、連携していかないと子ども達の未来は見えない。
障がいの理解啓発の拡充	
	<ul style="list-style-type: none"> ●『障がいのある方が生涯を通して、地域で安心して暮らすことができるように』、市の警察・消防・教育とのつながりが深められる様な企画や研修等を、行政でとりまとめて欲しい。実際に事故や事件があった際に、お世話になるであろう職員の人達に理解していただくことは非常に大事な事だと考えている。対応の仕方や誤解を一緒に解き、考え、意見交換ができる場等あれば互いが安心して暮らせる街になるのではないかな。 ●障がい者と地域の人との交流が少ないので、障がい者の理解ができる機会を作って欲しい。 ●障害者差別解消法が始まり、行政・福祉サービス以外の一般企業にもその意識は普及し始めているかと思うが、今後もより障がい者に対する理解啓発の必要性を感じている。障がい児者の理解促進・啓発をより具体的にやっていけたら良いのではないかと感じている。例えば、障がい者の理解に積極的な企業には何らかのマークの付いたシールを配るなど。そのマークが貼っていれば障がい者が安心して利用、入店できるといったことに繋がるのではないかと考える。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の理念と基本的な視点

計画の理念については、すべての障がいのある人の総合的な分野の計画である「門真市第3次障がい者計画」の基本理念である『一人ひとりの自立を支え合い、共に生きるまち門真』を踏まえ、すべての障がいのある人が個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、一人ひとりに合った必要な支援の体制づくりをめざします。

同時に、行政のみならず、地域住民、ボランティア団体、障がいのある当事者、サービス提供事業所、医療・福祉・保健・教育・就労等関係機関等が連携・協力し合い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しながら共に生きる社会づくりをめざします。

また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を総合的に推進するため、次の4つの点を重視します。

① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要な障がい福祉サービス及びその他の支援を受けながら、自立と社会参加が促進できるように、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施

障がい者手帳の所持者に限らず、発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人、難病等の疾患のある人及び障がいのある子どもが、身近な地域で障がい種別によらない一元的なサービスを受けることができるように、市が実施主体の基本となり、サービスの充実に努めます。また、障がい福祉サービス等の活用が促進されるように、障がいのある人及びその家族等に必要な情報提供を進めます。

③ 包括的ケアのシステムづくりの推進

障がいのある人の自立支援の観点から、引き続き、地域生活への移行や地域生活の維持、就労支援など、総合的に支えるため、地域生活支援の拠点づくりをはじめ、相談体制、地域住民や団体等との連携による共生社会づくり、また、介護・医療・福祉・教育等との連携など、地域の社会資源を最大限に活用した包括的なケアのためのシステムづくりを進めます。

④ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもの健やかな育成を支援するため、障がい種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実に努めるとともに、ライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援体制の構築をめざします。

2 第5期障がい福祉計画における成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

① 施設入所者の地域生活への移行

国基準に沿った目標設定とし、平成28(2016)年度末時点の施設入所者の9%以上が平成32(2020)年度末までに地域生活に移行することを基本として設定

② 施設入所者の削減数

国基準に沿った目標設定とし、平成28(2016)年度末時点における施設入所者から2%以上を削減することを基本として設定

■第4期計画の検証

施設入所者の地域生活への移行者数についての第4期計画の目標値は13人でしたが、平成27(2015)年度及び28(2016)年度の累計は6人で、29(2017)年度においても目標の達成は難しい状況です。

施設入所者の削減数の目標値6人に対し、平成27(2015)年度及び28(2016)年度の累計は8人で、目標は達成しています。

■第4期計画の実績

	項目	数値	考え方
実績値	平成27(2015)年度及び28(2016)年度地域生活移行者数	6人	平成27(2015)年度+28年度(2016)の累計:6人
	平成27(2015)年度及び28(2016)年度削減数	8人	平成26(2014)年度末時点の入所者数と27(2015)年度及び28(2016)年度末の入所者数の比較による累計:8人

■第5期計画の目標

施設入所者の地域生活への移行について、大阪府の基本的な考え方や実績、ニーズ等を踏まえ、平成28(2016)年度末時点の施設入所者78人のうち7人と設定しました。これは、平成28(2016)年度末時点の施設入所者の9%となります。

施設入所者の削減数については、大阪府の基本的な考え方を踏まえ、地域移行者や新たに施設入所が見込まれる人数等を勘案しながら、平成32(2020)年度末までに削減する施設入所者数の成果目標を2人と設定しました。

■第5期計画における目標設定

項 目		数 値	考 え 方
基準値	平成28(2016)年度末時点の入所者数 (A)	78人	平成28(2016)年度末時点の施設入所者数
目標値	①平成32(2020)年度末の地域生活移行者数 (B)	7人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
		9.0%	移行割合 (B/A)
目標値	②平成32(2020)年度末の削減見込数 (C)	2人	施設入所者の削減見込数
		2%	削減割合 (C/A)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

〈成果目標に関する大阪府の基本的な考え方〉

国基準に沿った目標設定とし、平成32(2020)年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目標として設定

■第5期計画の目標

平成32(2020)年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

協議の場としては、門真市障がい者地域協議会の専門部会である『門真市地域移行地域定着支援会議』を活用し、新たに医療関係機関を構成員に加えるなどの調整を図っていきます。

また、本計画と同時期策定の門真市第7期高齢者保健福祉計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、保健・医療・福祉・教育など様々な分野における施策の推進に向け、地域が一体となって高齢者を支える体制の構築をめざしています。地域包括ケアシステムについては、このような取組とも連携し、精神障がいのみならず、すべての障がいのある人や子どもなど、市民誰もが安心して暮らせる支援体制の構築をめざします。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、平成32（2020）年度末までに各市町村または各圏域に、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備することを目標として設定

■第5期計画の目標

平成30（2018）年度中にグループホーム（14床）、短期入所（6床）、相談支援等、居住支援のための機能を集約した多機能型の地域生活支援拠点を設置し、32（2020）年度末までに、地域生活支援拠点の質を高めるとともに、適切な運営に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

① 一般就労への移行者数の増加

国の目標設定の考え方及び大阪府の実績等を踏まえ、平成32（2020）年度中に就労移行支援事業者等を通じて一般就労に移行する者を、平成28（2016）年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上（府全体で1,700人以上）とすることを目標として設定

② 就労移行支援事業の利用者数

国基準に沿った目標設定とし、平成32（2020）年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28（2016）年度末の利用者数の2割以上増加することを目標として設定

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

国基準に沿った目標設定とし、平成32（2020）年度末までに、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標として設定

④ 就労定着支援による職場定着率の増加

国基準に沿った目標設定とし、各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%以上とすることを目標として設定

■第4期計画の検証

福祉施設から一般就労への移行者数の目標値22人に対し、平成27（2015）年度末が19人、28（2016）年度末が25人で、28（2016）年度には目標を達成しました。

就労移行支援事業利用者数の目標63人に対し、平成27（2015）年度末で72人となり、既に目標を達成しました。平成28（2016）年度末では89人と27（2015）年度より増加しました。

就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合の目標5割以上に対し、平成27（2015）年度末では20%、28（2016）年度末では16.7%で、目標達成は難しい状況です。

■第4期計画の実績

項 目		数 値	考 え 方
目標値	平成29（2017）年度末の一般就労移行者数	22人	
実績値	平成27（2015）年度の一般就労移行者数	19人	達成率：86.4%
	平成28（2016）年度の一般就労移行者数	25人	達成率：113.6%
目標値	平成29（2017）年度末の就労移行支援事業利用者数	63人	
実績値	平成27（2015）年度の就労移行支援事業利用者数	72人	達成率：114.3%
	平成28（2016）年度の就労移行支援事業利用者数	89人	達成率：141.3%
目標値	平成29（2017）年度の就労移行率3割以上の事業所の割合	5割以上	
実績値	平成27（2015）年度の就労移行率3割以上の事業所の割合	20%	
	平成28（2016）年度の就労移行率3割以上の事業所の割合	16.7%	

■第5期計画の目標

福祉施設から一般就労への移行者数については、平成28（2016）年度の実績が25人であることから、第5期の目標値を1.4倍の35人に設定します。

就労移行支援事業の利用者数については、平成28（2016）年度末の利用者数が89人で目標値を達成していることから、第5期の目標値を2割以上の増加とし、107人に設定します。

就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合については、平成28（2016）年度時点で6事業所と増加していることから、計画期間中の事業所の増加も含めて、事業所をはじめ関係機関、民間企業等と連携し、就労移行率の上昇をめざし、5割以上となるよう設定します。

第5期計画からの新たな目標設定項目である職場定着率については、国及び大阪府の基本的な考え方に準じて、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上と設定します。

■第5期計画における目標設定

項 目		数 値	考 え 方
基準値	福祉施設から一般就労への移行者数 (A)	25人	平成28(2016)年度において、福祉施設から一般就労に移行した者の数
目標値	①目標年度(平成32(2020)年度)の一般就労移行者数 (B)	35人	平成32(2020)年度中に、福祉施設から一般就労に移行する者の数
		1.4倍	(B/A)
基準値	就労移行支援事業の利用者数 (C)	89人	平成28(2016)年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
目標値	②目標年度(平成32(2020)年度)の就労移行支援事業利用者数 (D)	107人	平成32(2020)年度における就労移行支援事業利用者数
		1.2倍	(D/C)
基準値	就労移行支援事業所数 (E)	6事業所	平成28(2016)年度末時点の就労移行支援事業所数
目標値	③目標年度(平成32(2020)年度)の就労移行率3割以上の事業所 (F)	5割以上	(F/平成32(2020)年度の就労移行支援事業所数)
目標値	④就労定着支援事業による1年後の職場定着率 (G)	8割以上	

(5) 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

大阪府の工賃の目標額は、個々の就労継続支援（B型）事業所において設定した目標工賃を踏まえ設定

各市町村は、管内の就労継続支援B型事業所において設定した目標工賃を踏まえ、目標を設定

■第4期計画の検証

就労継続支援（B型）事業所の工賃について、平成29（2017）年度の平均額を、25（2013）年度の平均額6,118円の34.2%増の8,211円に設定しました。平成27（2015）年度の平均工賃は7,169円、28（2016）年度の平均工賃は7,805円で、徐々に工賃は上がっています。

■第4期計画の実績

項目		数値	考え方
実績値	平成27（2015）年度の工賃の平均額	7,169円	平成25（2013）年度実績の17.2%増 増達成率：87.3%
	平成28（2016）年度の工賃の平均額	7,805円	平成25（2013）年度実績の27.5%増 達成率：95.1%

■第5期計画の目標

平成32（2020）年度の工賃の平均額について、管内事業所の実績及び目標を踏まえ、平成28（2016）年度実績の7,805円の約13%増の8,842円と設定します。



3 第1期障がい児福祉計画における成果目標

(1) 児童発達支援センターの整備

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、平成32（2020）年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本に目標を設定

■第1期計画の目標

「門真市立さつき園・くすのき園」が、平成25（2013）年度に福祉型児童発達支援センター「門真市立さつき園」、医療型児童発達支援センター「門真市立くすのき園」に移行し、この2つの施設が平成26（2014）年度に福祉型児童発達支援センターとして「門真市立こども発達支援センター」を開設しました。障がい児支援の拠点施設として就学前の障がいのある子どもに対する通園事業のほか、保育所等訪問支援、発達障がい児個別療育事業等を実施しています。今後も各事業の一層の充実を図ります。

(2) 保育所等訪問支援

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、平成32（2020）年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本に目標を設定。その際には、(1)の目標と連動して、各市町村に設置される児童発達支援センターが保育所等訪問支援の実施主体となるよう努められたい。

■第1期計画の目標

従前より本市では保育所等を訪問し、発達の気になる子どもの園等での生活環境の整備を助言していましたが、平成26（2014）年度の門真市立こども発達支援センター開設と同時に、保育所等訪問支援を開始しました。当初、公私立保育所・幼稚園に通う子どもの保護者からの利用依頼が大半を占めていましたが、子どもの成長に合わせて小学生の利用が拡充しています。今後についても、保護者のニーズを踏まえた上で、保育所等訪問支援の充実に努めます。

(3) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

大阪府内の重症心身障がい児の人数（約2,400人）を参考にして示された必要整備箇所数を各市町村の対象児童数に応じて按分した数を踏まえて、市町村ごとに目標を設定

■第1期計画の目標

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業については、従前より門真市立こども発達支援センターで実施しており、現時点で平成32（2020）年度までに1箇所整備することに関しては達成しています。今後も重症心身障がい児への支援の充実を図ります。

重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスについては、平成32（2020）年度末までの目標として市内の放課後等デイサービス事業所数を2箇所とします。現在、重症心身障がい児を支援する事業所は市内に1箇所あり、障がい福祉圏域としては5箇所の事業所があるため、これらの事業所を活用した支援を行いつつ、市内事業所の確保に努めます。

(4) 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、平成30（2018）年度末までに、これまで大阪府と市町村で構築してきた重症心身障がい児者地域ケアシステムを活用すること等により、対象を「医療的ケア児」に拡充した協議の場を市町村ごとに設置することを目標として設定

■第1期計画の目標

医療的ケアが必要な子どもへの支援については、支援を提供する施設が子ども一人ひとりに関わる医療機関と連携を図り、適切な支援を実施しています。また、協議の場については、これまで障がいのある子ども及び発達に課題のある子どもの支援体制の整備を協議する場として、門真市障がい者地域協議会の専門部会である『児童専門会議』を活用してきました。

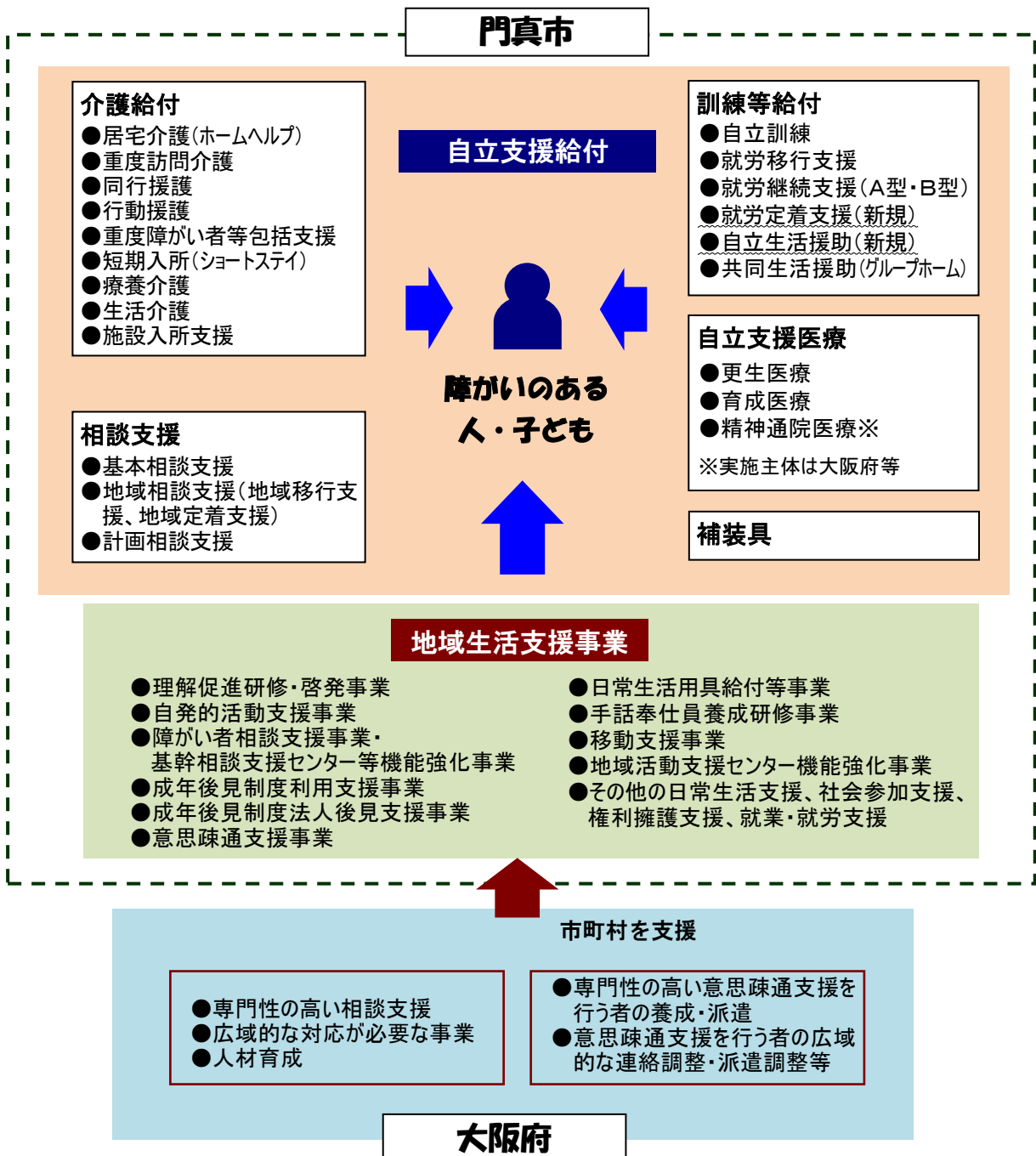
医療的ケアが必要な子どもへの支援についても、児童専門会議を活用し、地域の課題や資源を抽出した上で、医療機関が参画している門真市障がい者地域協議会において、協議を行っていきます。

第3章 事業計画

1 障害者総合支援法に基づくサービス事業体系

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。平成30（2018）年4月から新たに訓練等給付に「就労定着支援」及び「自立生活援助」の2つのサービスが加えられます。

■ サービス事業体系図



2 第5期障がい福祉計画／障がい福祉サービスの見込量

※門真市では、元号（西暦）の併記としていますが、ここでは文章の見やすさを考慮し、元号のみの表記としています。

(1) 訪問系サービス

■ 訪問系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容	
訪問系サービス	介護給付	居宅介護	身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある子ども（難病、高次脳機能障がい等を含む。）を対象に、居宅で入浴、排泄、食事などの介護や家事援助を行います。重度訪問介護や重度障がい者等包括支援の対象以外の人へのサービスです。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由の人又は知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難がある人に対する居宅での入浴、排泄、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など、総合的な介護を行います。平成30年度からは、このサービスを利用中の最重度の障がいのある人に対し入院時も一定の支援が可能となります。
		同行援護	視覚障がいのある人や子どもを対象に、外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図ります。
		行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動に困難があり、常に介護の必要な人（子どもを含む。）を対象に、危険を回避するために必要な援護や、外出時の移動中の介助等を行います。
		重度障がい者等包括支援	身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある子どもの中で、常に介護を必要とする程度が著しく高い人を対象に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。

① 居宅介護

■ 第4期計画の検証

全体の利用者数の対見込率は、平成27年度が115.7%、28年度が108.2%と見込量を超えていますが、29年度は89.1%と見込量を下回る見込みです。全体の利用時間数の対見込率は、平成27年度が88.8%、28年度が81.9%、29年度が83.7%と、知的障がいのある人を除いて、見込量より少なくなっています。

これは、1人当たりの利用時間数が少なくなっていると考えられます。

身体障がいのある人の利用者数が減少している主な理由としては、65歳以上となり、介護保険制度へ移行したことなどにより、対象者が減少したことがあげられます。

障がいのある子どもの利用者数、利用時間が大きく減少している主な理由としては、放課後等デイサービスの利用が、平成24年度の50人から27年度には153人に、29年度には181人に増加し、サービスの利用が進んでいることが想定されます。

■第4期計画における居宅介護の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用時間数			
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	見込量	人	120	122	124	時間	3,456	3,514	3,571
	実績値	人	121	119	98	時間	2,719	2,508	2,566
	対見込率	%	100.8	97.5	79.0	%	78.7	71.4	71.9
知的障がいのある人	見込量	人	86	89	92	時間	860	890	920
	実績値	人	105	116	106	時間	926	1,156	1,359
	対見込率	%	122.1	130.3	115.2	%	107.7	129.9	147.7
精神障がいのある人	見込量	人	87	92	97	時間	957	1,012	1,067
	実績値	人	102	102	90	時間	895	840	824
	対見込率	%	117.2	110.9	92.8	%	93.5	83.0	77.2
障がいのある子ども	見込量	人	26	27	28	時間	182	189	196
	実績値	人	22	20	11	時間	151	89	67
	対見込率	%	84.6	74.1	39.3	%	83.0	47.1%	34.2
合計	見込量	人	319	330	341	時間	5,455	5,605	5,754
	実績値	人	369	357	305	時間	4,842	4,593	4,816
	対見込率	%	115.7	108.2	89.1	%	88.8	81.9	83.7

注)平成29年度実績は4～7月の月平均実績

■第5期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、平成27年度から29年度の平均を30年度の値とし、2人ずつ増と見込みました（手帳所持者数は横ばい）。利用時間数は、1人当たり月平均利用時間数が最も多い平成29年度の26.2時間を使用して、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、第4期計画では見込量を上回る実績を踏まえ、平成27年度から29年度の平均を30年度の値とし、3人ずつ増と見込みました（手帳所持者数は増加傾向）。利用時間数は、1人当たり月平均利用時間数が最も多い平成29年度の12.8時間を使用して、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成27年度から29年度の平均を30年度の値とし、5人ずつ増と見込みました（手帳所持者数は増加傾向）。利用時間数は、1人当たり月平均利用時間数が最も多い平成29年度の9.2時間を使用して、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

障がいのある子どもの利用者数は、平成27年度から29年度の平均を30年度にし、1人ずつ増と見込みました。利用時間数は1人当たり月平均利用時間数が第4期計画の3年間で増減があるため、3年間の平均と平成29年度値を比較し、多い方の29年度の6.1時間を使用して、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

■第5期計画における居宅介護の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	利用者数	人	113	115	117
	利用時間数	時間	2,961	3,013	3,065
知的障がいのある人	利用者数	人	109	112	115
	利用時間数	時間	1,395	1,434	1,472
精神障がいのある人	利用者数	人	98	103	108
	利用時間数	時間	902	948	994
障がいのある子ども	利用者数	人	18	19	20
	利用時間数	時間	110	116	122
合計	利用者数	人	338	349	360
	利用時間数	時間	5,368	5,511	5,653

② 重度訪問介護

■第4期計画の検証

身体障がいのある人の利用者数は増加傾向にあったことから、見込量を平成26年度の4人から27年度には10人、28年度には11人へと倍以上に増やしたものの、依然として見込量を上回る実績値となっています。

また、利用時間数の実績値も平成26年度の450時間が、27年度には1,554時間、28年度には1,653時間と3倍近く伸び、対見込率も平成27・28年度は300%近くとなっています。増加の要因は、介護保険利用者へのサービスの上乗せ支給と想定されます。

■第4期計画における重度訪問介護の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			単位	利用時間数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	見込量	人	10	11	12	時間	554	610	665
	実績値	人	13	13	11	時間	1,554	1,653	809
	対見込率	%	130.0	118.2	91.7	%	280.5	271.0	121.7
知的障がいのある人	見込量	人	1	1	1	時間	53	53	53
	実績値	人	0	1	0	時間	0	11	0
	対見込率	%	0.0	100.0	0.0	%	0.0	20.8	0.0
精神障がいのある人	見込量	人	1	1	1	時間	53	53	53
	実績値	人	0	0	0	時間	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0	%	0.0	0.0	0.0
合計	見込量	人	12	13	14	時間	660	716	771
	実績値	人	13	14	11	時間	1,554	1,664	809
	対見込率	%	108.3	107.7	78.6	%	235.5	232.4	104.9

注)平成29年度実績は4～7月の月平均実績

■第5期計画の見込量

平成30年度からは、このサービスを利用中の最重度の障がいのある人に対し、入院時についても、一定の支援が可能となりますので、利用者数についてはこれまでの実績を踏まえたものとしませんが、今後サービス拡充についての周知に努めます。

身体障がいのある人の利用者数は、平成29年度は減少しているため、30年度は29年度と同数にし、31年度に1人増と見込みました（手帳所持者数は減少傾向）。利用時間数は、1人当たり月平均利用時間数について平成29年度は最も少ないため、第4期計画の3年間の平均値である106.7時間を各年度の利用者数に乗じて見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、平成29年度は利用なしとなっていますが、28年度の実績を踏まえ、1人と見込みました。利用時間数は、実績のあった平成28年度の利用時間の11.0時間を各年度の利用者数に乗じて見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、実績がなく見込んでいませんが、今後対象者の把握と利用促進のための情報提供を進めていきます。

■第5期計画における重度訪問介護の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	利用者数	人	11	12	12
	利用時間数	時間	1,174	1,281	1,281
知的障がいのある人	利用者数	人	1	1	1
	利用時間数	時間	11	11	11
精神障がいのある人	利用者数	人	0	0	0
	利用時間数	時間	0	0	0
合計	利用者数	人	12	13	13
	利用時間数	時間	1,185	1,292	1,292

③ 同行援護

■第4期計画の検証

身体障がいのある人、障がいのある子どもの利用者数はともに横ばいとなっています。身体障がいのある人の利用時間数の実績値は、平成27年度が1,164時間、28年度が1,308時間と増加しています。平成29年度は、4月から7月の実績から1,184時間と見込んでいますが、長期休暇の8月実績等を含めた年度実績はこの数値を上回るものと想定されます。第4期計画の3か年の利用時間の実績値が見込量を上回った要因としては、外出の機会増が大きいと想定されます。

■第4期計画における同行援護の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用時間数			
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
身体障がいのある人	見込量	人	67	68	69	時間	1,139	1,156	1,173
	実績値	人	63	65	55	時間	1,164	1,308	1,184
	対見込率	%	94.0	95.6	79.7	%	102.2	113.1	100.9
障がいのある子ども	見込量	人	3	2	2	時間	51	34	34
	実績値	人	3	2	1	時間	26	25	20
	対見込率	%	100.0	100.0	50.0	%	51.0	73.5	58.8
合計	見込量	人	70	70	71	時間	1,190	1,190	1,207
	実績値	人	66	67	56	時間	1,190	1,333	1,204
	対見込率	%	94.3	95.7	78.9	%	100.0	112.0	99.8

注)平成29年度実績は4～7月の月平均実績

■第5期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、平成27年度から29年度の平均を30年度の値とし、2人ずつ増と見込みました。利用時間数は、1人当たり月平均利用時間数を平成27年度から29年度の平均値である20.0時間を使用し、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

障がいのある子どもの利用者数は、平成27年度から減少しているため、27年度から29年度の平均を30年度の値とし、31年度以降は横ばいと見込みました。利用時間数は、平成29年度の利用実績が多いことから、その値の20.0時間を使用し、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

■第5期計画における同行援護の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	利用者数	人	61	63	65
	利用時間数	時間	1,220	1,260	1,300
障がいのある子ども	利用者数	人	2	2	2
	利用時間数	時間	40	40	40
合計	利用者数	人	63	65	67
	利用時間数	時間	1,260	1,300	1,340

④ 行動援護

■第4期計画の検証

知的障がいのある人の利用者数は、平成26年度が8人、27年度が11人、28年度が12人と横ばいで、ほぼ見込み通りであるものの、利用時間数は平成26年度の189時間が、27年度は326時間、28年度は332時間と伸びています。その要因としては、移動支援から行動援護への切り替え、グループホーム入居者の利用増と考えられます。

一方、障がいのある子どもは、利用者数及び利用時間がともに第4期計画の各年度で見込量を下回りました。

■第4期計画における行動援護の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用時間数			
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
知的障がいのある人	見込量	人	9	9	10	時間	180	180	200
	実績値	人	11	12	12	時間	326	332	387
	対見込率	%	122.2%	133.3%	120.0%	%	181.1%	184.4%	193.5%
精神障がいのある人	見込量	人	1	1	1	時間	20	20	20
	実績値	人	0	0	0	時間	0	0	0
	対見込率	%	0.0%	0.0%	0.0%	%	0.0%	0.0%	0.0%
障がいのある子ども	見込量	人	5	5	6	時間	80	80	96
	実績値	人	4	3	3	時間	45	48	40
	対見込率	%	80.0%	60.0%	50.0%	%	56.3%	60.0%	41.7%
合計	見込量	人	15	15	17	時間	280	280	316
	実績値	人	15	15	15	時間	371	380	427
	対見込率	%	100.0%	100.0%	88.2%	%	132.5%	135.7%	135.1%

注)平成29年度実績は4～7月の月平均実績

■第5期計画の見込量

知的障がいのある人の利用者数は、第4期計画では横ばい傾向にあったため、平成30年度は29年度と同数にし、31年度に1人増と見込みました。利用時間数は、1人当たり月平均利用時間数の最も多い、平成29年度の32.3時間を各年度の利用者数に乗じて見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、利用実績がこれまでありませんが、第4期計画と同様に1人と見込みました。利用時間数は、利用実績がないため、第4期計画の見込量と同値の20時間を見込みました。

障がいのある子どもの利用者数は、平成29年度から引き続き3人とし、横ばいと見込みました。利用時間数は、平成28年度が最も多く増減があるため、27年度から29年度の3年間の1人当たり月平均利用時間数の13.5時間を、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

■第5期計画における行動援護の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
知的障がいのある人	利用者数	人	12	13	13
	利用時間数	時間	388	420	420
精神障がいのある人	利用者数	人	1	1	1
	利用時間数	時間	20	20	20
障がいのある子ども	利用者数	人	3	3	3
	利用時間数	時間	41	41	41
合計	利用者数	人	16	17	17
	利用時間数	時間	449	481	481

⑤ 重度障がい者等包括支援

■第5期計画の見込量

平成29年7月現在において利用がなく、サービス提供事業所も大阪府内で2事業所しかなく、第5期計画期間内においてもこれまでと同様に、見込量を計上していません。今後、サービスの利用ニーズが生じた場合には、適切な支給に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの種類と内容は、次のとおりです。訓練等給付に平成30年4月から新たに「就労定着支援」が加えられます。

■日中活動系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容
介護給付	生活介護	常に介護を必要とする障がいのある人を対象に、主として昼間、障がい者支援施設等の施設で、食事、入浴、排泄等の介助、日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供します。
	療養介護	医療及び常に介護を必要とする障がいのある人を対象に、主として昼間、病院等の施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話をを行います。
	短期入所	介護者の病気やその他の理由で、一時的に保護が必要になった障がいのある人や子どもを対象に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
日中活動系サービス 訓練等給付	自立訓練(機能訓練)	身体障がいのある人又は難病を患っている人を対象に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	自立訓練(生活訓練)	知的障がいのある人又は精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がいのある人を対象に、一定の期間、事業所における作業や企業における実習等を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援(A型)	一般企業等への就労が困難な障がいのある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。A型は、事業所内において、雇用契約に基づく就労機会の提供を行い、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を行います。
	就労継続支援(B型)	一般企業等への就労が困難な障がいのある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。B型は、雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった人について、就労への移行に向けた支援を行います。
	就労定着支援(新規)	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

① 生活介護

■第4期計画の検証

利用者数は、全体としてはおおむね見込量と同程度となっています。障がい種別では、特に身体障がいのある人が見込量を下回り、年々対見込率が低くなっています。

身体障がいのある人の利用者数が減少したのは、居宅介護と同様に、高齢化に伴い介護保険制度に移行したなどの理由で、対象者が減少したことがあげられます。

また、知的障がいのある人は、平成27年度の228人から28年度には253人に大幅に増加しましたが、支援学校からの卒業生の利用によるものとなっています。

精神障がいのある人は、平成26年度の5人から27年度は10人、28年度は13人と増加していますが、平成26年度に市内に精神障がい者対象の生活介護事業所が開設したことに伴うものと思われます。

■第4期計画における生活介護の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	見込量	人	71	74	76	人日	852	888	912
	実績値	人	53	52	48	人日	683	713	787
	対見込率	%	74.6	70.3	63.2	%	80.2	80.3	86.3
知的障がいのある人	見込量	人	218	227	237	人日	3,706	3,859	4,029
	実績値	人	228	253	247	人日	4,004	4,245	4,624
	対見込率	%	104.6	111.5	104.2	%	108.0	110.0	114.8
精神障がいのある人	見込量	人	5	6	7	人日	20	24	28
	実績値	人	10	13	9	人日	30	49	61
	対見込率	%	200.0	216.7	128.6	%	150.0	204.2	217.9
合計	見込量	人	294	307	320	人日	4,578	4,771	4,969
	実績値	人	291	318	304	人日	4,717	5,007	5,472
	対見込率	%	99.0	103.6	95.0	%	103.0	104.9	110.1

注)平成29年度実績は4～7月の月平均実績

■第5期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、平成27年度から29年度の平均を30年度の値とし、2人ずつ増と見込みました。利用日数は、1人当たり月平均利用日数の最も多い平成29年度の16.4日を、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、平成29年度が減少しているものの、寝屋川支援学校の卒業生を見込んで、30年度は260人とし、31年度以降は5人ずつ増と見込みました。利用日数は、1人当たり月平均利用日数の最も多い平成29年度の18.7日を、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成27年度から29年度の平均を30年度の値とし、2人ずつ増と見込みました。利用日数は、1人当たり月平均利用日数の最も多い平成29年度の6.8日を、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

■第5期計画における生活介護の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	利用者数	人	51	53	55
	利用日数	人日	836	869	902
知的障がいのある人	利用者数	人	260	265	270
	利用日数	人日	4,862	4,955	5,049
精神障がいのある人	利用者数	人	11	13	15
	利用日数	人日	75	88	102
合計	利用者数	人	322	331	340
	利用日数	人日	5,773	5,912	6,053

② 療養介護

■第4期計画の検証

身体障がいのある人の利用者数は横ばいで、見込み通りとなっています。知的障がいのある人の利用者数は、平成28年度に1人増加し、見込みを上回りました。

■第4期計画における療養介護の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	見込量	人	3	3	3
	実績値	人	3	3	3
	対見込率	%	100.0	100.0	100.0
知的障がいのある人	見込量	人	14	14	14
	実績値	人	14	15	15
	対見込率	%	100.0	107.1	107.1
合計	見込量	人	17	17	17
	実績値	人	17	18	18
	対見込率	%	100.0	105.9	105.9

注)平成29年度実績は4～7月の月平均実績

■第5期計画の見込量

現在の利用者が引き続き利用するとして、身体障がいのある人、知的障がいのある人について見込みました。

■第5期計画における療養介護の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	利用者数	人	3	3	3
知的障がいのある人	利用者数	人	15	15	15
合計	利用者数	人	18	18	18

③ 短期入所

■第4期計画の検証

利用者数は、全体としては平成27・28年度は見込量を上回り、対見込率は27年度が105.2%、28年度が131.3%となっていますが、29年度は見込量を下回る見込みです。

知的障がいのある人は、平成27年度の利用者数の見込量を、26年度の27人から69人に大幅に増加したものの、対見込率が118.8%、82人の利用者数となり、28年度では70人の見込量に対して101人、144.3%の対見込率に、29年度も70人の見込量に対して84人、120.0%の対見込量となりました。保護者の高齢化及び入院に伴う短期入所の長期利用が増えたことによるものと想定されます。

また、障がいのある子どもの利用者数、利用日数はともに増加しています。平成27年度に市内に児童の短期入所事業所が開設したことが大きな要因と想定されます。

■第4期計画における短期入所の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	見込量	人	14	14	15	人日	70	70	75
	実績値	人	3	5	3	人日	10	8	4
	対見込率	%	21.4	35.7	20.0	%	14.3	11.4	5.3
知的障がいのある人	見込量	人	69	70	70	人日	138	140	140
	実績値	人	82	101	84	人日	195	256	303
	対見込率	%	118.8	144.3	120.0	%	141.3	182.9	216.4
精神障がいのある人	見込量	人	4	4	4	人日	9	9	9
	実績値	人	1	4	1	人日	1	11	1
	対見込率	%	25.0	100.0	25.0	%	11.1	122.2	11.1

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がいのある子ども	見込量	人	9	11	13
	実績値	人	15	20	8
	対見込率	%	166.7	181.8	61.5
合計	見込量	人	96	99	102
	実績値	人	101	130	96
	対見込率	%	105.2	131.3	94.1

単位	利用日数		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人日	18	22	26
人日	28	36	33
%	155.6	163.6	126.9
人日	235	241	250
人日	224	311	341
%	95.3	129.0	136.4

注) 平成29年度実績は4～7月の月平均実績

■第5期計画の見込量

地域生活支援拠点の整備を平成30年度に予定しており、短期入所の整備を見込んでいることから、身体障がいのある人の利用者数は、平成30年度は27年度から29年度の平均に1人加え、平成31年度以降は1人ずつ増と見込みました。利用日数は、1人当たり月平均利用日数について平成29年度が少ないため、27年度から29年度の平均の2.1日を各年度の利用者数に乗じて見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、平成30年度は27年度から29年度の平均に6人を加え、平成31年度以降は5人ずつ増と見込みました。利用日数は、1人当たり月平均利用日数について平成29年度のおよそ2倍の7.0日とし、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成29年度が減少しているため、27年度から29年度の平均を30年度にし、32年度に1人増と見込みました。利用日数は、1人当たり月平均利用日数が最も多い平成28年度の2.8日を各年度の利用者数に乗じて見込みました。

障がいのある子どもの利用者数は、平成30年度は27年度から29年度の平均に6人を加え、平成31年度以降は5人ずつ増と見込みました。利用日数は、平成27年度から29年度の1人当たり月平均利用日数2.6日を各年度の利用者数に乗じて見込みました。

■第5期計画における短期入所の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	利用者数	人	5	6	7
	利用日数	人日	11	13	15
知的障がいのある人	利用者数	人	95	100	105
	利用日数	人日	665	700	735
精神障がいのある人	利用者数	人	2	2	3
	利用日数	人日	6	6	8
障がいのある子ども	利用者数	人	20	25	30
	利用日数	人日	52	65	78
合計	利用者数	人	122	133	145
	利用日数	人日	734	784	836

④ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

■第4期計画の検証

全体の利用者数は、平成27年度は見込量を上回り、対見込率も115.4%となっていますが、28・29年度と減少しています。

身体障がいのある人の利用者数・利用日数はともに減少しています。自立した生活ができるようになるための機能訓練目的の利用が減ったことによるものです。

知的障がいのある人の利用者数は横ばいですが、利用日数は平成27年度の47人日から、28年度には72人日と増加しています。要因としては、触法行為による矯正訓練目的で、生活訓練の利用者数が増加したためです。

精神障がいのある人の利用者数・利用日数ともに、平成27年度は前年度同様に増加が見られますが、市内に新規の精神障がい者対象の事業所が開設したことによるものです。しかし、平成28年度は自立訓練を休止したことにより減少しています。

■第4期計画における自立訓練の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	見込量	人	3	3	3	人日	43	43	43
	実績値	人	1	1	1	人日	20	5	14
	対見込率	%	33.3	33.3	33.3	%	46.5	11.6	32.6
知的障がいのある人	見込量	人	5	6	7	人日	85	102	119
	実績値	人	3	4	3	人日	47	72	78
	対見込率	%	60.0	66.7	42.9	%	55.3	70.6	65.5
精神障がいのある人	見込量	人	5	6	6	人日	65	78	78
	実績値	人	11	8	5	人日	81	38	54
	対見込率	%	220.0	133.3	83.3	%	124.6	48.7	69.2
合計	見込量	人	13	15	16	人日	193	223	240
	実績値	人	15	13	9	人日	148	115	146
	対見込率	%	115.4	86.7	56.3	%	76.7	51.6	60.8

注)平成29年度実績は4～7月の月平均実績

■第5期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、第4期計画の期間が1人であったため、平成30・31年度を1人とし、32年度に1人増と見込みました。利用日数は、1人当たり月平均利用日数について、第4期計画の3年間の平均より平成29年度が多いため、29年度の14.0日を各年度の利用者数に乗じて見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、平成27年度から29年度の平均を30・31年度にし、32年度に1人増と見込みました。利用日数は、1人当たり月平均利用日数の多い平成29年度の26.0日を各年度の利用者数に乗じて見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成27年度から29年度の平均を30・31年度にし、32年度に1人増と見込みました。利用日数は、1人当たり月平均利用日数の多い平成29年度の10.8日を各年度の利用者数に乗じて見込みました。

■ 第5期計画における自立訓練の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	利用者数	人	1	1	2
	利用日数	人日	14	14	28
知的障がいのある人	利用者数	人	3	3	4
	利用日数	人日	78	78	104
精神障がいのある人	利用者数	人	8	8	9
	利用日数	人日	86	86	97
合計	利用者数	人	12	12	15
	利用日数	人日	178	178	229

⑤ 就労移行支援

■ 第4期計画の検証

どの障がいのある人も利用者数は大幅に増加しています。ここ数年間、市内に新規事業所が開設しているためですが、市内の事業所の利用割合は増加しており、障がいの種別により違いはあるものの、50%から72%の利用となっています。

特に身体障がいのある人は、利用者数、利用日数ともに、見込量を大きく上回り、利用者数の対見込率は平成29年度で633.3%、利用日数も28年度で429.2%、29年度で363.9%と高くなっています。

平成27・28年度は、知的障がいのある人の利用者数は増加しているものの、利用日数は減少傾向にあります。通常は、月に22日から23日程度の利用が一般的ですが、支援学校高等部生徒の卒業後の進路を決定するためのアセスメントとして利用する場合、5日程度のみ利用になるため、利用日数の減少につながったと考えられます。

平成29年度は、利用者数が減少したものの、利用日数は急増しています。

精神障がいのある人の利用者数は、平成27・28年度ともに見込量を上回りましたが、29年度は対見込率が90.0%となるものと見込んでいます。

■ 第4期計画における就労移行支援の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用日数			
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	見込量	人	1	2	3	人日	12	24	36
	実績値	人	4	10	19	人日	23	103	131
	対見込率	%	400.0	500.0	633.3	%	191.7	429.2	363.9

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用日数			
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
知的障がいのある人	見込量	人	25	28	30	人日	300	336	360
	実績値	人	33	39	24	人日	234	213	466
	対見込率	%	132.0	139.3	80.0	%	78.0	63.4	129.4
精神障がいのある人	見込量	人	26	28	30	人日	364	392	420
	実績値	人	35	39	27	人日	298	381	389
	対見込率	%	134.6	139.3	90.0	%	81.9	97.2	92.6
合計	見込量	人	52	58	63	人日	676	752	816
	実績値	人	72	88	70	人日	555	697	986
	対見込率	%	138.5	151.7	111.1	%	82.1	92.7	120.8

注)平成29年度実績は4～7月の月平均実績

■第5期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、平成29年度が増加しているため、30年度は21人とし、31年度以降は1人ずつ増と見込みました。利用日数は、1人当たり月平均利用日数について、第4期計画の3年間の平均より平成29年度が多いため、29年度の6.9日を各年度の利用者数に乗じて見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、平成27年度から28年度にかけて見込量を上回り伸びも見られたこと、今後の伸びも予想されることから、30年度は36人とし、31年度以降は2人ずつ増と見込みました。利用日数は、1人当たり月平均利用日数の多い平成29年度の19.4日を、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成27年度から28年度にかけて見込量を上回り伸びもみられたこと、今後の伸びも予想されることから、30年度は40人とし、31年度以降は2人ずつ増と見込みました。利用日数は、1人当たり月平均利用日数の多い平成29年度の14.4日を、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

■第5期計画における就労移行支援の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	利用者数	人	21	22	23
	利用日数	人日	145	152	159
知的障がいのある人	利用者数	人	36	38	40
	利用日数	人日	698	737	776
精神障がいのある人	利用者数	人	40	42	44
	利用日数	人日	564	605	634
合計	利用者数	人	97	102	107
	利用日数	人日	1,407	1,494	1,569

⑥ 就労継続支援（A型）

■第4期計画の検証

利用者数は、全体としては第4期計画期間の3年間ともに見込量を上回り、対見込率は平成27年度が220.0%、28年度が300.0%、29年度が175.0%となっています。特に知的障がいのある人及び精神障がいのある人の伸びが大きくなっています。要因としては、就労継続支援（A型）の新規事業所が市内に平成27年度は4箇所、28年度は1箇所開設されたことがあげられますが、近隣他市にも同様に新規事業所が開設されています。利用者数の半数以上は、他市での利用であるため、今後も利用者数は伸びるものと見込まれます。

■第4期計画における就労継続支援（A型）の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用日数			
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	見込量	人	10	13	16	人日	110	143	176
	実績値	人	19	24	20	人日	303	336	323
	対見込率	%	190.0	184.6	125.0	%	275.5	235.0	183.5
知的障がいのある人	見込量	人	6	8	10	人日	90	120	150
	実績値	人	20	27	26	人日	265	358	486
	対見込率	%	333.3	337.5	260.0	%	294.4	298.3	324.0
精神障がいのある人	見込量	人	14	16	18	人日	196	224	252
	実績値	人	27	37	31	人日	324	785	521
	対見込率	%	192.9	375.0	172.2	%	165.3	350.4	206.7
合計	見込量	人	30	37	44	人日	396	487	578
	実績値	人	66	88	77	人日	892	1,479	1,330
	対見込率	%	220.0	300.0	175.0	%	225.3	303.7	230.1

注)平成29年度実績は4～7月の月平均実績

■第5期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、平成27年度から29年度の平均を30年度の値とし、2人ずつ増と見込みました。利用日数は、1人当たり月平均利用日数について、第4期計画の3年間の平均より平成29年度が多いため、29年度の16.2日を各年度の利用者数に乗じて見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、平成29年度は28年度から1人減となっているものの、手帳所持者数の伸びを考慮し、30年度は28人とし、31年度以降は4人ずつ増と見込みました。利用日数は、1人当たり月平均利用日数が最も多い平成29年度の18.7日を各年度の利用者数に乗じて見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、手帳所持者数の伸びを考慮し、平成30年度は35人とし、31年度以降は5人ずつ増と見込みました。利用日数は、1人当たり月平均利用日数が最も多い平成29年度の16.8日を各年度の利用者数に乗じて見込みました。

■第5期計画における就労継続支援（A型）の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	利用者数	人	21	23	25
	利用日数	人日	340	372	405
知的障がいのある人	利用者数	人	28	32	36
	利用日数	人日	523	598	673
精神障がいのある人	利用者数	人	35	40	45
	利用日数	人日	588	672	756
合計	利用者数	人	84	95	106
	利用日数	人日	1,451	1,642	1,834

⑦ 就労継続支援（B型）

■第4期計画の検証

利用者数は、全体としては平成27・28年度は見込量を上回り、対見込率は27年度が107.7%、28年度が105.4%となっていますが、29年度は88.6%と見込量を下回る見込みです。

身体障がい・精神障がいのある人の利用者数は、横ばい傾向で推移しています。

知的障がいのある人の利用者数は、微増傾向にあります。市内事業所の定員はほぼ満員になってきています。

利用日数は、全体としては平成27・28年度はほぼ見込み通りで、対見込率が27年度は101.2%、28年度は98.5%となっていますが、平成29年度は91.5%と低くなる見込みです。

障がい種別では、知的障がいのある人はほぼ見込量通り、精神障がいのある人は年々増加し、見込量を上回っていますが、身体障がいのある人は年々減少し、見込量を大きく下回っています。

■第4期計画における就労継続支援（B型）の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用日数			
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	見込量	人	13	14	15	人日	182	196	210
	実績値	人	14	11	9	人日	156	128	115
	対見込率	%	107.7	78.6	60.0	%	85.7	65.3	54.8
知的障がいのある人	見込量	人	160	171	181	人日	2,720	2,907	3,077
	実績値	人	169	175	157	人日	2,741	2,864	2,697
	対見込率	%	105.6	102.3	86.7	%	100.8	98.5	87.7
精神障がいのある人	見込量	人	73	74	75	人日	730	740	750
	実績値	人	82	87	74	人日	780	795	881
	対見込率	%	112.3	117.6	98.7	%	106.8	107.4	117.5
合計	見込量	人	246	259	271	人日	3,632	3,843	4,037
	実績値	人	265	273	240	人日	3,677	3,787	3,693
	対見込率	%	107.7	105.4	88.6	%	101.2	98.5	91.5

注)平成29年度実績は4～7月の月平均実績

■第5期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、平成27年度から29年度の平均を30年度の値とし、1人ずつ増と見込みました。利用日数は、1人当たり月平均利用日数の最も多い平成29年度の12.8日を、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、寝屋川支援学校の卒業生を見込んで、平成30年度を180人とし、31年度以降は5人ずつ増と見込みました。利用日数は、1人当たり月平均利用日数の最も多い平成29年度の17.2日を、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成27年度から29年度の平均を30年度の値とし、3人ずつ増と見込みました。利用日数は、1人当たり月平均利用日数の最も多い平成29年度の11.9日を、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

■第5期計画における就労継続支援（B型）の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	利用者数	人	11	12	13
	利用日数	人日	141	154	166
知的障がいのある人	利用者数	人	180	185	190
	利用日数	人日	3,096	3,182	3,268
精神障がいのある人	利用者数	人	81	84	87
	利用日数	人日	964	1,000	1,035
合計	利用者数	人	272	281	290
	利用日数	人日	4,201	4,336	4,469

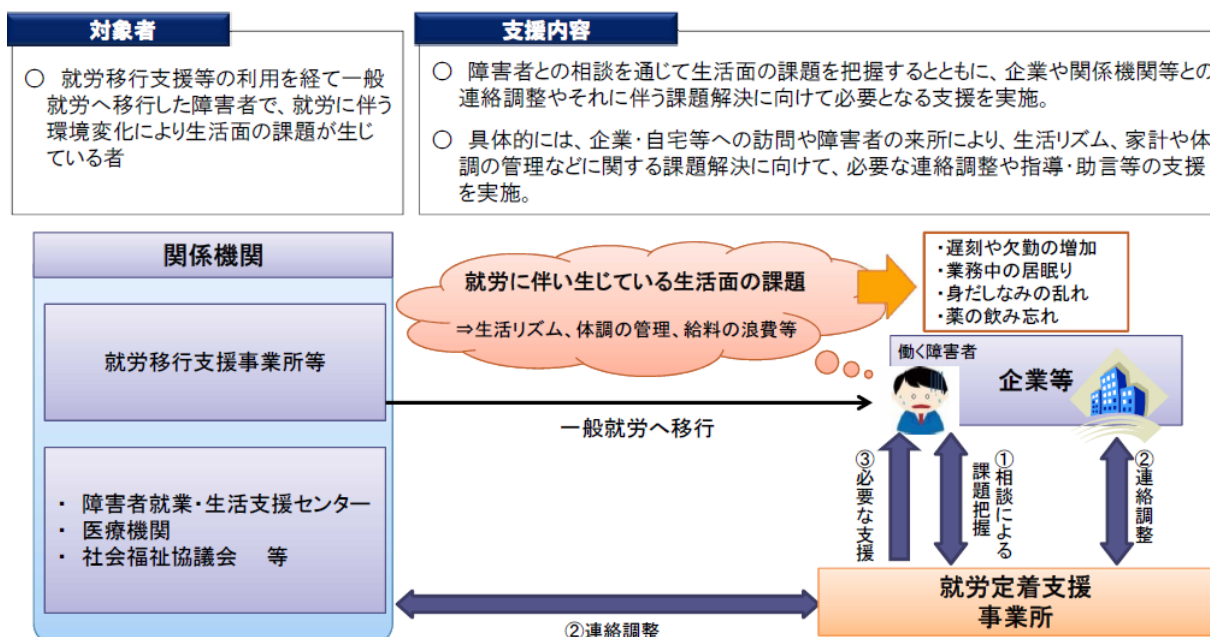
⑧ 就労定着支援（新規）

■第5期計画の見込量

平成30年度からの新設サービスです。成果目標では、一般就労の定着率80%をめざしていることから、各年度の一般就労移行者数に80%を乗じて、事業は最大3年間の利用となっていることから、毎年度積み上げて設定しています。

■第5期計画における就労定着支援の月平均見込量

障がい種別	単位	利用者数		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	人	2	5	8
知的障がいのある人	人	10	23	38
精神障がいのある人	人	4	8	14
合計	人	16	36	60



資料：厚生労働省HPより

(3) 居住系サービス

居住系サービスの種類と内容は、次のとおりです。訓練等給付に平成30年4月から新たに「自立生活援助」が加えられます。

■ 居住系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容
居住系サービス	介護給付 施設入所支援	介護を必要とする障がいのある人に対して、入所施設において、夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
	訓練等給付 共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人に対して、主として夜間において、共同生活の場における相談、入浴、排泄等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
	訓練等給付 自立生活援助(新規)	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力や生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

① 施設入所支援

■ 第4期計画の検証

知的障がいのある人の入所者数が減少し、身体障がい・精神障がいのある人は横ばいで推移しています。全体としては減少傾向にあり、対見込率は平成27年度から29年度の計画期間を通して100%を割っています。入所施設からグループホームへの地域移行、入院・介護施設への移行、死亡等の人数が、新規入所者数より上回ったためです。

■ 第4期計画における施設入所支援の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	見込量	人	22	22	21
	実績値	人	20	20	20
	対見込率	%	90.9	90.9	95.2
知的障がいのある人	見込量	人	68	67	66
	実績値	人	67	64	59
	対見込率	%	98.5	95.5	89.4
精神障がいのある人	見込量	人	0	0	0
	実績値	人	1	0	0
	対見込率	%	—	—	—
合計	見込量	人	90	89	87
	実績値	人	88	84	79
	対見込率	%	97.8	94.4	90.8

注)平成29年度実績は4～7月の月平均実績

■第5期計画の見込量

成果目標の施設から地域生活への移行数、削減数を踏まえて見込んでいます。

■第5期計画における施設入所支援の月平均見込量

障がい種別	単位	利用者数		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	人	20	20	20
知的障がいのある人	人	57	57	56
精神障がいのある人	人	0	0	0
合計	人	77	77	76

② 共同生活援助

■第4期計画の検証

身体障がいのある人は平成25年度から利用がなく、知的障がいのある人の利用者数は横ばいとなっています。精神障がいのある人は、平成28年度が増加傾向となっていますが、市内のグループホームへの入居が要因と考えられます。

■第4期計画における共同生活援助の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	見込量	人	0	1	2
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	—	—	—
知的障がいのある人	見込量	人	111	119	127
	実績値	人	97	98	88
	対見込率	%	87.4	82.4	69.3
精神障がいのある人	見込量	人	16	18	20
	実績値	人	14	20	20
	対見込率	%	87.5	111.1	100.0
合計	見込量	人	127	138	149
	実績値	人	111	118	108
	対見込率	%	87.4	85.5	72.5

注)平成29年度実績は4～7月の月平均実績

■第5期計画の見込量

地域生活支援拠点の整備を平成30年度に予定しており、共同生活援助の整備も見込んでいることから、身体障がいのある人の利用者数を、30年度から1人と見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、平成30年度に13人増を予定していることから、100人とし、31年度以降は5人ずつ増と見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成30年度は29年度の数値とし、31年度以降は2人ずつ増と見込みました。

■第5期計画における共同生活援助の月平均見込量

障がい種別	単位	利用者数		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	人	1	1	1
知的障がいのある人	人	100	105	110
精神障がいのある人	人	20	22	24
合計	人	121	128	135

③ 自立生活援助（新規）

■第5期計画の見込量

平成30年度からの新設サービスです。平成27・28年度の地域生活移行者数の累計が6人ということから、そこから単身生活への移行は多くないと想定されることから1人と見込んでいます。

■第5期計画における自立生活援助の月平均見込量

障がい種別	単位	利用者数		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	人	0	0	0
知的障がいのある人	人	0	0	0
精神障がいのある人	人	1	1	1
合計	人	1	1	1

(4) 計画相談支援・地域相談支援

■計画相談支援・地域相談支援の内容

	サービス名	サービス内容
計画相談支援 支給付	サービス利用支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がいのある人と、障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある子どもを対象に、支給決定又は支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成します。支給決定又は変更後、サービス調整会議などを実施し、計画の作成を行います。また、サービス等の利用状況の点検・評価を行い、計画の見直しを行います。
	継続サービス利用支援	
地域相談支援 支給付	地域移行支援	障がい者入所施設又は児童福祉施設等に入所している障がいのある人、精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、住居の確保、その他地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障がい福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に、相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

① 計画相談支援

■第4期計画の検証

利用者数は、全体としては、第4期計画期間を通して見込量を大きく上回り、対見込率は平成27年度が311.2%、28年度が538.0%、29年度が487.3%となっています。これは、平成26年度から本格的にサービス等利用計画の作成とモニタリングの実施に取り組んできたためと想定されます。

障がいのある子どもでは、就学児童についてサービス等利用計画の作成可能な人数に対しサービス等利用計画の作成に取り組んだため、利用者数はそれほど伸びていません。しかし、見込量を大きく上回っています。

■第4期計画における計画相談支援の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	見込量	人	87	49	50
	実績値	人	147	162	160
	対見込率	%	169.0%	330.6%	320.0%
知的障がいのある人	見込量	人	117	82	86
	実績値	人	439	529	525
	対見込率	%	375.2%	645.1%	610.5%

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
精神障がいのある人	見込量	人	56	51	56
	実績値	人	210	269	245
	対見込率	%	375.0%	527.5%	437.5%
障がいのある子ども	見込量	人	8	5	5
	実績値	人	38	46	30
	対見込率	%	475.0%	920.0%	600.0%
合計	見込量	人	268	187	197
	実績値	人	834	1,006	960
	対見込率	%	311.2%	538.0%	487.3%

注)平成29年度実績は4～7月の月平均実績。実績は各年度ともに支給決定者数

■第5期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数を、平成28年度の実績から、30年度は164人とし、31年度は1人増、32年度は2人増と見込みました。

知的障がいのある人の利用者数も、平成28年度の実績から、30年度は531人とし、31年度以降は2人増と見込みました。

精神障がいのある人の利用者数も、平成28年度の実績から、30年度は271人とし、31年度以降は2人増と見込みました。

障がいのある子どもの利用者数も、平成28年度の実績から、30年度は47人とし、31年度以降は1人増と見込みました。

また、計画作成数については、利用者数の見込量にそれぞれ1.15を乗じて見込んでいます。

モニタリング回数は、平成29年9月の実績であるモニタリング回数(毎月・2か月・3か月36か月・1年など)の割合(%)を実人数に乗じた後に、実際の回数(毎月であれば11回、3か月であれば3回、6か月であれば1回)を乗じて見込んでいます。

【参考】

■国の指針(モニタリング実施期間)

① 在宅の障がい福祉サービス利用者

- 新規又は変更決定により、サービス内容に著しく変動があったもの⇒利用開始から3か月間毎月実施
- 毎月・障がい者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要な方等(計画相談支援)
 - ・就労や社会参加のために能力の向上等必要な訓練を行っている方等(障がい児相談支援)
 - ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化のおそれのある子ども
 - ・就学前の子どもの状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者
- 上記以外の方⇒6か月ごとに1回実施

② 施設入所者⇒1年ごとに1回実施 ※モニタリングの期間は、対象者の状況に応じて設定

■ 第5期計画における計画相談支援の見込量

障がい種別	項目	単位	見込量		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	利用者数	人/月	164	165	167
	計画作成数	回/年	189	190	192
	モニタリング数	回/年	290	292	296
知的障がいのある人	利用者数	人/月	531	533	535
	計画作成数	回/年	611	613	615
	モニタリング数	回/年	940	943	947
精神障がいのある人	利用者数	人/月	271	273	275
	計画作成数	回/年	312	314	316
	モニタリング数	回/年	480	483	487
障がいのある子ども	利用者数	人/月	47	48	49
	計画作成数	回/年	54	55	56
	モニタリング数	回/年	83	85	87
合計	利用者数	人/月	1,013	1,019	1,026
	計画作成数	回/年	1,165	1,172	1,180
	モニタリング数	回/年	1,793	1,804	1,816

② 地域移行支援

■ 第4期計画の検証

利用者数は、全体としては第4期計画の期間を通し、見込量を大きく下回り、対見込率は平成27年度が22.2%、28年度が15.4%、29年度は5.9%となっています。利用者は、精神障がいのある人のみの利用にとどまっています。利用者2人はいずれも長期入院患者で、一人はグループホームへ移行できましたが、一人は再入院となっています。

■ 第4期計画における地域移行支援の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	見込量	人	0	1	2
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	—	0.0	0.0
知的障がいのある人	見込量	人	3	6	9
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	—	0.0	0.0
精神障がいのある人	見込量	人	6	6	6
	実績値	人	2	2	1
	対見込率	%	33.3	33.3	16.7
合計	見込量	人	9	13	17
	実績値	人	2	2	1
	対見込率	%	22.2	15.4	5.9

注)平成29年度実績は4～7月の月平均実績

■第5期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、これまで実績がないものの、平成30・31年度は1人、32年度には2人と見込みました。

知的障がいのある人の利用者数も、これまで実績がないものの、平成30・31年度は1人、32年度には2人と見込みました。

精神障がいのある人に利用者数は、第4期計画期間中はおおむね2人の利用となっていることから、平成30・31年度は2人とし、32年度は1人増と見込みました。

■第5期計画における地域移行支援の月平均見込量

障がい種別	単位	利用者数		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	人	1	1	2
知的障がいのある人	人	1	1	2
精神障がいのある人	人	2	2	3
合計	人	4	4	7

③ 地域定着支援

■第4期計画の検証

平成27・28年度と利用がなく、29年度も利用がないものと見込まれます。グループホームへの入居など、地域定着支援を利用せず、地域生活への移行をしている状況です。

■第4期計画における地域定着支援の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	見込量	人	0	1	2
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	—	0.0	0.0
知的障がいのある人	見込量	人	1	2	4
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0
精神障がいのある人	見込量	人	6	6	6
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0
合計	見込量	人	7	9	12
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0

注)平成29年度実績は4～7月の月平均実績

■第5期計画の見込量

身体障がいのある人及び知的障がいのある人、精神障がいのある人の利用者数は、それぞれ地域移行支援の人数と同人数を見込んでいます。

■第5期計画における地域定着支援の月平均見込量

障がい種別	単位	利用者数		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	人	1	1	2
知的障がいのある人	人	1	1	2
精神障がいのある人	人	2	2	3
合計	人	4	4	7



3 第5期障がい福祉計画／地域生活支援事業の見込量

※門真市では、元号（西暦）の併記としていますが、ここでは文章の見やすさを考慮し、元号のみの表記としています。

(1) 必須事業

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況を勘案し、市町村が独自に提供する事業として、都道府県が行う専門性の高い相談支援事業や養成研修事業等と連携しながら実施する事業です。必須事業と任意事業があり、必須事業には次の事業があります。

■地域生活支援事業必須事業の種類と内容

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	平成25年度から開始された事業で、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	平成25年度から開始された事業で、障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。
障がい者相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	平成25年度から開始された事業で、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
手話通訳者・緊急時手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションを図る必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。また、聴覚障がいのある人またはその家族が病気または事故により救急車の要請をした場合等の緊急時において、搬送先の病院に手話通訳者を派遣し、緊急時における聴覚障がいのある人の円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に設置します。

事業名	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等。
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等。
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ等、収尿器。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。




① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

理解促進研修・啓発事業については、前期計画より3事業増えています。

■理解促進研修・啓発事業の内容

事業名	事業内容
障がい者週間キャンペーン（12月3日から9日まで）	①京阪古川橋駅等周辺で、「啓発折り紙」等の街頭配布を行います。 ②市役所別館玄関ホールにて、障がいのある人等で構成するグループのヘルマンハーブ、ウクレレ、笛、歌などによる演奏会を行います。 ③①及び②を通じて、障がいのある人への理解促進を図ります。
エルフェスタ	①12月初旬に守口市又は門真市の公共施設にて、エルフェスタ（障がいのある人の就労についての理解啓発及び就労支援ネットワークの構築を目的とするイベント）を実施することにより、障がいのある人の就労促進を図り、障がいのある人の自立をめざします。 ②障がいのある人の就労に対する理解及び啓発を行います。 ③障がいのある人の就労を支援している各関係機関同士の連携強化を図ります。

事業名	事業内容
ふれあいコーナーの設置	<p>①「門真市障がい福祉を考える会」(市内の障がい者通所事業所で構成)が門真市保健福祉センター1階「ふれあいコーナー」にて、物品販売事業(各事業所の自主製品の展示販売)・交流事業等の年間事業を行うことにより、障がいのある人の工賃の増加を図ります。</p> <p>②作品の展示会等を通じて地域住民との交流を深めるとともに、広く活動内容を知ってもらうことで、障がいのある人の理解促進を図ります。</p>
きらめきアートフェスタ	門真市在住の障がいのある子ども、障がいのある人、高齢者等が作成した、絵画・書道・置物等の作品展を開催し、障がいのある人の理解を深める機会づくりを行っています。
ヘルプマーク(ストラップ)の配布及び啓発用ポスターの掲示 	<p>義足や人工関節をしている方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方のためのマークです。</p> <p>ヘルプマークの配布及び啓発用ポスターを掲示することで、障がいのある人への理解促進を図ります。</p>
手話マークの設置 	<p>「手話で対応します」「手話でコミュニケーションできる人がいます」という意味を持つマークです。</p> <p>「門真市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づく合理的配慮の一環として、障がい福祉課窓口に「手話マーク」を設置し、理解促進を図ります。</p>
筆談マークの設置 	<p>「筆談で対応します」という意味を持つマークです。</p> <p>「門真市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づく合理的配慮の一環として、市民対応のある各課窓口に「筆談マーク」を設置し、理解促進を図ります。</p>

■第5期計画の見込量

■第5期計画における理解促進研修・啓発事業の見込み

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい者週間キャンペーン	実施の有無	有	有	有
エルフェスタ	実施の有無	有	有	有
ふれあいコーナー	実施の有無	有	有	有
きらめきアートフェスタ	実施の有無	有	有	有
ヘルプマーク(ストラップ)の配布及び啓発用ポスターの掲示	実施の有無	有	有	有
手話マークの設置	実施の有無	有	有	有
筆談マークの設置	実施の有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

■第5期計画の見込量

■第5期計画における自発的活動支援事業の見込み

事業名	単位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障がい者団体活動補助事業	実施の有無	有	有	有

③ 相談支援事業

■相談支援事業の内容

サービス名	サービス内容
障がい者相談支援事業	障がいのある人の相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止・早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センターの設置	地域の相談支援の中核的拠点として総合的かつ専門的な相談業務を担い、権利擁護のために必要な援助（成年後見）、地域移行・地域定着支援、その他必要な支援を提供するため、関係機関とのネットワークを構築し、障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活の実現に向けた相談支援体制の充実を図ります。
基幹相談支援センター等機能強化事業	市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

■第5期計画の見込量

■第5期計画における相談支援事業の見込み

事業名	単位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障がい者相談支援事業	箇所	3	3	3
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有

④ 成年後見制度利用支援事業

■第4期計画の検証

平成27年度は利用が少なく、対見込率も33.3%でしたが、28・29年度は6人の利用があり、見込量を上回っています。

■第4期計画における成年後見制度利用支援事業の年間見込量と実績値

事業名	項目	単位	利用者数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	見込量	人/年	3	4	5
	実績値	人/年	1	6	6
	対見込率	%	33.3	150.0	120.0

注)平成29年度実績は4～7月実績を踏まえ、年間に換算

■第5期計画の見込量

平成29年度の実績を踏まえ、利用者の増加が見込まれることから、30年度は28年度の2倍の12人とし、31年度以降は2人ずつ増と見込みます。

■第5期計画における成年後見制度利用支援事業の年間見込量

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	12	14	16

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

■第5期計画の見込量

第5期では、市民後見人の育成・確保について取り組むとともに、法人後見について体制を含め検討を行います。

■第5期計画における成年後見制度法人後見支援事業の見込み

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有

⑥ 意思疎通支援事業

■第4期計画の検証

第4期計画では、手話通訳者派遣事業、緊急時手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業については、年間の利用者数を見込んでいましたが、実績は件数及び時間で集約するようになったため、両事業については、実績を次表に示します。

手話通訳者設置事業について、第4期計画では各年度を通して2人と見込んでいました。平成27年度は1人で対見込率は50.0%でしたが、28・29年度は3人で、見込量を上回っています。

■第4期計画における意思疎通支援事業の年間実績値

事業区分	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
手話通訳者派遣事業	件/年	147	130	129
緊急時手話通訳者派遣事業	時間/年	307	273	280
要約筆記者派遣事業	件/年	37	31	30
	時間/年	104	91	100
手話通訳者設置事業	人/年	1	3	3

注)平成29年度実績は4～7月実績を踏まえ、年間に換算

■第5期計画の見込量

手話通訳者派遣事業、緊急時手話通訳者派遣事業の件数は、第4期の実績を踏まえ、平成30年度は138件とし、31年度以降は5件ずつ増と見込みました。また、時間は平成28年度から29年度にかけての伸びを踏まえ、30年度を290時間とし、31年度以降は10時間ずつ増と見込みました。

要約筆記者派遣事業の件数は、第4期の実績を踏まえ、平成30年度は35件とし、31年度以降は3件ずつ増と見込みました。また、時間は平成28・29年度の平均の96時間を30年度とし、31年度を102時間、32年度を112時間と見込みました。

手話通訳者設置事業は平成28・29年度の3人を、第5期でも見込みました。

■第5期計画における意思疎通支援事業の年間見込量

事業区分	単位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話通訳者派遣事業	件/年	138	143	148
緊急時手話通訳者派遣事業	時間/年	290	300	310
要約筆記者派遣事業	件/年	35	38	41
	時間/年	96	102	112
手話通訳者設置事業	人/年	3	3	3

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

■第4期計画の検証

手話奉仕員養成研修事業の修了者数の見込み21人に対し、平成27・28年度は19人で、見込量を下回りましたが、29年度は22人となっており、見込量を上回りました。

■第4期計画における手話奉仕員養成研修事業の年間見込量と実績値

事業名	項目	単位	利用者数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	見込量	人/年	21	21	21
	実績値	人/年	19	19	22
	対見込率	%	90.5	90.5	104.8

注)平成29年度実績は4～7月実績を踏まえ、年間に換算

■第5期計画の見込量

平成28・29年度の実績を踏まえ、30年度は23人とし、31年度以降は3人ずつ増と見込みました。

■第5期計画における手話奉仕員養成研修事業の年間見込量

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	23	26	29

⑧ 日常生活用具給付等事業

■第4期計画の検証

日常生活用具のうち、介護訓練支援用具と住宅改修を除き、平成28年度は対見込率が100%を超えています。特に、排泄管理支援用具は、平成27年度が292.1%、28年度が278.3%と200%を大幅に超える高い率となっています。

住宅改修の件数はここ数年、横ばいで推移しており、見込量を下回っています。

■第4期計画における日常生活用具給付等事業の年間見込量と実績値

用具等種類	項目	単位	利用件数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	見込量	件/年	13	14	15
	実績値	件/年	3	11	0
	対見込率	%	23.1	78.6	0.0
自立生活支援用具	見込量	件/年	44	45	46
	実績値	件/年	37	45	7
	対見込率	%	84.1	100.0	15.2
在宅療養等支援用具	見込量	件/年	23	24	25
	実績値	件/年	32	26	7
	対見込率	%	139.1	108.3	28.0
情報・意思疎通支援用具	見込量	件/年	209	239	279
	実績値	件/年	212	300	17
	対見込率	%	101.4	125.5	6.1
排泄管理支援用具	見込量	件/年	1,085	1,105	1,125
	実績値	件/年	3,169	3,075	275
	対見込率	%	292.1	278.3	24.4
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込量	件/年	6	8	10
	実績値	件/年	1	3	1
	対見込率	%	16.7	37.5	10.0

注)平成29年度実績は4～7月実績を踏まえ、年間に換算

■第5期計画の見込量

介護訓練支援用具については、平成29年度の利用がないため、27・28年度の平均を30年度の値とし、31年度以降は1人ずつ増と見込みました。

自立生活支援用具、在宅療養等支援用具については、平成27年度から29年度の平均を30年度の値とし、31年度以降は1人ずつ増と見込みました。

情報・意思疎通支援用具については、平成27年度から29年度の平均を30年度の値とし、31年度以降は5人ずつ増と見込みました。

排泄管理支援用具については、平成27年度から29年度の平均を30年度の値とし、31年度以降は50人ずつ増と見込みました。

居宅生活動作補助用具については、平成29年度と同様に30・31年度を1人とし、32年度を1人増と見込みました。

■第5期計画における日常生活用具給付等事業の年間見込量

用具等種類	単位	利用件数		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	件/年	7	8	9
自立生活支援用具	件/年	30	31	32
在宅療養等支援用具	件/年	22	23	24
情報・意思疎通支援用具	件/年	180	185	190
排泄管理支援用具	件/年	2,175	2,225	2,275
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	1	2

⑨ 移動支援事業

■第4期計画の検証

身体障がいのある人は、介護保険施設への入所、死亡等の理由により、利用者数、利用時間数ともに減少傾向にあります。ただし、時間帯によっては、ヘルパーが不足しているなど利用できない状況も考えられます。

知的障がいのある人の利用者数は増加しており、利用時間数も見込量を上回っています。要因としては、支援学校卒業生が一時的に増加し、サービスの利用が増えたこと、週末遠方の外出が増えたことによるなどが考えられます。

精神障がいのある人は、利用者数は横ばいとなっています。利用時間数は平成27年度に一時的に伸びたものの、28年度にはもとに戻っており、対見込率は74.7%と下回っています。

障がいのある子どもは、利用者数及び利用時間ともに減少しており、特に利用時間数は平成24年度の8,437時間から28年度は3,453時間と半分以下に減少しています。要因としては、放課後等デイサービスの利用により、一時的な学校への送迎のための利用が減ったことによるものと考えられます。

■第4期計画における移動支援事業の年間見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			単位	利用時間数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	見込量	人/年	110	111	112	時間/年	9,900	9,990	10,080
	実績値	人/年	84	88	101	時間/年	8,480	8,297	2,346
	対見込率	%	76.4	79.3	90.2	%	85.7	83.1	23.3
知的障がいのある人	見込量	人/年	204	224	244	時間/年	24,480	26,880	29,280
	実績値	人/年	170	193	254	時間/年	24,063	29,942	6,991
	対見込率	%	83.3	86.2	104.1	%	98.3	111.4	23.9

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用時間数			
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
精神障がいのある人	見込量	人/年	9	10	11	時間/年	684	760	836
	実績値	人/年	7	9	11	時間/年	675	568	160
	対見込率	%	77.8	90.0	100.0	%	98.7	74.7	19.1
障がいのある子ども	見込量	人/年	70	71	72	時間/年	6,720	6,816	6,912
	実績値	人/年	55	46	46	時間/年	4,423	3,453	764
	対見込率	%	78.6	64.8	69.4	%	65.8	50.7	11.1
合計	見込量	人/年	393	416	439	時間/年	41,784	44,446	47,108
	実績値	人/年	316	336	416	時間/年	37,641	42,280	10,261
	対見込率	%	80.4	80.8	94.8	%	90.1	95.1	21.8

注)平成29年度実績は4～7月実績を踏まえ、年間に換算

■第5期計画の見込量

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人は、いずれも第4期計画期間中に伸びが見られることから、それぞれ伸び率を踏まえて見込んでいます。身体障がいのある人の利用時間数は、第4期の1人当たり年間平均利用時間数が最も多い平成27年度値の101.0時間を各年度の利用者数に乗じて見込んでいます

知的障がいのある人の利用時間は、平成29年度が極端に少ないため、27年度から29年度の1人当たり年間平均利用時間数の108.0時間を各年度の利用者数に乗じて見込んでいます。

精神障がいのある人の利用時間も、平成27年度から29年度の1人当たり年間平均利用時間数の58.0時間を各年度の利用者数に乗じて見込んでいます。

障がいのある子どもの利用者数は、第4期計画期間中はおおむね49人の利用となっていることから、平成30・31年度は2人増とし、32年度は1人増と見込みました。利用時間数は、平成27年度から29年度の1人当たり年間平均利用時間数の56.9時間を各年度の利用者数に乗じて見込んでいます。

■第5期計画における移動支援事業の年間見込量

障がい種別	項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	利用者数	人/年	104	107	110
	利用時間数	時間/年	10,504	10,807	11,110
知的障がいのある人	利用者数	人/年	274	294	314
	利用時間数	時間/年	29,592	31,752	33,912
精神障がいのある人	利用者数	人/年	13	15	17
	利用時間数	時間/年	754	870	986
障がいのある子ども	利用者数	人/年	51	53	54
	利用時間数	時間/年	2,902	3,016	3,073
合計	利用者数	人/年	442	469	495
	利用時間数	時間/年	43,752	46,445	49,081

⑩ 地域活動支援センター事業

■ 地域活動支援センター事業の内容

事業名	事業内容
基礎的事業	地域活動支援センターの基礎的事業として、利用者に対して創作的活動又は生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行います。
機能強化事業	<p>基礎的事業に加え、事業の機能強化を図るため、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の類型を設け、次の事業を実施します。本市ではⅠ・Ⅱ型を実施しています。</p> <p>Ⅰ型：精神保健福祉士等専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成（※1）、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発事業を実施します。相談支援事業に併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。</p> <p>Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓等のサービス、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進を実施します。</p> <p>Ⅲ型：運営年数がおおむね5年以上で、実利用人員が10人以上の地域の障がい者団体等が実施する通所による事業です。</p>

■ 第5期計画の見込量

地域活動支援センターⅠ型及びⅡ型ともにこれまでと同様に1箇所ずつですが、利用者数はⅠ型が70人、Ⅱ型が30人と見込んでいます。

■ 第5期計画における地域活動支援センター事業の年間見込量

事業名・地域活動支援センター類型		項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
基礎的事業		設置箇所数	箇所	2	2	2
		利用者数	人/年	100	100	100
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	設置箇所数	箇所	1	1	1
		利用者数	人/年	70	70	70
	地域活動支援センターⅡ型	設置箇所数	箇所	1	1	1
		利用者数	人/年	30	30	30

注) 利用者数は実人数

(2) 任意事業

任意事業のうち、本市においては、以下の事業を実施します。

■地域生活支援事業任意事業一覧

事業名	事業概要
日中一時支援事業	●日常生活支援の1事業として、介護者等が介護できないとき又は一時的な休息のため（一時的利用）及び介護者等の就労支援のためのタイムケア（定期的利用）で、障がいのある人の日中活動の場を提供します。
視覚障がい者に対する発送文書の点字情報サービス事業	●社会参加支援の1事業として、身体障がい1、2級の視覚障がいのある人の日常生活の利便性の向上を図るため、希望する視覚障がいのある人に対して発送する文書について、点字情報サービスを実施します。
要約筆記奉仕員養成研修事業	●社会参加支援の1事業として、聴覚障がいのある人への意思疎通支援を行う要約筆記奉仕員を養成します。
身体障がい者用自動車改造費助成事業	●社会参加支援の1事業として、身体障がい1級から6級までのいずれかに該当する人が就労等に伴い、自らが所有し、かつ運転する自動車を改造するために要した費用の一部に対し、助成金を交付します。
身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業	●社会参加支援の1事業として、身体障がい1級から4級までのいずれかに該当する人が自動車運転免許を取得するために要した費用の一部に対し、助成金を交付します。
成年後見制度普及啓発事業	●権利擁護支援の1事業として、基幹相談支援センターが中心となって、成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行います。
障がい者虐待防止事業	●権利擁護支援の1事業として、障がい者虐待の防止、早期発見による被害拡大の防止を図るため、基幹相談支援センター（障がい者虐待防止センター）が中心となって、支援体制の充実及び関係機関等との連携を図ります。また、一時避難場所の確保及び専門的な対応が必要な場合には、社会福祉士や弁護士に助言を求める体制を整備します。



(3) 市独自事業

本市独自事業として、以下の事業を実施します。

■市独自事業一覧

事業名	事業概要
重度障がい者等住宅改造助成事業	●重度障がいのある人が住み慣れた自宅において安心して生活ができるよう、居住する住宅の改造を行う場合に、その世帯に対して、住宅改造費用の一部を助成することで、重度障がいのある人の生活の利便性の向上を図ります。
在宅障がい者配食サービス事業	●食事づくりが困難な在宅の重度障がいのある人に対して、栄養のバランスの摂れた食事の定期的な提供を通じて、健康の維持、疾病の予防、「食」の自立等を図るとともに、配食時に安否確認等を実施することで、障がいのある人の在宅生活を支援します。
難聴児特別補聴器購入費助成事業	●言語及び生活能力向上のため、身体障がい者手帳の交付に該当しない聴力レベル（30デシベル以上）の学齢児に対して、補聴器の購入基準額の3分の2について助成します。
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	●本人もしくは家族の負担を軽減するために、小児慢性特定疾病児童等が必要とする日常生活用具の給付に係る購入費用の一部を助成します。
身体障がい者等緊急通報装置貸与事業	●重度身体障がいのある人等に対し、簡単な操作により第三者に通報することができる緊急通報装置を貸与することで、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。
緊急時の通報 「FAX119」 「メール119」	●聴覚障がいのある人が、火事や急病等の緊急時に守口市門真市消防組合に通報する手段として、次の2種類があります。 ①FAXでの119番通報・・・FAXで「119」をダイヤルすることで、通報内容を送信 ②電子メールでの119番通報・・・専用アドレスにメールすることで通報 ただし、②は事前に登録が必要です。

4 第1期障がい児福祉計画／障がいのある子どもの支援の見込量

※門真市では、元号（西暦）の併記としていますが、(1)から(4)までは文章の見やすさを考慮し、元号のみの表記としています。

■児童福祉法に基づくサービスの種類と内容

	サービス名	サービス内容
障がい児通所支援	児童発達支援	児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。 様々な障がいがあっても、身近な地域で適切な支援が受けられます。 ①児童発達支援センター 通所支援のほか、障がいのある子どもの身近な地域の支援拠点として、「地域で生活する障がいのある子どもや家族の支援」、「地域の障がいのある子どもを預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。 ②児童発達支援事業 未就学の障がいのある子どもが日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由の障がいのある未就学の子どもに対して、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある子どもや今後利用する予定の障がいのある子どもに対して、訪問により、保育所等における集団生活のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
訪問系	居宅訪問型児童発達支援（新規）	重度の障がい等により、外出が著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。
入所系	福祉型障がい児入所施設	施設に入所している障がいのある子どもに対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
	医療型障がい児入所施設	施設に入所または指定医療機関に入院している障がいのある子どもに対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。
相談支援	障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する全ての障がいのある子どもに対して、適切なサービス利用に向けて、障がい児支援利用計画案を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

※入所系のサービスの見込みは、都道府県が行います。

(1) 障がい児通所支援

① 児童発達支援、医療型児童発達支援

■第4期計画の検証

利用者数・利用日数ともに、平成27年度から28年度は増加傾向にあります。要因としては、継続的な利用と幼稚園・保育園との併用が増えたためです。

■第4期計画における児童発達支援、医療型児童発達支援の月平均見込量と実績値

項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	人	100	105	110	人日	880	924	966
実績値	人	96	105	88	人日	999	1,056	974
対見込率	%	96.0	100.0	80.0	%	113.5%	114.3%	100.8%

注)平成29年度実績は4～7月の月平均実績

■第1期障がい児福祉計画の見込量

利用者数は、平成29年度が減少しているため、27年度から29年度の平均を基に、30年度を100人とし、31年度以降は3人ずつ増として見込んでいます。

利用日数は、1人当たり年間平均利用日数について、平成29年度が最も多いことから、29年度の11.1日を各年度の利用者数に乗じて見込んでいます。

■第1期計画における児童発達支援、医療型児童発達支援の月平均見込量

項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人	100	103	106
利用日数	人日	1,110	1,143	1,177

② 放課後等デイサービス

■第4期計画の検証

利用者数の伸びが平成26年度の89人から、27年度が153人、28年度が182人、29年度が181人と増加が著しく、対見込率は、27年度から見込量を大幅に増加したものの、27・28年度と150%を超えています。

利用日数は、平成25年度の526人日が、28年度には1,880人日と3倍以上になっており、増加が著しい状況です。要因としては、地域の学校からの利用者数が増えたこと、新規開設事業所の増加に加え、障がい特性に特化した療育を実施する事業所が増えたことにより、障がい特性に応じた複数の事業所の併用利用や、長期休みの利用が重なったためと考えられます。

■第4期計画における放課後等デイサービスの月平均見込量と実績値

項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	人	100	110	120	人日	1,200	1,320	1,440
実績値	人	153	182	181	人日	1,439	1,880	2,063
対見込率	%	153.0	165.5	150.8	%	119.9	142.4	143.3

注)平成29年度実績は4～7月の月平均実績

■第1期障がい児福祉計画の見込量

利用者数は、平成27年度から28年度にかけて伸びが大きく、今後の伸びが予想されることから、30年度は230人とし、31年度以降は20人ずつ増と見込んでいます。

1人当たり月平均利用日数について、できるだけ多く利用していただくため、実績以上を設定し、今後利用者数の伸びは続くものと見込んでいます。

■第1期計画における放課後等デイサービスの月平均見込量

項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人	230	250	270
利用日数	人日	3,390	3,675	3,969

③ 保育所等訪問支援

■第4期計画の検証

市内ではこども発達支援センターのみで実施しているため、利用者数が限られ、利用者数は平成26・27年度と横ばいでしたが、受け入れ可能者数の増加により、28年度は27年度の3倍の利用となりました。継続利用を希望する利用者が多いものの、新規利用者への提供を優先する必要があることから、今後も受け入れ可能者数を増加する予定です。

■第4期計画における保育所等訪問支援の月平均見込量と実績値

項目	単位	利用者数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	人	9	12	15
実績値	人	5	15	1
対見込率	%	55.6	125.0	6.7

注)平成29年度実績は4～7月の月平均実績

■第1期障がい児福祉計画の見込量

利用回数は、大阪府の考え方をもとに、実績の多い平成28年度の利用者数から、月平均利用回数を見込み、平成30年度は10回とし、31年度は12回、32年度は13回と見込みました。

■第1期計画における保育所等訪問支援の月平均見込量

項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用回数	回	10	12	13

(2) 障がい児訪問支援

① 居宅訪問型児童発達支援

■第1期障がい児福祉計画の見込量

居宅訪問型児童発達支援は平成30年度からの新規サービスであり、事業所アンケートでも該当者なしとなっていたため、今後、サービスの導入をめざします。

■第1期計画における居宅訪問型児童発達支援の月平均見込量

項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用回数	回	0	0	1

(3) 障がい児相談支援

■第4期計画の検証

平成27年3月末から障がい児通所支援を利用する就学児童に、サービス等利用計画の作成を開始したため、27年度の利用者数は12人と少なく、対見込率も66.7%と見込み量を下回りました。しかし、平成28年度には計画作成を推進したことに伴い、利用者数は162人となり、対見込率では771.4%と著しい伸びとなりました。今後も新規利用者を含めたサービス等利用計画の作成を継続して推進していくため、利用者数の伸びは続くものと見込まれます。

■第4期計画における障がい児相談支援の月平均見込量と実績値

項目	単位	利用者数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	人	18	21	23
実績値	人	12	162	187
対見込率	%	66.7	771.4	813.0

注) 平成29年度実績は4～7月の月平均実績

■第1期障がい児福祉計画の見込量

利用者数は、平成28年度から29年度の伸びを踏まえ、30年度は210人とし、31年度以降は20人ずつ増と見込みました。

また、計画作成数については、利用者数の見込量にそれぞれ1.15を乗じて見込んでいます。

モニタリング回数は、平成29年9月の実績であるモニタリング回数（毎月・2か月・3か月・6か月・1年など）の割合（％）を実人数に乗じた後に、実際の回数（毎月であれば11回、3か月であれば3回、6か月であれば1回）を乗じて見込んでいます。

■第1期計画における障がい児相談支援の見込量

項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人/月	210	230	250
計画作成数	回/年	242	265	288
モニタリング数	回/年	311	340	370

【参考】

■国の指針（モニタリング実施期間）

① 在宅の障がい福祉サービス利用者

- 新規又は変更決定により、サービス内容に著しく変動があったもの⇒利用開始から3か月間毎月実施
- 毎月・・・障がい者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要な方 等（計画相談支援）
 - ・就労や社会参加のために能力の向上等必要な訓練を行っている方 等（障がい児相談支援）
 - ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある子ども
 - ・就学前の子どもの状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者
- 上記以外の方⇒6か月ごとに1回実施

(4) 医療的ケアが必要な子どものためのコーディネーターの配置

■第1期障がい児福祉計画の見込量

医療的ケアが必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、「医療的ケアの必要な子ども」としてみなす範囲をはじめ、コーディネーターの役割を担うべき者と、1人当たりが担いうる対象者の人数も含め、今後検討すべき点があることから、今後協議を進め、平成32年度の配置をめざします。

■第1期計画におけるコーディネーターの配置の見込量

項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
コーディネーター	人	0	0	1

(5) 子ども・子育て支援事業計画との連携

第1期障がい児福祉計画の策定にあたり、「障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について」（平成29（2017）年3月31日雇児総発0331第7号、障障発0331第9号、府子本361）では、「障がい児福祉計画は、子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものにする必要があるとともに、障がい児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法（平成24（2012）年法律第65号）等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図る必要がある。」とのことから、本計画においても、門真市子ども・子育て支援事業計画との連携を図ります。

なお、門真市子ども・子育て支援事業計画は平成27（2015）年3月に策定し、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までを計画期間としています。以下に掲載しております内容については、平成29（2017）年度における中間見直しによる門真市子ども・子育て支援事業計画からの抜粋であり、見込量については、障がいのある子どもも含めた子ども全体の数値ですが、平成30（2018）年度及び平成31（2019）年度のみ記載しています。

① 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的な基準に基づき保育の必要性を次のように認定しています。（法第19条）

- 1号：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- 2号：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- 3号：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

【事業概要】

幼稚園は、「幼稚園教育要領」に基づき、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児に対する幼児期の学校教育を行う事業です。

保育所は、「保育所保育指針」に基づき、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行う事業です。

認定こども園は、幼稚園、保育所の機能を備え、幼児期の教育・保育、子育て支援サービスを総合的に提供する事業です。

地域型保育事業は、定員19人以下の少人数単位で0～2歳の子どもを預かる事業です。

【量の見込み】

年度・事業		単位	1号	2号	3号	
					0歳	1、2歳
平成30 (2018)年度	量の見込み	人	904	1,381	226	886
	幼稚園、保育所、認定こども園	人	592	1,361	189	727
	小規模保育所、家庭的保育、 事業所内保育、居宅訪問型保育	人	—	—	29	125
	上期以外の幼稚園(私学助成)	人	698	—	—	—
	上期以外の企業主導型(地域枠)	人	—	4	7	24
	提供量合計	人	1,290	1,365	225	876
	過不足数	人	386	▲16	▲1	▲10
平成31 (2019)年度	量の見込み	人	779	1,391	262	992
	幼稚園、保育所、認定こども園	人	609	1,528	251	836
	小規模保育所、家庭的保育、 事業所内保育、居宅訪問型保育	人	—	—	41	151
	上期以外の幼稚園(私学助成)	人	698	—	—	—
	上期以外の企業主導型(地域枠)	人	—	4	7	24
	提供量合計	人	1,337	1,532	299	1,011
	過不足数	人	558	141	37	19

【今後の方向性】

既存施設の活用を基本とし、各年度の利用実績と確保状況を踏まえつつ、必要に応じて新規施設を含めた確保方策を図ります。

② 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込み】

	単位	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
量の見込み(年間のべ利用人数)	人	17,721	17,721
確保方策(実施箇所数)	箇所	2	2

【今後の方向性】

今後も、育児プログラムの内容や回数を充実することで、施設の利用促進を図ります。

③ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

【事業概要】

生後4か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問するとともに、子育て支援に関する情報提供並びに支援の必要な家庭に対する助言を行い、子育ての孤立化を防ぐための事業です。

【量の見込み】

	単位	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
量の見込み(利用実人数)	人	820	820
確保方策(実施体制)	実施体制:約10人の訪問員により対象家庭を訪問 委 託 先:市内に在住し子育て事情に精通するとともに、地域環境を把握している子育て経験者等に委託して実施		

【今後の方向性】

今後も、対象となる全ての家庭の訪問を実施し、継続する中で、養育についての相談に応じるとともに、子育て支援サービスの周知徹底を図り、子育ての孤立化防止をめざします。

④ 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要と判断された家庭に対して、保健師、保育士、ヘルパー等子育て経験者等が、居宅訪問し、養育に関する助言指導等を行う事業です。

【量の見込み】

	単位	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
量の見込み(利用実人数)	人	6	6
確保方策(実施体制)	実施体制:約10人 委 託 先:民間のヘルパー会社等に委託し実施		

【今後の方向性】

支援方策等が多岐にわたる事から、その相談ニーズに対応するため、実施方法等を検討しつつ、引き続き支援が必要な家庭に対し、養育者の育児不安を軽減するなどの支援を実施します。

⑤ 一時預かり事業

【事業概要】

保護者の疾病等により一時的に保育を必要とする子どもに対して、一時預かりを実施する事業です。

【量の見込み】

		単位	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
幼稚園	量の見込み(年間のべ利用人数)	人	21,918	20,780
	確保方策(年間のべ利用人数)	人	21,918	20,780
保育所	量の見込み(年間のべ利用人数)	人	8,057	7,749
	確保方策(年間のべ利用人数)	人	8,057	7,749

【今後の方向性】

現状において、おおむね受け入れができていることから、引き続き保育所及び認定こども園において一時預かり（一般型）を実施します。また、保護者の多様なニーズに対応するため、認定こども園や施設型給付の幼稚園の在園児を対象にした一時預かり（幼稚園型）も実施します。

⑥ 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【量の見込み】

		単位	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
量の見込み(利用実人数)		人	912	1,038
確保方策(利用実人数)		人	912	1,038

【今後の方向性】

引き続き、保育所、認定こども園、小規模保育事業において、保育時間の延長が必要な子どもの保育を実施できる体制を継続します。

⑦ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

【量の見込み】

	単位	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
量の見込み(登録児童数)	人	1,592	1,656
確保方策(登録児童数)	人	1,592	1,656

【今後の方向性】

待機の発生している小学校については、引き続き、利用ニーズに対応するため、小学校の教室の使用状況などを勘案し、受入れ人数の拡充を図ります。

5 サービスの確保と人材の確保

(1) サービスの確保

サービス提供事業所アンケート調査からニーズが高いサービスとして、短期入所、グループホーム、居宅介護、同行援護、移動支援が、今後不足することが予測されるサービスとして、生活介護、就労継続支援B型などがあげられます。

短期入所については、従来より介護者の高齢化による介護負担の軽減や、介護者の入院などの体調不良時等の緊急的な利用希望が多いこと、また、グループホームについては、平成28（2016）年度に事業所の開設に伴い、社会資源の増加がみられたものの、依然として重度心身障がいのある人が利用可能なグループホームが不足している状況です。

本市では、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活拠点の整備の中で、短期入所やグループホームの機能を備えた多機能型地域生活支援拠点を民設民営方式で調整を行い、利用者及び介護者等のニーズに対応できるよう取組を進めていきます。

また、ヘルパーの人材不足により、十分な利用ができない曜日・時間帯があることなどが課題となっている居宅介護、同行援護、移動支援など、また、今後支援学校卒業生の新たな利用が予想される生活介護、就労継続支援B型など、今後もこれらのサービスを確保するため、それぞれの課題について近隣市や障がい福祉サービス事業所等との協議を行うとともに、門真市障がい者地域協議会において検討するなど、サービスの確保に努めます。

(2) 人材確保と資質の向上

同行援護や行動援護など専門性の高いサービスについては、大阪府等の研修機会を活用し、受講を推進するなどヘルパーの資質の向上に協力していきます。同時に、行動障がいのある人や精神障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、医療的ケアの必要な人、難病患者等、個々の障がい特性やニーズに合った適切な対応ができるよう、専門的知識や技術習得のための研修受講について、引き続き事業所に働きかけるとともに、大阪府等の関係機関による開催の充実を要望していきます。

また、様々な障がい特性に応じた、適切なサービスを提供するため、計画相談支援及び、障がい児相談支援の充実が図れるよう、人材確保に努めるとともに、利用者及び介護者のニーズに対応するため、ケアマネジメントの向上と実践について引き続き助言及び指導等に取り組んでいきます。

さらに、支援が困難な人及び世帯等へ適切な支援を実施するため、門真市障がい者地域協議会を活用し、個々の、また世帯の状況に応じた課題を明らかにするとともに、ネットワークを活用した課題解決に引き続き取り組むなど、関係機関のスキルアップを図っていきます。

また、基幹相談支援センターを中核とし、委託相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所との連携強化に引き続き取り組み、新たな地域課題を明らかにするとともに、課題解決のための相談支援体制の充実に努めます。



6 相談支援・ケアマネジメント体制の充実

(1) 地域支援体制の充実

国は、団塊の世代が後期高齢者となる平成37（2025）年を目途に、高齢者が尊厳を保ちながら、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

この地域包括ケアシステムにおいては、(1)医療（在宅医療等）、(2)介護（介護保険サービス等）、(3)予防（介護予防や健康づくり、生きがいづくり等）、(4)住まい（生活の基盤として必要な住まいの整備）、(5)生活支援（見守りやサロン活動、配食サービス、権利擁護等）が、日常生活の場で一体に提供されることをめざしています。

本市においても、「門真市高齢者保健福祉計画」において、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、くすのき広域連合と連携の強化に努め、医療・介護・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築をめざすとともに、支援を必要とする高齢者の暮らしを身近な地域で見守り、支えていく仕組みづくりを進めるとしてきました。

この計画において、成果目標に精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築とともに、医療的ケアが必要な子どものための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置があげられています。

地域包括ケアシステムは、高齢者のみならず、障がいのある人、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など対象を広く捉えて推進することが求められています。

また、地域包括ケアシステムは、支援を必要とする人だけのものでなく、元気な高齢者や学生、主婦など幅広い市民参加のもとで地域包括ケアシステムを推進していくことが重要で、我が事・丸ごとの地域共生社会の実現をめざすこととつながります。

そこで、本市においても支援の必要な人を早期に発見して支援につなげていくとともに、介護、障がい、子育て等の各分野が連携し総合的な支援ができる仕組みづくり・環境づくりに努め、地域包括ケアシステムを深化・推進させていきます。

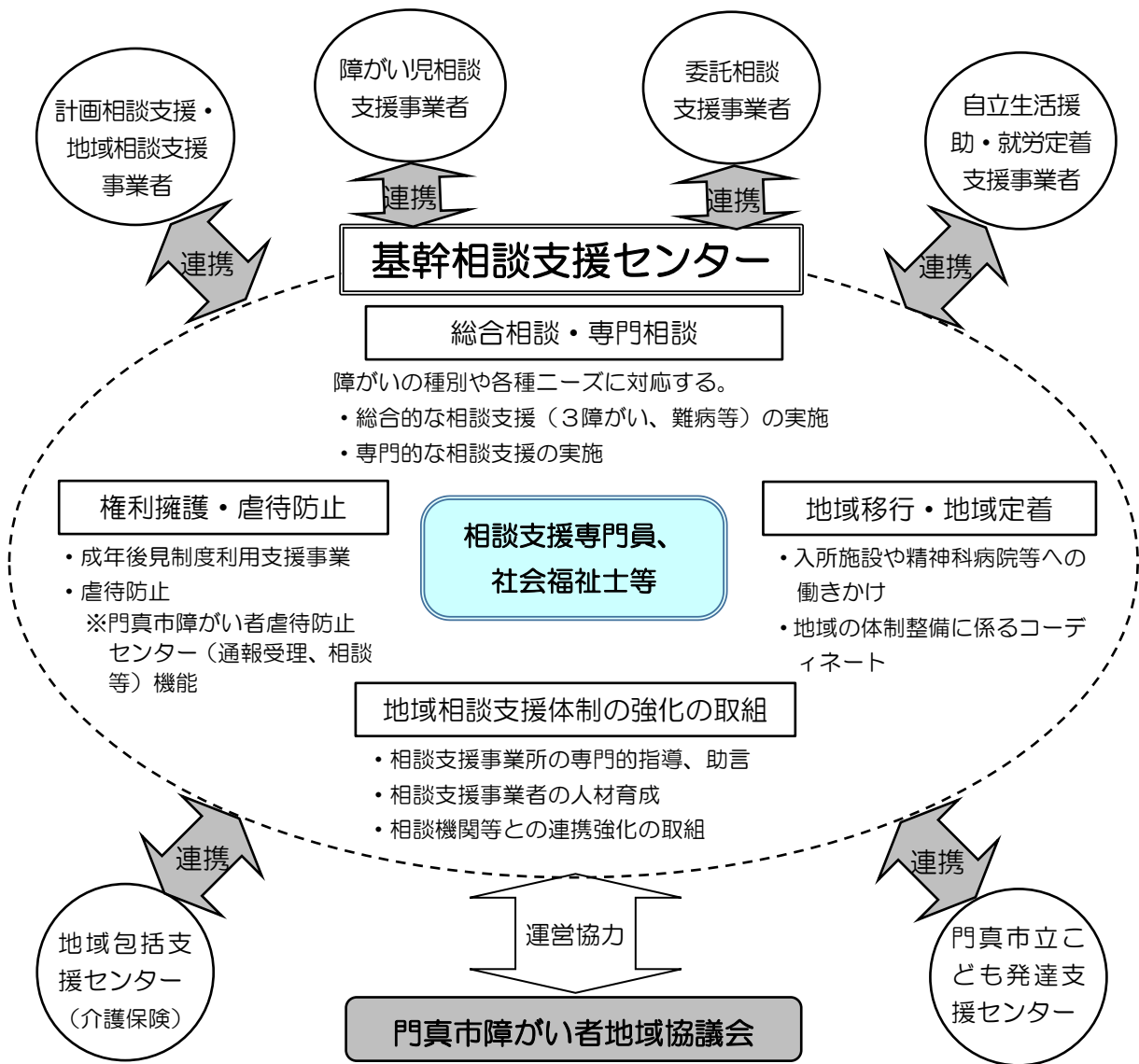
(2) 相談支援体制の充実

① 門真市障がい者基幹相談支援センターの役割

基幹相談支援センターにおいては、地域の相談支援の中核的拠点として総合的かつ専門的な相談業務を担い、権利擁護のために必要な援助（成年後見）や虐待の防止、地域移行・地域定着の促進、その他必要な支援を提供するため、関係機関とのネットワークを構築し、障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活の実現に向けた相談支援体制の充実を図ります。

また、平成30（2018）年度に整備予定の地域生活支援拠点等や、既存の児童発達支援センター、相談支援事業所、介護保険の地域包括支援センター等、より一層重層的な相談支援体制の構築をめざします。

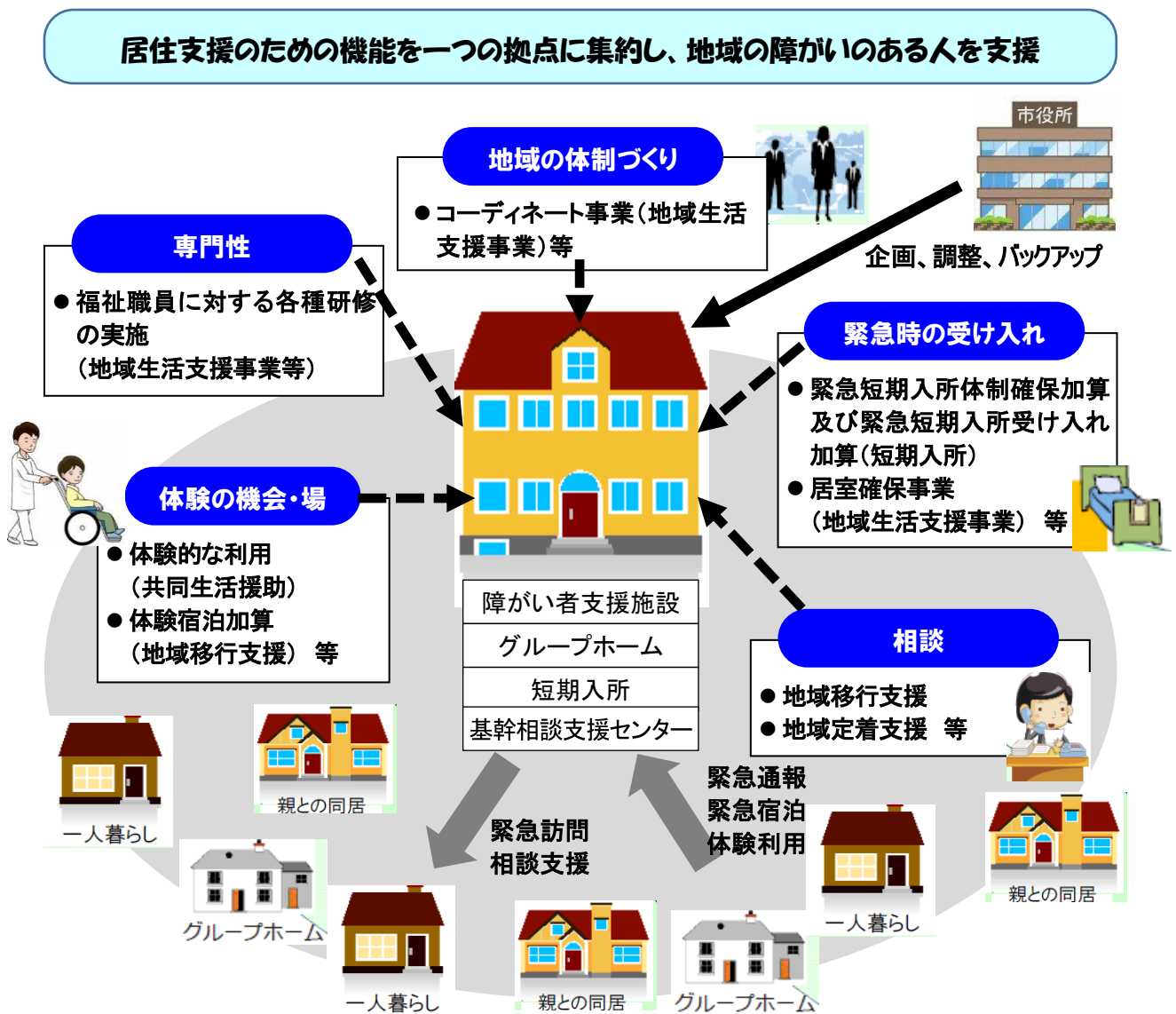
■基幹相談支援センターの業務と連携体制



② 門真市地域生活支援拠点の役割

門真市地域生活支援拠点は、居住機能のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障がいのある人の支援を行う多機能拠点整備型として整備することをめざしています。その機能としては、大きくは「相談（地域移行、親元からの自立等）」をはじめ、「緊急時の受け入れ」「地域の体制づくり」「専門性」「体験の機会・場」の5つがあります。本市としては、基幹相談支援センターがこの拠点に入る予定であり、相談体制の一層の充実を図ります。

■門真市地域生活支援拠点等のイメージ図（多機能拠点整備型）

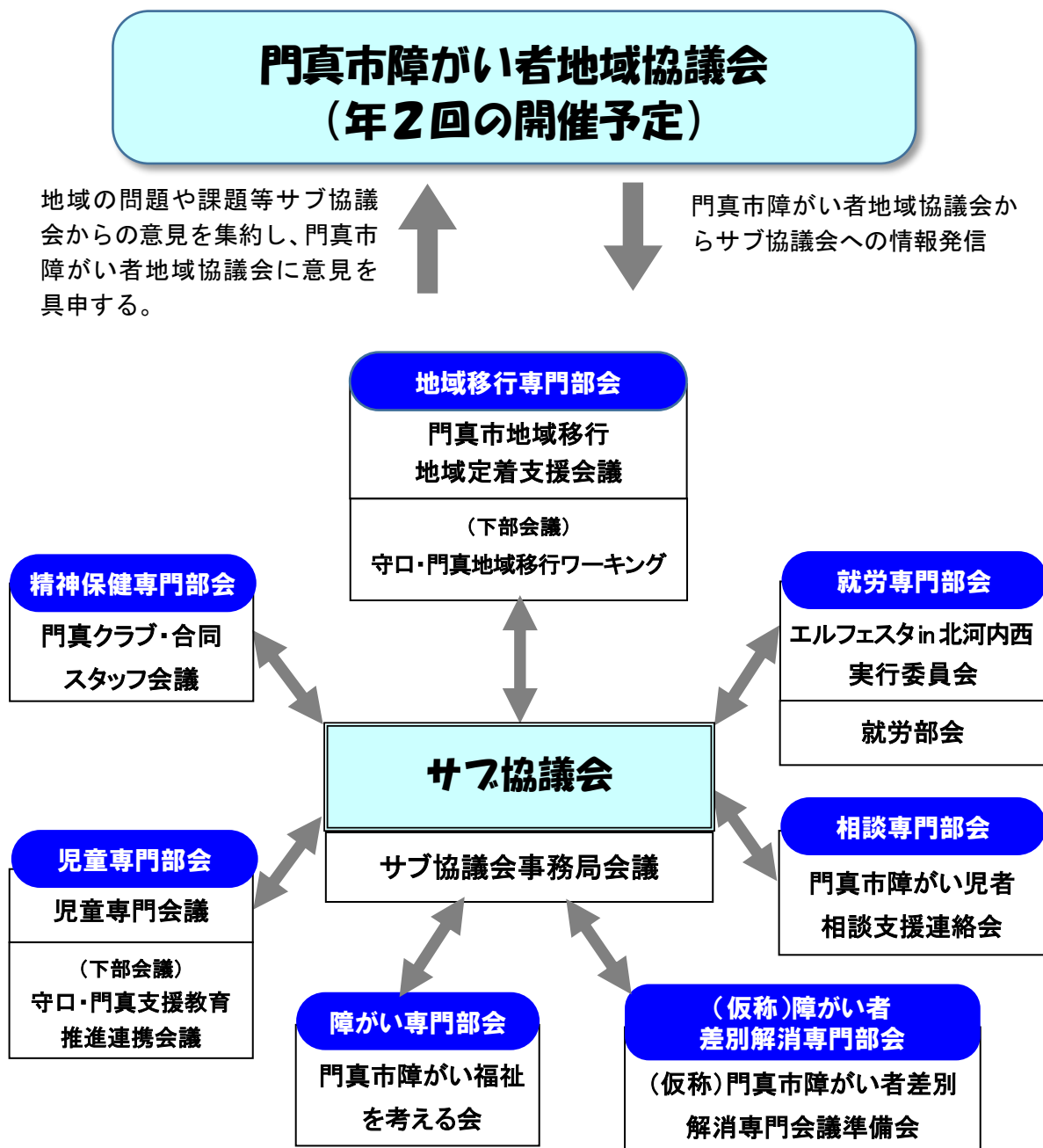


③ 門真市障がい者地域協議会の役割

門真市障がい者地域協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置されています。学識経験者、障がい者関係団体代表者等の障がいのある人に関する機関で構成し、障がい福祉を推進するための調査、審議等を行っており、本協議会の各専門部会では、地域包括支援センター等の他の相談専門機関との連携を強化し、困難事例への対応をはじめ、きめ細かな対応、介護相談、情報の提供等の総合的な相談体制整備に努めています。

また、サービス利用者の意見を十分反映できるよう、専門部会の構成員に当事者を加えるなど、専門部会の再編成を行いました。

■門真市障がい者地域協議会のネットワーク図



■門真市障がい者地域協議会における各部会の役割

部会名	会議名	会議の目的
門真市障がい者地域協議会	門真市障がい者地域協議会	門真市の障がい福祉を推進するための調査審議等を実施 ①障がい福祉サービスの利用に係る相談支援事業の運営評価 ②困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整 ③地域の関係機関によるネットワークの構築 ④権利擁護、就労支援等に関する調整及び研究 ⑤地域の社会資源の開発又は改善 ⑥障がい福祉計画の策定に係る助言及び指導並びに進捗状況の把握及び推進等 ⑦障がい者計画の策定に係る助言及び指導並びに進捗状況の把握及び推進等
サブ協議会	サブ協議会	①地域や関係機関、各部会から出た問題・課題の集約、サブ協議会と部会全体での解決に向けた検討 ②門真市障がい者地域協議会への問題提起及び提案 ③事例検討等による、情報・問題点等の共有及び解決に向けた検討 ④障がい者施策についての研修の実施及び障がい者関係機関とのネットワークの構築
相談専門部会	門真市障がい児者相談支援連絡会	①部会に参加する会員相互の交流・情報交換・研修・事例検討による相談支援専門員の質の向上 ②地域課題の抽出及び課題解決に取り組むことによる、障がい者等があたりまえに生活できる地域の確立
地域移行専門部会	門真市地域移行地域定着支援会議	①門真市内で生活する障がい者、病院や施設から退院・退所してくる障がい者に対し、地域で安定した生活を継続できるための支援の実施を行う関係機関のネットワークの構築 ②自立した生活の定着面に重きを置き、事例を挙げながら地域での生活を定着させるために必要な社会資源の把握、支援の方向性の共有及び実施
	守口・門真地域移行ワーキング	①門真市・守口市の精神障がい者が、長期入院から地域生活への移行が可能となるための、ケースの掘り起こしやケース検討
児童専門部会	児童専門会議	①地域の関係機関によるネットワークの構築 ②地域の課題の抽出及び共有 ③地域の社会資源の開発・改善 ④発達の記録シートの運用に関する協議 ⑤困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整 ⑥その他、会議で必要と認められる事項
	守口・門真支援教育推進連携会議	①地域の支援教育推進のための、門真市・守口市の学校・園と障がい児者を支援する関係機関の日常的なネットワークの構築 ②障がい児者への支援の充実のための、各機関の業務内容の情報交換及び実務担当者の相互の研鑽
精神保健専門部会	門真クラブ実行委員会門真合同スタッフ会議	①門真市域の精神障がい者社会復帰施設等に通所するメンバー同士の交流、仲間意識の向上、社会参加に向けた意欲的な活動の実施 ②精神障がい者に関する関係機関スタッフ同士による、精神障がい者が暮らしやすいより良い街にしていくための検討
就労専門部会	就労部会	①障がい者の就労支援の課題の明確化及び各機関との連携による課題解決 ②庁舎実習の継続的な運営 ③障がい者が働くとはどういうことか学ぶ機会の提供
	エルフェスタin北河内西実行委員会	①障がい者が働くことについての市民・事業所の方々への理解促進 ②障がい者が働く為の準備についてどのように取組をすればよいかを知ってもらうためのイベント「エルフェスタ」の企画・実施
障がい専門部会	門真市障がい福祉を考える会	①門真市内の障がい福祉サービス事業所間での情報交換 ②よりよい福祉サービスを提供するための勉強会や研修の実施 ③地域の障がい福祉サービス事業所や各機関との連携を図る各種会議の実施 ④障害者優先調達推進法に基づく事業及びふれあいコーナー運営会議の実施
(仮称)障がい者差別解消専門部会	(仮称)障がい者差別解消専門会議準備会	①障がい者に関する理解促進、理解啓発について、様々な年代に対する取組 ②障がい者の差別解消に関する課題解決への取組

④ 市の役割

本市では、市民からの相談を受けやすくするために、電話や来庁の際には聴覚障がいのある人には、手話通訳者の通訳のほか、筆談やFAXでの相談やホームページからも相談の受付を行っており、また障がい福祉課には、聴覚障がいのある人からの相談専用のメールアドレスを設置して、いつでも相談を受付できるように配慮しています。

障がい者虐待の通報相談は、障がい者虐待防止センターと市が協力し、24時間受付ができる体制をとっています。聴覚障がいのある人からの通報も受けられるよう、FAXでも24時間受付を行っています。

今後も、相談窓口での利便性の向上を図るとともに、職員の資質の向上を図り対応の充実を進めます。

また、生活支援や就労支援、教育等、関係各課や関係機関、サービス提供事業者等との連携の一層の充実を図ります。

(3) ケアマネジメント体制の充実

障がい児者の自立と社会参加の促進のため、一人ひとりの障がいの状況や家庭、住まいの状況、サービス利用意向等個々の状況に応じて、必要なサービスや社会資源等の情報提供を行うとともに、サービス等利用計画の作成を進めます。

また、ライフステージを通じた支援をつなげられるようにするとともに、障がいのある人の高齢化や「親亡き後」へのより適切な支援を行うため、関係各課や関係機関との連携、相談支援専門員と介護支援専門員の合同での研修会の実施などサービス等利用計画の作成に携わる人材の確保と資質の向上に努めます。

さらに、計画相談支援におけるモニタリングは、サービス利用状況の確認のみならず、利用者との一層の信頼関係を醸成し、新たなニーズや状況の変化に応じたニーズを見出し、サービスの再調整に関する助言を行うなど、継続的かつ定期的に実施することが重要です。特に高齢障がい者が介護保険サービスへ移行する際には、制度間の隙間が生じないよう、相談支援専門員による十分なモニタリングを実施するとともに、その結果を介護支援専門員によるアセスメントにつなげるなど、制度間の連携強化を図ります。

また、地域包括ケアシステムの構築の一環として、地域協議会や介護保険の地域ケア会議において事例検討等による事業者等のケアマネジメントの力の向上を図るとともに、地域の課題を把握・検討し、政策形成に結びつける仕組みづくりを進めます。

7 人権の尊重と権利擁護の推進

(1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進

平成28（2016）年4月より「障害者差別解消法」が施行されました。「障害者差別解消法」においては、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であるとされています。

本市では、様々な人権に関するテーマを取り上げ、定期的には人権講座「ともに生きる」の開催や啓発物の発行・掲載に取り組んでおり、引き続き、障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人が尊厳を持って暮らすことができるよう、市民の人権尊重意識の高揚に努めます。

また、毎年12月3日から9日までの障がい者週間に合わせ、京阪古川橋駅等周辺で「ふれあいキャンペーン」を行っており、様々な障がいについて分かりやすくお知らせする「啓発折り紙」等の配布を行っています。今後も門真市障がい者計画に基づき、市民に対して様々な障がいに対する正しい理解や認識を深めるための啓発が進むよう努めます。

障がいのある人の就労に関しては、毎年守口市との共催で、北河内西障害者就業・生活支援センターに委託し、守口門真商工会議所等の後援のもと、市民・企業向けの啓発イベント「エルフェスタ」を開催し、障がいのある人の雇用についての理解が深まるよう取組を実施しています。

また、障害者差別解消法の施行に合わせ、平成28（2016）年4月には、「市職員向け対応要領」を策定・施行し、平成29（2017）年4月には「教職員向け対応要領」を策定・施行し、いずれも市職員及び教職員に対し周知を図っています。各小・中学校においては、教職員研修等を通して基礎的環境整備及び合理的配慮についての理解を進めています。また、子どもの発達段階や状況に即した障がい理解教育を実施しています。今後も引き続き大阪府が推進している、「ともに学び、ともに育つ」教育のもと、本市においても、各校において障がい理解教育を進めていきます。

(2) 障がいのある人の虐待防止の推進

障がいのある人の尊厳を守るために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成23（2011）年6月24日に制定され、平成24（2012）年10月1日から施行されました。この法律は、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等に障がいのある人の虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した者に対する通報義務が課されており、法律の趣旨等について、より一層の周知・啓発を進めます。

また、市町村が虐待防止の主たる担い手となり、本市においても、障がい者虐待の早期発見や対応を担う機関として、「門真市障がい者虐待防止センター」として門真市障がい者基幹相談支援センターを位置づけています。

虐待は養護者のみならず、障がい者福祉施設の従事者や障がい福祉サービス事業等の従事者、障がいのある人を雇用する事業主等使用者によっても行われます。

虐待は障がいのある人の尊厳を傷つける許されない行為であり、自立や社会参加を妨げる行為でもあります。

そのため、家庭や施設、学校等における障がいのある人の虐待防止に努めるとともに、虐待されている障がいのある人に対する避難先の確保のほか、虐待されている障がいのある人、虐待している人が抱える問題の解決に向けて、関係機関や地域団体等との連携を強化し、適切な支援を図ります。

(3) 権利擁護の充実

知的障がいや精神障がいなどの理由で、適切な判断ができない方々を保護・支援するため、成年後見制度があります。しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことから、国においては、「成年後見制度利用促進法」が平成28（2016）年5月13日に施行されました。また、指針となる「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、その内容に従って取組を一体的・総合的に進めていくことになりました。

本市においては、障がいのある人が安心して生活できるよう、成年後見制度利用支援事業の周知と利用促進を図るとともに、国の動向を踏まえつつ、障がいのある人及び家族等に対する情報の提供や相談対応の充実を図るため、市民後見人の育成・確保について取り組んでいきます。

8 障がいのある人の雇用・就労の促進

(1) 障がいのある人の雇用の促進

障がいのある人の雇用を促進するため、北河内西障害者就業・生活支援センターやハローワーク、支援学校、福祉サービス事業所、企業等とネットワークを構築し、効果的な連携を図るとともに、情報を共有しながら、障がいのある人の雇用を促進する体制の整備を進めます。

また、障がい者福祉施設から一般就労への移行を促進するため、大阪府と連携し就労支援事業所のスキルアップを図るとともに、近隣市や福祉サービス事業所、企業等と連携し就労定着支援の推進に努めます。

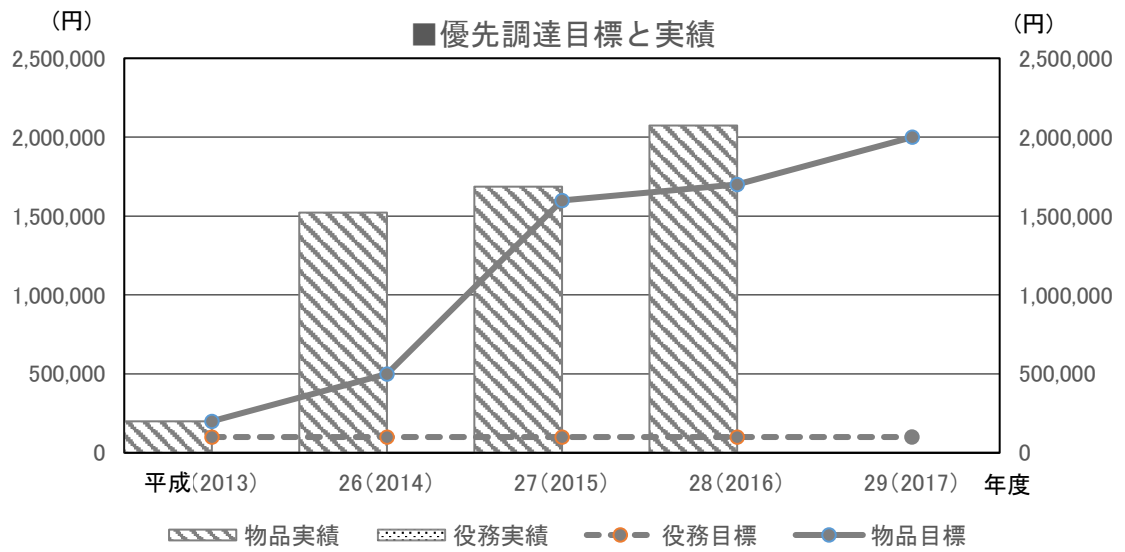
(2) 市における取組の推進

門真市障がい者地域協議会の就労専門部会において、北河内西障害者就業・生活支援センターを中核として日中活動系サービス事業所や相談支援事業所と連携し、一般就労をめざす障がいのある人等を対象に、引き続き、市役所における庁舎実習の受け入れを実施します。

また、本市では発注業務に関して、障がいのある人の経済面の自立を目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達」の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）が平成25（2013）年4月1日に施行されたことにより、障がい者就労施設の各事業所との連携を図るべく、庁内各課に対して、事業所への物品やサービス等の発注に関する調査を行い、事業所に情報提供を行うことで、物品の発注を行っています。

今後についても、同様の調査を行い、「障害者優先調達推進法」に基づき、市内の事業所と連携し、全庁をあげて障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達の推進及び事業所における工賃の増加を図ります。

さらに、障がいのある人の雇用・就労を要件とする総合評価一般競争入札制度や自主製品の購入、販売支援等、庁内の様々な部署において、障がいのある人の雇用・就労の促進につなげることができるよう、「行政の福祉化」についても引き続き取組を進めます。



		平成25 (2013)年度	平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度
物品	目標	200,000円	500,000円	1,600,000円	1,700,000円	2,000,000円
	実績	198,780円	1,523,142円	1,686,070円	2,074,106円	
役務	目標	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
	実績	0円	0円	0円	0円	



9 計画の推進

(1) 計画及び制度の広報・周知

市民がこの計画について、あるいは障がいのある人をめぐる制度の動向について理解を深め、「我が事・丸ごと」の地域共生社会を実現できるよう、広報やホームページ等様々な媒体や機会を活用して周知や情報提供を図ります。

また、平成30(2018)年4月から、障がいのある人を対象に「就労定着支援」や「自立生活援助」が、障がいのある子どもを対象に「居宅訪問型児童発達支援」がそれぞれ新規サービスとして導入されます。

このようなことから、利用者が適切にサービスを利用できるよう、制度やサービスに対する理解を深められるよう、広報・周知を進めます。

(2) 関係各課・関係機関との連携

この計画の目標や見込量を達成するためには、障がい福祉サービスをはじめ就労・雇用、教育等関連分野との連携が特に重要であることから、庁内の関係各課との連携・調整を一層進めていきます。

とりわけ、この計画では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や医療的ケアの必要な子どもへの対応の充実を図るため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することが成果目標となっていることから、特に医療機関との連携を強化していきます。

また、上位・関連計画や、今後策定される計画との連携を図り、社会経済環境や住民ニーズの変化に対応した適切な事業の推進を図ります。

(3) 国、府、近隣市との連携

この計画の内容は、本市単独で達成できないものも含まれています。

国、大阪府の事業や施設を利用することが必要なものや、近隣の自治体と協働することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細かなサービスの提供に努めます。

また、広域的な対応が望ましい施策については、近隣市との連携を進め、効果的な推進を図ります。

さらに、事業の安定的な運営のため、国や府に対する制度改善や財政措置の充実を要望していきます。

資料編

1 計画の策定経過

■計画の策定経過

年月日	項目	内容
平成29 (2017)年 6月30日	第1回門真市障がい 福祉計画・障がい児 福祉計画作成委員会	【議題】 1 委員長挨拶 2 門真市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい 児福祉計画の策定について ① 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について ② 門真市における障がいのある人の状況 ③ 第4期障がい福祉計画の取組状況 ④ 計画の策定スケジュール 3 その他
7月28日	第1回門真市障がい 者地域協議会	【議題】 1 委員の紹介（会長・副会長の選任について） 2 門真市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい 児福祉計画の策定に係る諮問について 3 門真市第4期障がい福祉計画の進捗状況及び門 真市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児 福祉計画の策定について 4 平成28（2016）年度相談支援事業の実績及び 状況等について 5 障害者優先調達推進法に係る市の取組について 6 その他
7月～8月	障がい児者等団体に 対するアンケート調 査	サービス等に関する情報提供、相談支援体制やケア マネジメント、サービス提供（量・質・対応等）で困 っていることや不満に思っていること、市の障がい福 祉施策に対する要望等について、障がい児者等団体等 を対象にアンケートを実施しました。
7月～8月	サービス提供事業所 に対するアンケート 調査	障がい福祉サービス等の提供状況や運営上の課題、 新規サービスの参入意向等を把握するため、本市及び 近隣市の障がい福祉サービス提供事業所を対象にア ンケート調査を実施しました。
10月19日	第2回門真市障がい 福祉計画・障がい児 福祉計画作成委員会	【議題】 1 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福 祉計画（素案）について ① 目次及び素案一部について ② 事業所調査結果について ③ 第5期成果目標について ④ 第5期活動指標等について 2 今後のスケジュールについて 3 その他

年月日	項目	内容
11月2日	第2回門真市障がい者地域協議会	【議題】 1 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案一部）について 2 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定のための事業所調査結果の概要について 3 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 成果目標の設定の考え方について 4 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の活動指標等の見込量について 5 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定スケジュールについて 6 その他
12月20日	第3回門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会	【議題】 1 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）について 2 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）に対するパブリックコメントの実施及び今後のスケジュールについて 3 その他
12月22日	第3回門真市障がい者地域協議会	【議題】 1 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）について 2 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）に対するパブリックコメントの実施及び今後のスケジュールについて 3 門真市障がい者地域協議会（仮称）障がい者差別解消等専門部会の創設及び専門部会への当事者参画について 4 その他
平成30 （2018）年 1月11日～ 1月31日	パブリックコメントの実施	計画（素案）に対する市民意見を募集し、計画に反映するため、市ホームページに掲載するとともに、主要施設で閲覧できるように設置しました。また、門真市立小中学校長、守口支援学校長、寝屋川支援学校長へ文書にて周知協力依頼し、各保護者の方へも文書で周知しました。さらに、市内障がい児者等団体や市内サービス提供事業所へは計画（素案）を送付し、周知しました。
2月8日	第4回門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会	【議題】 1 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）に対するパブリックコメントの結果について 2 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（最終案）について 3 今後のスケジュールについて 4 その他

年月日	項目	内容
2月16日	第4回門真市障がい者地域協議会	【議題】 1 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）に対するパブリックコメントの結果について 2 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（最終案）について 3 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の策定に係る答申について
3月6日	大阪府との法定協議	門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（最終案）について、大阪府との最終協議を実施しました。

2 諮問書



門保障第 1279 号
平成 29 年 7 月 28 日

門真市障害者地域協議会
小寺 鐵也 会長 様

門真市長 宮本 一孝



門真市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について（諮問）

門真市第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画を策定するために
必要な事項について、貴協議会の意見を求めます。

3 答申書

門 障 地 第 5 号
平成 30 年 2 月 16 日

門真市長 宮本 一孝 様

門真市障がい者地域協議会
会 長 小寺 鐵也

門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画について（答申）

当協議会は、平成 29 年 7 月 28 日付門保障第 1279 号により諮問されました「門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画を策定するための必要な事項」につきまして、4回にわたり協議会を開催し、慎重に審議を重ねた結果、別添「門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（案）」といたしましたので、ここに答申いたします。

4 門真市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

（委任）

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29（2017）年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務
門真市障害者地域協議会	障害者等への支援体制の整備を図るために必要な事項についての調査審議等に関する事務

5 門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例（平成25（2013）年門真市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 条例別表1の項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

（委嘱又は任命）

第3条 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等及び副会長等）

第4条 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条 会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。

（関係者の出席等）

第7条 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29(2017)年4月1日から施行する。

別表(第2条―第4条関係)

名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関
門真市障害者地域協議会	会長 副会長	16人 以内	(1) 学識経験者 (2) 医療団体を代表する者 (3) 福祉団体を代表する者 (4) 教育団体を代表する者 (5) 関係団体を代表する者 (6) 本市の職員 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	2年	保健福祉部障がい福祉課

6 門真市障がい者地域協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

区 分	所属団体名・職名等	氏 名
学識経験者	学校法人綜藝種智院 種智院大学 教授	◎小寺 鐵也
医療団体を代表する者	一般社団法人 門真市医師会 理事	香西 孝純
	大阪府守口保健所 所長	田邊 雅章
福祉団体を代表する者	社会福祉法人 門真市社会福祉協議会 事務局長	清石 広一
	門真市民生委員児童委員協議会 副会長	古友 繁一
	門真市障がい福祉を考える会 代表	福田 章男
	社会福祉法人 晋栄福祉会 総合施設長	大北 淳
	大阪府中央子ども家庭センター 総括主査	松村 由貴
	門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス 所長	中村 浩治
教育団体を代表する者	大阪府立守口支援学校 校長	郡司 弘子
関係団体を代表する者	門真公共職業安定所 統括職業指導官	野志 秀憲
	門真市身体障害者福祉会 会長	○中井 悌治
	特定非営利活動法人 門真市手をつなぐ育成会 理事長	東野 弓子
	門真クラブ・合同スタッフ会議 代表	松田 琴美
本市の職員	門真市保健福祉部次長兼福祉事務所長	宮口 康弘

◎会長 ○副会長

7 門真市障害福祉計画・障害児福祉計画作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成24（2012）年法律第51号）第88条に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22（1947）年法律第164号）第33条の20に規定する障害児福祉計画を作成するため、門真市障害福祉計画・障害児福祉計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は障がい福祉課長の職にある者とし、副委員長は企画課長の職にある者とする。

3 委員は、次の表に掲げるものとする。

企画課、産業振興課長、福祉政策課長、保護課長、高齢福祉課長、こども政策課長、こども発達支援センター長、教育委員会事務局学校教育課長

4 任期は、委嘱の日からその年度の末日までとする。

(職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第5条 委員長は、委員会の会議の検討経過又はその結果について、必要に応じて市長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部障がい福祉課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18（2016）年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20（2008）年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23（2011）年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26（2014）年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29（2017）年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29（2017）年6月1日から施行する。

8 門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会委員名簿

(機構順・敬称略)

課名	役職名	氏名
企画課	企画財政部企画課長	○阪本 敏夫
産業振興課	市民生活部産業振興課長	春田 義昭
福祉政策課	保健福祉部福祉政策課長	清水 順子
保護課	保健福祉部保護課長	西本 和博
障がい福祉課	保健福祉部障がい福祉課長	◎北倉 透雄
高齢福祉課	保健福祉部高齢福祉課長	浅田 信二
こども政策課	こども部こども政策課長	田代 勝也
こども発達支援センター	こども部こども発達支援センター長	宮下 勝仁
学校教育課	教育部学校教育課長	三村 泰久

◎委員長 ○副委員長

9 用語の説明

あ 行

【アセスメント】

障がい者本人や家族の話を聞きながら、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていく過程をいい、サービス提供等援助活動を行う前に行われる評価、あるいは課題分析のことです。

【一元的】

一般的には、一つの中心によって全体が統一されているさまをいいますが、障がい福祉サービス等の関連では、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がい等、障がいの種別によらないで、障がい福祉サービス等を提供できるようにすることをいいます。

【一般就労】

障害者自立支援法に基づき国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の中で、一般就労とは、一般に企業等への就職（就労継続支援A型の利用は除く）や在宅就労、自らの起業をいいます。

【医療的ケア】

高齢者や重度の障がいのある人が受ける介護の中で医療的な介護行為を医療的ケアといいます。具体的な医療的ケアとは、たん吸引（口腔、気管等）、経管栄養（鼻の管からの栄養注入）、胃ろう（お腹から胃に小さな穴を形成し栄養注入）等が該当します。上記の他に未だ容認されていない医療的行為に摘便、浣腸等もあげられます。

医療的ケアは、医師法や保健師助産師看護師法で定めるところにより、医師又は看護師にしか認められない行為を、ヘルパーが介護上やむを得ず行う必要な措置として、厚生労働省が一定の行為を実施することを認めてきました。平成23（2011）年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、介護福祉士等によるたんの吸引等の実施を行うための改正が行われました。

か 行

【介護支援専門員】

介護保険の利用者の相談に応じて、介護サービス計画（ケアプラン）を作る専門職のことで、「ケアマネジャー」ともいいます。

【北河内西障害者就業・生活支援センター】

門真市及び守口市に在住の就職や職場定着が困難な障がいのある人を対象として、地域で雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、就業及びそれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行うことをめざした事業を実施しています。また、障がいのある人を雇用している、あるいは雇用を考えている事業主に対しても、相談や情報提供等を行います。

【共生型サービス】

平成29（2017）年5月26日に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、障がいのある人が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、社会保障審議会介護保険部会等において議論を行い、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障がい児者が共に利用できる「共生型サービス」を創設することが盛り込まれました。具体的には、介護保険又は障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなるようにするものであり、各事業所は、地域の高齢者や障がい児者のニーズを踏まえて、指定を受けるかどうか判断することとなります。

【行政の福祉化】

行政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働等の各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がいのある人をはじめひとり親家庭の父母や高齢者等の雇用、就労機会を創出し、「自立を支援する取組」のことをいいます。

【ケアプラン】

要支援、要介護に認定された本人や家族の希望に添った介護サービスを適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境等に配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービス計画」のことをいいます。

【ケアマネジメント】

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上で様々なニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけることをいいます。社会資源は、家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業等のフォーマルな資源、そして利用者自身のもつ内的資源があるとされます。

【高次脳機能障がい】

脳の機能の中で、生命維持に関わる基礎的な生理学的機能（血液の流れの速度、呼吸や体温の調整、覚醒リズム、運動調整等）に対し、注意・感情・記憶・行動等の認知機能を高次脳機能と呼びます。その高次脳機能が、交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶等の機能に障がいが起きた状態を、高次脳機能障がいといいます。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになります。また、外見上では分かりにくいいため、周囲の理解が得られにくいといわれています。

【工賃】

一般的には、物品の生産・加工に要した労働に対して支払う金銭、手間賃のことをいいます。大阪府では、『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針に基づき、毎年の工賃の実態調査を実施し、目標工賃や目標工賃の達成状況を公表しています。この中で、工賃の範囲を「工賃、賃金、給与、手当、賞与、その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのものをいう。」としています。

【コーディネーター】

ものごとを調整する役の人のことです。また、異なる立場の人々の間の合意を形成したり、多くの人の参加を促進する役割を果たしたりする人のことをいいます。

【コーディネート機能】

関連分野・部分を調整し、全体の釣り合いをとるための役割を果たす体制のことをいいます。

さ 行**【支援学校】**

障がいの程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校のことで、学校教育法第8章「特別支援教育」の第72条には「特別支援学校は、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と定められています。

【身体障がい】

身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態をいいます。身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚・平衡機能障がい、③音声・言語・そしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能の障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい）の5つに分類されています。

【精神障がい】

統合失調症、気分障がい（うつ病等）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。

【総合評価一般競争入札制度】

工期、機能、安全性等の価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、最も評価の高い者を落札者として決定する入札制度。

【ソーシャルワーク】

社会福祉の制度などのもとで、人々が社会生活上の課題をみずから解決し、豊かな暮らしを可能にすることをめざすために、福祉の専門技術や知識をもつソーシャルワーカーによって展開される実践活動及び援助技術の総称です。代表的なものとしてケースワーク（個別援助技術）、グループワーク（集団援助技術）、コミュニティワーク（地域援助技術）などがあります。

た 行

【地域包括ケアシステム】

元来、高齢者が重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいの包括的な支援・サービスを一体的に提供する体制や仕組みのことをいいます。

【地域包括支援センター】

地域包括支援センターは、公正・中立な立場から、（１）総合相談支援、（２）虐待の早期発見・防止等の権利擁護、（３）包括的・継続的ケアマネジメント支援、（４）介護予防ケアマネジメントという４つの機能を担う地域の中核機関です。

【知的障がい】

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）に現れ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。

な 行

【内部障がい】

身体障害者福祉法に定められた身体障がいのうち、心臓機能障がい、じん臓 機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの7つの障がいの総称です。

【難病】

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことをいいます。昭和47（1972）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義しています。なお、障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ）も障がいのある人の定義に加えられました（平成25（2013）年4月1日施行）。平成27（2015）年1月には、障がい福祉サービスの対象疾病は、130疾病から151疾病に、同年7月1日からは332疾病に、平成29（2017）年4月1日からは358疾病に順次拡大されています。また、平成26（2014）年5月30日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成27（2015）年1月1日から新しい医療費助成制度が始まり、対象となる疾病は、平成27（2015）年1月1日よりそれまでの56疾病から110疾病となり、平成27（2015）年7月1日からは306疾病に、平成29（2017）年4月1日からは330疾病に拡大されました。

【ニーズ】

ニーズとは、「必要」・「要求」等と訳されます。ソーシャルワーク（社会福祉援助技術）やケアマネジメントにおいては、アセスメント（利用者や家族の希望や生活の全体像を把握するために、様々な情報を収集・分析すること）によって抽出される「生活全般の解決すべき課題」のことを「ニーズ」といいます。

は 行**【ハード面】**

施設・設備・機器など有形のものに関すること

【発達障がい】

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がい等がこれに含まれます。

【パブリックコメント】

行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続のことです。

【ハローワーク】

公共職業安定所の愛称。

【ペアレントメンター】

発達の気になる子どもを育てた経験を活かして、他の保護者の良き相談相手となり、悩みへの共感や助言等ができる者として、研修を修了した先輩保護者等のことです。

ま 行

【マンパワー】

労働力のこと。仕事などに投入できる人的資源のことをいいます。

【モニタリング】

ケアプランに沿って提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすること。

や 行

【要約筆記】

発言者の話を聞き、要約して文字で表すことで、聞こえない人にその場の話の内容を伝える通訳のことです。

ら 行

【ライフステージ】

人生の段階区分のこと。乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期等という呼び方やその他区分があります。

【リ・ワーク】

うつ病等で休職されている方が、円滑に職場復帰するための専門的な援助のことをいいます。

【レスパイト】

乳幼児や障がい児者、高齢者などを在宅でケアしている家族の心身の負担の軽減を図るため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービスのことをいいます。施設への短期入所や自宅への介護人派遣などがあります。

門真市第5期障がい福祉計画・
第1期障がい児福祉計画
平成30(2018)年度～平成32(2020)年度

平成30(2018)年3月

発行 門真市
〒571-8585
大阪府門真市中町1番1号
編集 門真市 保健福祉部 障がい福祉課

